

# 明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流

～小谷源之助・仲治郎兄弟と金澤屋の人びと～

NPO 法人安房文化遺産フォーラム 愛沢 伸雄  
(房総アワビ移民研究所 研究チーム)

0. はじめに	1
1. 明治の長尾村根本	2
2. 海産物問屋・金澤屋と『長尾村誌』	5
3. 根本で始まった潜水器採鮑漁と森一族	7
4. 「慶應幼稚舎」で学ぶ源之助と横浜・清水屋	10
5. 乾鮑製造と小浜「器械根」の採鮑漁	14
6. 清国との海産物貿易と水産伝習所創設	18
7. 金澤屋と海産物商人～萬屋・伊豆屋・石福	21
8. 水産伝習所で学ぶ仲治郎～明治 23-24 年	25
9. 金澤屋を支えていた人びと	30
10. 佐渡の森知幾と源之助の活躍	37
11. 源之助の「逃亡」事件とよばれた出来事	42
12. 磯焼けと根本での調査・「あわび研究」	45
13. 源之助・仲治郎兄弟が渡米にいたるまで	48
14. 金澤屋の女性たち	53
15. 明治女学校のひでと画家倉田白羊	61
16. 清三郎の死去と仲治郎	65

## 0. はじめに

1897（明治30）年、安房郡長尾村根本（南房総市白浜町）出身の小谷源之助・仲治郎兄弟をリーダーとする鮑漁師らは、米国カリフォルニア・モンレー湾域で器械式潜水具を導入し、採鮑業に従事した。渡米時、兄は30歳で弟は25歳であった。二人は採鮑事業だけでなく実業家のA. M. アーレンと共同して缶詰会社を設立し、鮑加工事業を始める。渡米まで兄弟は、根本で父清三郎・母たよが経営する海産物問屋「金澤屋」で働いていた。どのような経緯で渡米するに至ったかは十分には解明されていない。

また、弟の仲治郎は米国で10年を過ごした後、1906（明治39）年に帰国し、七浦村千田（南房総市千倉町）に暮らしながら、千田漁業組合長や安房水産会長、七浦尋常小学校の学務委員などの要職を歴任し、地元で潜水士を養成して米国の兄源之助のもとへ送り込んでいった。ただ、このこともあまり知られていないだけでなく、安房の水産界では、小谷仲治郎の果たした役割が大きかったわりに、戦時中に亡くなったこともあり、ほとんど顕彰されてこなかった人物である。

渡米した鮑漁師の痕跡については、日本側で大場俊雄氏、アメリカ側でサンディ・ライドン氏などが長い年月にわたり源之助・仲治郎兄弟をはじめ房総の漁師たちの調査研究をし、日米交流の事実を明らかにしてきた。ただ、日本側での源之助・仲治郎兄弟に関わる資料が少なく、二人の両親や金澤屋のことは墓石以外わからないまま、今日まで月日は流れてきた。

1914（大正3）年5月8日に仲治郎が新築した居宅の『新築上棟式日誌』があり、帰国後7年暮らしていた仮住まいから新住居となった。『日誌』には42歳の仲治郎が関わった人びとの名が連なり、どのような人脈のもと地域で過ごしていたかを知ることができる。この頃、父清三郎の願いから引き継いだ「根本と布良の海岸線境界問題」は、仲治郎が根本側原告の中心となって行政裁判に臨み、根本側が願っていた方向で裁決されていく見通しが立った時期であったと思われる。仲治郎が難しい裁判に立ち向かえたのも、渡米し現地での困難な事業を乗り越えてきた経験が生かされたといえた。

なお、仲治郎は21歳で千田の平野家に婿養子となったが、渡米前に縁組解消して小谷姓に戻っている。長男の義雄は平野姓を継いだこともあり、平野家は家系として続いている。2019年、仲治郎の旧宅を解体することになり、現在の所有者である平野家の子孫から家屋内の資料などを調査する承諾を得た。その際に襖を丁寧に剥がしたところ、下張りに使っていた大量の古文書を発見したそれらは千切られた書簡や勘定書、契約書の断片であり、大半は実家の海産物問屋「金澤屋」に関わり明治期に書かれたものであった。

これらの資料は「平野家文書」と称し、その調査研究は、まず多くの書簡を紙質や筆跡ごとに分類し、検討して断片を繋げていく作業であった。次に、明治期の難解な崩し字もあるものを解読し、書き下し文にする作業など、その準備は長期間にわたった。大型台風や新型コロナウイルス感染症の拡大を乗り越えて3年にわたり、調査分類が完了した古文書は530枚にのぼる。

安房地域において、明治期を中心に一つの家族の歴史に関わる書簡類が、これほど数多く見つかったのは極めて珍しいという。「平野家文書」の歴史的な事実を安房の地域史に生かす調査研究は、長い年月がかかるであろう。本報告は部分的で限られた内容であるが、その第一歩にしていきたいと思っている。

## 1. 明治の長尾村根本

仲治郎・美わの二女美枝の夫で、七浦小学校の教員をしていた大島四郎という人物が、実際に義父仲治郎から聞き取り、周辺にいた親戚など関係者から聞き取り調査して、それぞれ書き綴ってきた資料がある。安房地域から県北の学校に異動し、最後は高等学校長を勤めている。退職後、仲治郎の生きざまや業績を伝えるため、書き溜めていたものを1983（昭和58）年に長文の原稿にまとめたものである。ただ印刷までにはいたらず、原稿をコピーしたものを数部製本し表紙に『安房の潮左為』（私家版）という題名をつけ関係者に配布したと聞く。この資料は仲治郎の生涯を知るうえで極めて重要なものである。

本報告書では平野家文書の書簡類を取り上げ、清三郎やたよ、子どもたちの様子、そして海産物問屋金澤屋の商取引などを中心に紹介しているが、当時の大島四郎には知ることができない事実があり、今後、日米交流や安房地域で果たした仲治郎という人物の偉業研究を深めていくために、『安房の潮左為』という貴重な資料も併せて調査研究することで、渡米した鮑漁師の歴史や安房の地域史を豊かなものにし、後世に向けて貢献すると思っている。

源之助・仲治郎兄弟が生まれ育った土地は、明治期にどのように描かれていたかを紹介したい。観光に使われた『房州避暑案内』（山崎房吉著・明治25年）によると、「…朝夷郡白濱ハ養壽院ヲ出テ東行一里十餘町北條ヨリ…白濱ハ里見氏ノ古跡多ク…本州外海岸ハ復期一体ニ潜水器械ヲ使用シ鮑ヲ採リ清國輸出ノ乾鮑ヲ製造シ就中布良ヨリ白濱ニ連ル海面最モ盛ナレバ滝口丸屋辺ニ御一泊漁船ヲ僦ヒ御遊観然ルベシ乾鮑ハ御帰京ノ御土産ニハ至極上品ノ物…」と、潜水器採鮑漁のことや乾鮑を製造し清国へ輸出していることが書かれている。

そして『安房郡誌』（千葉県安房郡教育会・大正15年）では、長尾村の沿革が記載されている。その概要は、安房郡の最南端にあり、東は白浜村、西は富崎村、北は豊房村神余と接しているとし、南は太平洋に面して滝口・根本の二大字になっているが、行政上、根本・砂取・本郷・東川下・西川下・横渚の6地区という。旧滝口村というのは滝口・川下・横渚・砂取の総名である。長尾村は古くは長尾荘と呼ばれ白浜郷の一部といわれ、鎌倉期は神余氏の所領であり、その後里見氏支配の領内になったものの、里見忠義が改易されると江戸幕府の公領であったり、諸藩あるいは幕臣の領地になったりと支配が変遷していく。

江戸初期は中村彌右衛門などの代官支配が続き、その後根本では松平監物の領地、さらに公領として関口作左衛門や樋口又十郎の支配下となった。元禄期に滝口が三枝撰津守の領地になり、再び公領になると代官樋口又兵衛の支配となる。正徳以後、滝口は瓦林清右衛門や同苗幸之助の知行所、根本は公領が続き野田三右衛門や原新六郎、稲垣藤四郎などの代官であったという。文化期、滝口は松平越中守、根本は稲葉播磨守の所領になったものの、その後は公領に戻り、代官森覚蔵や羽倉外記、藤田藤四郎らの支配下に置かれた。そして、天保期に忍藩松平下総守の所領、安政期に岡山藩松平内蔵頭の預所になり、幕末には代官佐々木道太郎や今川要作、大竹左馬太郎、小川達太郎らの支配下にあった。幕府最末期に滝口が幕臣の大岡勝之助、根本は深谷左源太の所領となったものの、明治維新で一時、宮谷県知事柴山文平が支配した。

なお、幕末期の房総半島南部では、東京湾口に近い沿岸部が海防上重要な地域になったので陣屋や台場が設置され、外国船が現れると「異国船打ち払い」という方策もとられた。忍藩や岡山藩では布良や川下、忽戸などに砲台を設置し、海岸警備のために領内の村々から人馬の調達がおこなわれ、台場建設や宿泊場所、人足・水主徴発など、これまでにない大きな負担が課せられていった。

明治に入って、滝口は田中藩本多正訥の移封地になり長尾藩の所領となり、根本は明治2年に館

山藩の稲葉正善の所領となった。滝口・根本は明治4年に長尾県館山県の管轄になった後に同年11月に木更津県の管轄となり、明治6年には千葉県の管轄となって現在に至っている。なお、明治5年4月木更津県においてそれぞれ正副戸長及び立合人を置き、千葉県において大小区に改められ第1大区1小区に編入、小区取扱所を紫雲寺に開いた。そして、滝口村・根本村連合戸長役場を宇砂に開設し、福原悌蔵連合戸長となったが、明治13年9月には岡崎幸右衛門がこれに代り、その後滝口村・根本村・神余村連合役場となると、福原悌蔵が連合戸長となった。明治22年5月に神余村との連合を解散すると、6月1日に滝口・根本を併せて長尾村と改称して、福原悌蔵が初代村長となっている。

房総半島南部外房沿岸地域は黒潮のもと温暖な海洋性の気候であり、夏季や秋季は台風や豪雨などで降水量の多い地域でもある。また冬季において沿岸部は無霜地帯であり、照葉樹林のなかで生態系が豊かで植生が多様である。ただ、地質的に日本海溝への太平洋プレートの沈み込みの影響で歴史的にも地震の記録が多く、沿岸地域はプレートにより隆起してきたことでの海岸段丘や岩石海岸、砂浜海岸、そして海岸浸食を受けることでの海蝕洞窟や岩が削られた入り江などが多い海岸がつけられてきた。日本列島の中央部の海域は南からの黒潮と北からの親潮との出会いがあり、水産資源では豊かな漁場となってきたが、沿岸の岩石海岸や岩礁の海域においても、古代から海藻や鮑、伊勢海老など磯根漁業は盛んであった。

ところで白浜は房総里見氏の初代義実が上陸したという伝説の地であるが、このような伝説が生まれた背景には、中世の房総沖太平洋海上交通に重要であった白浜を支配する関東管領上杉氏をたたくため、鎌倉公方足利成氏の命を受けた里見義実が白浜に入部したといわれ、この勝利により義実は、『梁塵秘抄』に古来から軍神として尊崇されていた滝口明神に太刀を一口神前に納め武運長久を祈り、神田を寄進したと謳われた。この滝口明神は白浜の滝口にある下立松原神社であり、延喜式神名帳にある朝夷四座の一つに比定する説があるように、白浜一帯は安房国支配にとっても重要な地であった。

このように海とともに生きる人々の中に中世の里見氏との伝承が息づきながら、暮らしには海藻や鮑などの磯根漁業や鰯などの沖合漁業の姿があった。布良や根本、滝口、白浜、千倉などの沿岸部は温暖で豊かな風土をもった地であり海上輸送も盛んであったと推察されている。それゆえ江戸期に入っても徳川氏が里見氏を改易して房総半島南部沿岸部を幕府の直接的な支配地にし、漁業では大都市江戸を支える生産地として、あるいは幕末には対外的な海防の地になっていったのである。

なお、里見氏改易後の家臣の帰農について長尾村での伝承をみると、齋藤東瀾著『安房志』（明治39年）には、二つしかあげられていないが「黒川森太郎 長尾村根本のひとり。醫を業とす。祖先を黒川権右衛門と云ひ。先代を太左衛門と稱す」と、「森務吉 長尾村根本の人なり。祖先森杵之助義祐と稱し。先代を儀兵衛と云。往時名僧赤鼻法印と號す。墳墓は大綱大巖寺に在り」とあり、とくに「森務吉」が後述する森家との関係で、里見氏家臣にかかわっているのであれば興味深い。

1889（明治22）年に滝口・根本を併せて長尾村となるが、滝口村内を貫流する長尾川があり、本多氏がこの地に移封された時に長尾川の名をとって長尾藩としたことから村名の由来になったという。『千葉県町村合併史』によると合併時、初代村長福原悌蔵の時期は、旧滝口村が戸数495戸で人口3142人、旧根本村は戸数158戸で人口944人、両旧村の合計、つまり長尾村は戸数653戸人口4086人となる。

1894（明治27）年、長尾村を訪れた水彩画家木下藤次郎は、『安房の冬』という絵日記をのこしている。「根本海岸」と題した紀行文には、「…藍色なす海は見ゆれど、岸边とは二三丁宛離れて浪

の音すら聴こえず。濱（瀧か）口と云う処を過ぎて、一里程にして根本村に至る。即ち道を求めて海濱に出づ。此辺一勝地にして、下は一带の貝殻の破碎せるものを以て満たされ、美麗言ふ斗なし。爰は夏時都人の遊ぶ者多しとかにて、山の半腹には養寿院と云へる大なる旅館さへあり。房州中第一温暖の処なりとか。…是より或は海辺に或は本道に道を撰はすゆきぬ。途上数人の海女の裸体にて藻屑を手にして走れるを見たり。彼等は皆其丈なす髪を振り乱して、色は銅の如くなりき。途上見るべきの佳景尠からず…」と画家の視点で村民の暮らしや村の様子が描かれている。とくに「海女の裸体にて藻屑を手にして走れるを見たり」については、『長尾村誌』によると暴風での波浪が激しいときに海岸に漂着藻が流れ着き「…老幼男女皆背負籠に薪を入れ大なる撐網を携へ海岸に群集す。かくて濱役の相図により採集…婦女子は厳冬の早晨亦海水にひたりて之の採集を為すこと珍しからず…」と記載されている。

本報告書では金澤屋のあった根本の明治・大正期をまとめた『長尾村誌』を引用している。安房白濱町近代史料集Ⅰ『長尾村誌』は、安房白浜町史として5冊目（上巻）と6冊目（下巻）として刊行されたもので、大正期に長尾高等小学校訓導兼校長であった恩田利用が執筆した原本を復刻したものである。恩田利用は漢学者の恩田利武の子であり、利武の父恩田利器は明治維新で移封された長尾藩の人物で、城の築城にあたった兵学者であった。築城中に台風が襲来し屋敷などが破壊されたことで責任をとり退いている。その後、長尾藩は北条陣屋に移転している。利器や利武は白浜で塾を開き子弟の教育に、利用は千葉師範学校を出て学校教育に関わり校長になっている。長尾小学校勤務のかたわら、1885（明治18）年に郡から要望のあった『村地誌』の原稿を参考に、村政の事務報告書や統計表を使って客観的な事実になるように、1914（大正3）年から1918（大正7）年頃までの間に執筆したものであった。

## 2. 海産物問屋・金澤屋と『長尾村誌』

源之助・仲治郎兄弟の父小谷清三郎は、根本村の名主・森惣右衛門家の出自で、金澤屋の長女・小谷たよの入り婿である。海産物問屋の経営者というだけではなく、村会議員や学務委員、漁業組合理事などの要職を務めていた。

たよは12歳で先代当主の父を亡くしており、館山の商家から嫁いでいた母を支えながら、清三郎と結婚したと思われる16歳までの間、金澤屋の経営を手伝っていたのであろう。だが、その母も2年後には亡くなっている。清三郎が小谷家に婿入りしたのは長男源之助誕生から推察して、20歳の1865(慶応元)年頃ではないか。

金澤屋についてはこれまで資料がほとんどなく推察の域を出ないが、根本東墓地の小谷家墓石には、「得成正覚信士 無相得海信女 金澤屋始祖也」と刻まれており、1827(文政10)年と1859(安政6)年に没した夫妻が金澤屋初代とわかる。たよの曾祖父母とみられ、清三郎は4代目となっている。

小谷家では代々「清三郎」を襲名しているようで、2代目清三郎は早世しているが、その妻ふきは1897(明治30)年に91歳で没している。書簡に時々登場する「老母」とは、祖母ふきのことではないかと思われる。8人の子育てをしながら、金澤屋の経営に奮闘する孫娘たよを裏から支えていたのだろうか。後にたよは自分の娘に「ふき」と名付けている。

一方、清三郎の実家である江戸期から根本村名主を勤めた森惣右衛門は、明治期に入っても村政や漁業において村民をまとめていく立場にあった。『長尾村誌』には、根本村名主の森惣右衛門は「大屋」と通称されたとあり、明治初期には「大屋」関係者で戸長・副戸長などを引継いでいった。神田家文書(館山市立博物館蔵)には、明治八年三月廿九日付「第一大区一小区安房郡根本村用掛小谷清三郎 森精吉郎」名で「漁業有地従前仕来詳細書」が千葉県令柴原和殿宛に出されているが、清三郎(30歳)は「大屋」森家の一員として、金澤屋に婿入りしても村政に関わっていた。

1871(明治11)年、森惣右衛門(清三郎の兄)や一族の森精吉郎らが増田万吉(器械式潜水業の先駆者)を横浜から招き、器械潜水具による鮑漁法(以下、潜水器採鮑漁とする)の実証試験をおこない国内初となっていく大きな成果を上げた。根本・滝口両村から始まった潜水器採鮑漁は、潜水器の増加とともに両村の人びとが潜水夫として養成され全国各地に出向いていくことで広がっていった。

平野家文書の書簡のなかに森惣右衛門や森精吉郎の名前が登場する。1886(明治19)年2月に清三郎が源之助宛に出した書簡【33】には、「乍去兄惣右衛門昨年中久々御病キ之処、北条病院へ入院被成、追々御全快ノ様ニ相見へ安心し居(折)から(柄)、急ニ大病ト相ナリ、終ニ昨十九年十月三十日同院ニ於テ死去被成、其節ハ私義ハ横浜へ参リ不在之処、残念至極之義ニ候得ども」とあるが、根本西墓地森家(屋号「大屋」)の墓碑には森惣右衛門が明治18年10月23日に48歳で没したとあり、書簡とは没年が違っている。なお、妻ていは明治33年に亡くなっている。

森精吉郎は森一族の墓域に「木村屋」という屋号の墓碑があり、その中に「了知源底居士 明治三十二年五月十一日 俗名精吉郎行年 五十四才」と刻まれている。森一族については後述する。

金澤屋当主の清三郎も実家の「大屋」森家とともに潜水器採鮑漁やその加工販売に関わり、明治期安房の水産界では重要な役割を担っていたと考えられる。根本東墓地にある小谷清三郎・たよ夫妻の墓碑には仲治郎が墓誌を刻み、父清三郎という人物は「資性敦厚水産事業ニ終始シ世運ノ進展ヲ先覺シ専心郷黨ノ學事ヲ奨励」と顕彰している。

当時の長尾村の漁業の姿を『長尾村誌』の項目「水産物」から推察してみたい。村誌には「水産

物は頗る種類に富む根本砂取川下の三漁業組合ありて漁場を分轄し着々成功を収む海産中利益の莫大なるを海藻及鮑とす」とあり、漁業組合は「根本」「砂取」「川下」の3つの地区にあった。清三郎は妻たよや源之助、仲治郎、娘らくなどと採鮑漁業をしながら海産問屋「金澤屋」を経営するとともに、1902（明治35）年に創立した根本漁業組合に所属し、初代理事2名の一人に選ばれている。当時、1902（明治35）年の漁業法の改正によって漁業組合の結成や海岸境界線の設定などの届けが漁民に求められた。とくに従来からの漁場慣行を法的に位置づけ漁業組合としても契約書にすることが必要であった。そのなかで根本と布良との海岸境界線問題が長年にわたって深刻な対立となっており、漁師たちが争っている状況を何としても決着させる必要があり、理事の清三郎には頭の痛い問題であった。

ところで、金澤屋に関わっている人びとの名前が平野家文書に数多く登場しているが、ほとんどは清三郎との関係やその役割が何であったかは不明なままである。ただ、全体の書簡類から年代の位置づけや関係者との立場を推察してわかる範囲で伝えたい。書簡【6】には「又左衛門・源太・土や太助」とか、書簡【67】には「五三郎豊吉殿産左衛門殿」、書簡【115】には「助右衛門の寅吉、又右衛門・源太・やめ平・善治・大や善右衛門」などの人物が出てくる。清三郎と一緒に村政に関わっていたものや近所に住んでいる親類のような人たちのようだ。ただ、清三郎とたよの往復書簡【6】には、佐渡水産会から要請のあった模範漁業に根本の漁師たち「長五郎・門七・長治郎・市右衛門此四人の人々」が「佐州へ御出」になったと、これまでまったく知られていない出来事と漁民名が記載されている。

金澤屋周辺に住んでいた人びとの名前や屋号などを記した貴重な資料がある。そのなかには前述の名前がある。金澤屋の周りは「小谷又左衛門」「平川弥惣平」「森治郎平」「小谷源太」「森八助」「古谷清次郎」などがあり、ちょっと離れて「森小平」「若佐和助」「小谷角助」「畠田長兵衛」「森惣左衛門」「小谷安平」「小谷長重郎」「小谷紋七」「森佐右衛門」「古谷七左衛門」「嘉右衛門」「小谷弥一郎」「林佐平治」などである。

当時の村の漁業の実態を『長尾村誌』には「…明治十六七年頃迄は十二月より五月に至る季節に群集し来り根本海岸には舩二十艘もあり干鱸約二千表内外に上れりといふ主もに八手棒受地曳網を用ゐたるなり秋刀魚も其利多少の減額を見る其口に豊凶あるは勿論なれども明治十八年には川下に大網十疊ありしも所謂流し（刺し網）の流行に壓倒せられ現今は僅に一二疊となれり刺網も亦流行當時は二十四五疊の多きありしも損失相つぎ今は五六に止まる」とあり、漁船の所有は「…三十年前迄は本村所有の舩舶は百石以上五百石積未満三隻百石未満五十石以上四隻漁舩は滝口に九十隻根本に六十隻小廻舩は滝口に四隻根本に六隻合計百六十七隻…」という実態であった。

そして、漁村の人びとの姿として、「海産中利益の莫大なるを海藻及鮑」とあり、「海藻」のことは「近来沃度事業の発展に伴ひ粗製原料たる海藻灰の価格亦騰貴し漂着藻の採集及切り搗布を以て優に数万圓を収む小舟を泛べて海上に出て切断機を用ゐる或は水に没して刈り取れるもの是を切り搗布と称す」とあり、漂着藻の場合は暴風での波浪が激しいときに海岸に流れ着くが、自由に採集はできず「老幼男女皆背負籠に薪を入れ大なる撐網を携へ海岸に群集すかくて濱役の相図により採集し、「採集終れば之を乾燥し焼きて以て沃度の原料たるケレップ灰」としてヨード工業品となった。つまり「暴風の害は一面黄金の利福たる奇現象を本村に與ふ本村の婦女子は嚴冬の早晨亦海水にひたりて之の採集を為すこと珍しからず…根本海岸の如き一日千餘圓の漂着藻を得ること一年数度に及び比較的少なき川下浦にしても二三百圓の採集」と言うように、村政において漁業組合の指示のもと村民の共同労働の役割が財政をも支えていた。

### 3. 根本で始まった潜水器採鮑漁と森一族

『長尾村誌』には「…採鮑の利決して尠少にあらず三所とも變革多く其間紛議訴訟も無きにあらざりき而して其近因を成せしは實に潜水器械の使用にあり潜水業の嚆矢は横濱の人増田萬吉にありといふ明治九年森清吉郎同人に依托し採鮑に試みしに其利舊に倍するを知り砂取と共同し十二年一月採鮑營業出願全年二月八日認可せられたり九月又新機壺臺購入する十五年七月布良浦に於ても潜水器採鮑を為すに至り十六年一月根本砂取各一臺を用ゐて營業し以て今日に及べり當時潜水夫は増田萬吉をして親しく傳習を受けたなり（増田萬吉へは報酬百円を贈れり）爾來斯業に従事する者續出し今や潜水漁撈の外沈没船引上に築港工事に其足跡全國に普く遠く海外に發展する勢あり而して是等従事者の送金年々拾萬圓無んとす。…」とあるが、思ったほど潜水器採鮑業について詳しい記載がなされていないのは当時、鮑漁の最新漁法への功罪認識がまだなかったからかもしれない。

また、『砂取区有文書』（館山市立博物館蔵）には、1912（大正元）年の根本と布良の海岸線境界問題の行政裁判に提出した資料のなかに、「潜水器採鮑業ニ付砂取浦が創業以来今日迄營業シ来リシ来歴 一、明治十一年四月砂取浦及根本浦ハ共同シテ潜水器械ヲ以テ鮑採リノ事ヲ企テ之ガ試験ノ爲メ横浜ヨリ潜水人増田萬吉ヲ雇入レ浦人ニ潜水術ヲ伝習セシメタリ（増田ノ札状一札ニ明ナリ） 一、明治十二年一月潜水器械採鮑營業ネガフ砂取浦根本村共同ニ砂取浦海面ニ於テ營業セントノ出願ヲ為シ許可ヲ得タリ 但シ根本海ニ於テ營業セントスルニ入會ナル布良ノ承諾ヲ要スルヲ以テ單ニ砂取ニ於テノ之營業ヲ為シタリ…」とある。

さらに、安房郡の鮑漁業の概略について岸上鎌吉編『大正三年安房郡水産沿革史』（安房郡水産組合 大正3年）の『鮑漁業ノ沿革』をみると、「…明治十一年潜水器械ヲ利用シ採鮑スルヲ初ム爾來三四年ヲ經テ該器械ノ利用各浦トモ大ニ流行シ臺數等ノ制限ナク頻リニ之レヲ用ルニ至ル明治十九年一月千葉縣ハ潜水器械採鮑規則ヲ發布セラレタルモ各浦ハ競テ之レカ酷捕濫獲ヲ爲ス故ニ千葉縣ハ明治二十一年二月潜水器械ヲ使用スルハ十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄禁止スト縣令第十六號ヲ發布セラレ使用期間四月一日ヨリ十月三十日限リト定メタリ然レトモ稚鮑採捕ノ制限ナキカ故ニ稚鮑ノ採捕甚シキモノアリ…」と記載されている。

それ以来近年まで、房総の潜水器採鮑漁業の歴史は描かれていなかったが、丹念に掘り起こし調査研究した大場俊雄は、『房総の潜水器漁業史』（崙書房ふるさと文庫 1993年）にまとめ、その漁業の起源を次のように概略している。1877（明治10年）年、館山・八幡村の鍛冶屋菊次郎は横浜在住の藤屋松五郎から、横浜で水中作業に潜水器が使用されていると聞いた。そのことを今度は根本村の森精吉郎が聞き、潜水器を採鮑に応用できないか思い立った。さっそく周旋人の椎名可信に頼み、潜水人増田萬吉に潜水器での採鮑を打診し、増田は8月横浜から根本の精吉郎宅に出向いて、森惣右衛門や加藤五郎の実験参加や約定を締結した。潜水器での採鮑実験は翌年4月29日から7月21日まで行われ、結果は良好であった。採鮑事業としての見込みがあると判断した森精吉郎は、6月19日にシーベゴルマンの潜水器械1台を横浜のハドソン商会から650円で購入し、6月26日から本格的に採鮑事業を着手していった。

潜水技術者には潜水夫と船上で命綱を扱う綱夫、潜水ポンプを操作するポンプ押し夫が必要であり、7月にはさっそく株主の費用で、根本村の林文蔵と小谷治郎平の二人が増田萬吉から潜水術の伝習（稽古）を受けたという。潜水器採鮑業の株主兼発起人は根本村の森精吉郎と森惣右衛門、滝口村の加藤五郎と金井利平で、その許可のもと1879（明治12）年まで12名が訓練するが、その出身はすべて根本村や滝口村在住のものであった。海底の危険な水中作業者は船上で命綱を扱い、ポ



ンブ押しするものに命を預けているので、信頼のおける肉親や血縁関係、同じ村という地縁のうえに信頼のおける人物がいての潜水器採鮑業であった。

潜水術の伝習にあたって株主兼発起人と厳しい約束事が交わされ、稽古や出稼ぎのなかで約束を破った場合は厳しい制裁と罰金が課せられていた。増田萬吉と根本の人びととの出会いによって創始された潜水器採鮑漁は、根本・滝口両村で潜水夫や船上での綱夫が次々に養成され、全国で潜水器の台数が増加すると、瞬く間に潜水夫が求められ全国に広がっていったのである。

このように根本での潜水器による採鮑漁は、清三郎など森一族が関わり、とくに本家大屋の「森惣右衛門」の存在は大きかった。清三郎から源之助宛への書簡に「…十九年十月三十日同院ニ於テ死去被成…」と、清三郎の兄である森惣右衛門の死亡が明治 19 年 10 月 30 日とあったが、墓碑には「明治 18 年 10 月 23 日俗名惣右衛門行年四十八才」と、なぜ日付が違っているのか。その後も森惣右衛門の名前はでてくるので確認すると、1887 (明治 20) 年の小谷種次から森惣右衛門宛 5 月 13 日付書簡【269】のなかに、「…且又金子御尽力被下、千万難有御礼申上候…乍恐今式円程御都合被下度、別紙受取書相添…」とある。そして、翌日の日付で「小谷一作代小谷種治より森惣左衛門宛の 5 月 14 日付「森惣右衛門江用立受取証」【D21】には「証 一、金式円也 右之金、森惣右衛門殿江用立金之内、慥ニ受取申候也、安房郡茂名村 小谷一作代小谷種治 明治廿年五月十四日 根本村 森惣左衛門殿」とあり、明治 20 年に森惣右衛門からの用立金を根本村森惣左衛門が受取ったとあった。明治 18 年に亡くなった森家大屋の森惣右衛門と、同名の人物がいるようだ。

その後、根本の森家大屋はどうなったのだろうか。墓碑に刻まれた「森たか」という女性が存在する。清三郎の砂取村加藤五郎宛の 1887 (明治 20) 年 10 月 15 日付「金円借用証」【D34】には、「金円借用証 一、金式拾円也 但シ、利子壺ケ月金式十円ニ付金二十五銭割合也 右之金額、拙者無抛要用有之、借用候處確實也、返済之期ハ、来ル二十一年十二月二十日限り、元利共屹度返弁可仕候、若シ其時ニ至リ返済相成難節ハ、保証人ニ於テ引受弁金可仕候、後日之為メ借用証依テ如件、明治廿年十月十五日安房郡根本村 借用人森たか 同郡同村 保証人小谷清三郎 同郡砂取村 加藤五郎殿」と、ここに「借用人森たか」が出てくる。借用証から 1885 (明治 18) 年に森惣右衛門が亡くなると、その後、森家大屋の潜水器採鮑業では営業人となっているので、家督は墓碑にある「多賀」、つまり「たか」が受継いだのだろう。そうすると大屋の家督を持っていない同名の森惣右衛門がいたようで、水産伝習所時代の仲治郎が清三郎に宛てた 1 月 14 日付書簡【79】には、「…加島様への返事大至急願上候、惣右衛門殿宅迄手紙御遣し被下度候…」とあり、明治 24 年 1 月東京には森惣右衛門宅があったことになる。

次に清三郎とは強い繋がり「森惣左衛門」を見てみる。潜水器採鮑業の営業開設に伴う平野平右衛門宛ての 1886 (明治 18) 年の「定約書」がある。その内容には「鮑採器械営業開 [設ニ付] 為取換定約書 一、今般我等官許ヲ蒙リ、英国製潜水器械ヲ以テ、村方地先磯根ニ於テ、鮑採営業相開候付、約定左ニ、一、一日生鮑採揚高百貫目以上 六分営業元 四分村方 一、同 百貫目以下七分営業元 三分村方 一、営業場所 海底深サ予メ十三口 (欠損) [区域ヲ] 立、地元裸海士 [不及] 場所ニテ営業仕、決シテ従前海士稼の者ニ故障不仕事、一、一日取揚高ノ様子見テ、生鮑ニテ不残村方エ差出候約定之事、一、日々取揚高ニ応シ、前分合ヲ以テ、御村方エ生鮑ニテ相渡シ可申事、一、営業期限之義者、旧曆五月二十五日ヨリ、来ル八月三十日限り休業可致事、但、時宜ニ寄り期限ヲ伸縮スル事アルヘシ、右之件、双方定約行届候上ハ、違約無之様堅ク守リ可申、依テ為取換書証如件、明治十八年七月四日 安房郡根本村 森惣左衛門 朝夷郡千田村惣代人 平野平右衛門殿」とある。

ここから根本村の森惣左衛門は潜水器械船を所有し採鮑業をおこなっていた人物であり、近村の鮑漁場では村関係者と「定約書」を交わしながら営業していたことがわかる。朝夷郡の千田村では惣代人平野平右衛門と約定書を取り交わしているが、後に仲治郎の養父となった人物であり、この頃より森一族と繋がりがあった。

また、惣左衛門のことは清水屋誠次郎から小谷清三郎宛の8月4日付書簡【236】のなかに「…惣左衛門殿器械、貴地ニ罷在候得者、損料金ヲ荷物及■■■共、右干鮑大至急御通送被下度候、実ニ先方より毎日之如催促ニ被及候ニ付、甚タ迷惑仕候…」とある。後述する夷隅郡中魚落郷小浜の「器械根」の採鮑漁に惣左衛門器械船は関わっており、その潜水器械船を移動しながら採鮑漁をおこなっていた。夷隅郡興津村の源五良新や宅にいた惣左衛門から清三郎に宛てた1月1日付書簡【241】があり、「…下拙共勝浦江参り候得ば、秦様国元へ参り候ニ付、金円用弁ニ相成不申候…秦殿帰宅相成候哉、帰宅次第右商法之咄し申入候…御姉様へもよろしく御礼申上候…」とあり、興津村を拠点に勝浦など夷隅地区を移動しながら操業していることがわかる。なお、惣左衛門はたよを「御姉様」、清三郎を「金沢や兄様」といっているのも、もしかすると清三郎の実弟ではないかと推察したい。

1910（明治43）年の7月1日付書簡【343】では「…父ヨリの書面差出不申候ニ付、不悪御承知被下度候、先ハ当用迄、早々 森惣左衛門代栄蔵 外一同 金沢や御一同様」と書かれ、森惣左衛門の後継ぎは栄蔵とわかる。東京で商店を営業していた森栄蔵と金澤屋清三郎一家との繋がりは深く、様々なやり取りがおこなわれていた。森栄蔵は清三郎が父親の兄であったので「伯父様」と呼ぶ書簡も多い。

根本西墓地の森儀平家の墓碑では、森儀平が1838（天保9）年生まれで1899（明治32）年9月12日に61歳亡くなっている。「森空之輔」という人物名も見られるので、前述した里見氏の関係者に「森務吉 長尾村根本の人なり。祖先森空之助義祐と稱し。先代を儀兵衛と云。…」という家であることがわかる。

そして、同じ墓地には森惣右衛門とともに増田萬吉から潜水器械による採鮑業を根本に導入した「森精吉郎」の墓碑がある。精吉郎の屋号は「木村屋」と呼ばれ、「木邨」という屋号の墓石には「継父初代木村屋本多長次郎（実子本多長九郎 明治19年2月1日没）と初代木村精吉郎実母キイ（明治19年2月28日没）」と刻まれている。同じ並びにある基礎に「木村屋」と屋号が刻まれ明治13年6月15日に建立された「森 本多 内田 三姓各精霊」という不思議な墓石がある。初代木村精吉郎と森精吉郎とのつながりはこの不思議な墓石の意味することに関係あるかもしれない。墓碑の森精吉郎は1846（弘化3）年生まれで1899（明治32）年5月11日に53歳で亡くなっている。妻よしは1912（明治45）年に54才で亡くなっている。

『長尾村誌』によると、精吉郎は根本小学校を開設した明治7年に授業生として算術を教えたようだが、いつまで教員であったか不詳になっている。明治28年から亡くなる32年まで村会議員であり、明治29年から亡くなるまで根本の学務委員も務めていた。後述する夷隅郡中魚落郷小浜の「器械根」での操業では、濱野吉郎から森精吉郎宛てに出した9月18日付書簡【109】があり、「…御約束之金子、採鮑営業仕舞之際御送金可申上処、何分潤金難相成候ニ付、意外之日延ヲ致、如何ニモ貴君へ対シ恐縮千万ニ存候…」と、採鮑営業の利潤があまりないので送金を延期してほしいとの内容である。また、『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治29年）の「あわび研究第二報」には、「焼ケ磯又焼ケ根」が起った時期、根本での鮑状況を調査している。このなかに明治28年10月に根本の採鮑営業人森精吉郎らは、鮑が激減したので千葉県当局に特別に採鮑期間を延期してほしいとの要望書を出したとあり、村の鮑漁のために精吉郎はまとも役になっている。

#### 4. 「慶應幼稚舎」で学ぶ源之助と横浜・清水屋

幕末から維新への動乱の館山藩領にあった根本村において、1867（慶応3）年、金澤屋の清三郎（22歳）たよ（18歳）夫婦に長男源之助が生まれた。幼少期の源之助の姿は不明であるが、明治の根本小学校を卒業すると1880（明治13）年に慶應義塾幼稚舎に入学し、さらに慶應義塾に併設された商法学校に2年間在学している。福沢諭吉の建学の精神に賛同する政財界や官僚の豊かな家庭の子弟が多く、英語や外国史など先進的なカリキュラムをもった教育を実践していた。しかし、創立したばかりで運営は厳しく、高額な学費や寄付金に頼っていたようである。混乱が続く激動の時代にあって、長男には質の高い実学を身につけさせたいと思ったのであろうか。と同時に、源之助から11月15日付書簡【16】には「…横浜清水屋より先日金員着任候…」と、横浜・清水屋からの金澤屋の売上金が学費になっており、清水屋と貿易品の商取引に関わっていくには、様々な学びが必要だと源之助に感じさせたかもしれない。

13歳という多感な年齢に親もとを離れて上京し、幼稚舎3年と商法学校2年の計5年を寄宿舎で過ごし、さまざまな仲間たちと交友を深めたと思われる。在学中の源之助が父に宛てた書簡【36】には、「当校来る二十日より大試業ニて、予輩毎夜十時過迄勉強致し居り」と頑張っている様子を伝え、11月15日付書簡【16】では、「…来月より英書スウテントノ萬国史に相成候也…」とあり、学んでいた英語や培った人脈が、後の渡米時に活かされただろう。

慶應義塾幼稚舎に入学するにあたって、源之助の保証人であるとともに、その後金澤屋の仕事を継いでいく源之助を支援していた吉村勝郎という人物がいた。現在まで吉村からの書簡は確認されていないが、源之助より清三郎宛の11月15日付書簡【16】では、「…横浜清水屋より先日金員着任候間、吉村より受取早足（速）両校へ上納仕候、又先月御出京之折申上候書物購求■事、吉村より金式円程〔欠損〕仕候間、吉村へ御返金■〔欠損〕商業学校ニて試…袴入用の事〔欠損〕何卒至急御送…又被申着物吉村ニて者裏など仮ニ致し候…」と、吉村は金銭の収支をはじめ学生生活全般の面倒を見ていたようだ。明治18年に亡くなっている森惣右衛門から清三郎宛への書簡【288】には「…此俳諧本之義、吉村江御届ケ被下度、御願□（申カ）上候、源之助義□□（如何カ）御座候哉、御伺申上候…」とあるので、吉村と森惣右衛門が俳諧に関わって懇意であった可能性もある。書簡【366】をみると「…本人義本塾へ移り度由、先日書状ヲ以テ申来り、其文ニハ、私義年も十六才ニモ相成候間本塾へ移り度、相成べくハ吉村様方通へニ仕度、トノ事迄申遣され候間、其義ハ何レ土用休ミノ節相談可仕ト、返書遣シ置候得ども、忝入塾中ハ御尊君ニ於テ万事よろしき様御取斗へ可被下候様…」とあるので、吉村は清三郎から依頼され、関係者の子息の慶應義塾の幼稚舎入舎や入塾のために動いていた。

そして、5年間の学業を終えた源之助が新潟で不可解な行動を起こし音信不通となっていた明治19年、清三郎は源之助宛てに書簡【33】を出している。そこには「…吉村へ対しても行先ニヨリ手紙をハ出ス…」ようにと、わざわざ吉村の名前を出して源之助に釘を刺しているところを見ると、親代わりの役割を果たしていたのだろうか。また、1880年代の「松方デフレ」期の激変する経済状況のもと、自由民権運動や政治的な動きも激化するなかで「福沢先生に相頼みて満三カ年も入塾いたさせ」「満五ヶ年モユーマーナル学校ニテ多クノ御人ト交際致シタル事故、何レノ地ニカ商法ノ手続キ等致し居ル事ト、後日ヲタノシミニ」と述べ、福沢諭吉に直接依頼して入学したにもかかわらず、親の気持ちにこたえない19歳の息子を嘆き叱責している。不可解な行動の背景は不明だが、その後は親の忠告に従い、簿記学校（東京学館）に通って簿記資格をとり、金澤屋の営業に携わっていったのである。

清三郎が「…学校ニテ多クノ御人ト交際致シタル事…」という人びとはどうであったか。源之助が入学した1880（明治13）年の名簿が『稿本 慶応義塾幼稚舎史』（1965（昭和40）年）にあるので、わかる範囲で著名な人物をあげると、「明治13年（5～7月）／第1番（10名）早矢仕四郎（明治8年入学12歳）父有的は丸善創業者で長男四郎はハヤシライスの考案者。黒田長成（明治11年入学15歳）父第12代福岡藩主長知、長男で家督相続し幼稚舎入学、貴族院議員。／第2番（14名）福澤阿三（福澤諭吉の長女14歳）・第3番（15名）に小谷源之助（明治13年入学14歳）の名前。佐久間（後に武藤）山治（明治13年入学15歳）卒業後渡米し苦学、帰国後に武藤家の養子となりジャパン・ガゼット社に翻訳記者として勤務、後藤象二郎の秘書ともなって大同団結運動にも参加、1893年三井銀行に入り神戸支店副支配人。／第4番（14名）廣澤金次郎（明治12年入学10歳）首相秘書官、スペイン兼ポルトガル特命全権公使、伯爵、貴族院議員を歴任。」とある。

清三郎が源之助宛ての書簡【33】で重ねて訴えているのは、1887（明治20）年に徴兵検査を控えている源之助に、金澤屋経営の窮状を伝えることであった。そのことでは源之助から清三郎宛に書簡【7-2】を出し「尊父今商業之為失敗を言ひ、彼此御痛心の場合として、学問に志し賜ひ、手本御送り被下候事ハ、実に有り難く存候」と心機一転した心情を述べている。また「先般布良校に於て大試業之処、優等いたし候間、御安心被下度候、根本校に居り候へ共」といっているので、地元根本に帰って、布良校で小学校教員の授業生になる試験を受けたのだろうか。その際に根本校に行きたいと思っていたが、1887（明治20）年2月に錦織庄之助校長が辞職したと聞いて残念がっている。

ところで、源之助が慶応義塾幼稚舎に在学中、潜水器採鮑漁業が急速に広がり、鮑生産が高まった。当時、海産物取引に対する乾鮑製造や貿易品として品質が問われ、明治10年代中頃から清国貿易に関わる洋銀相場などもあり、横浜の海産物取引での売込商人の存在は大きかった。横浜の海産物商である清水屋から金澤屋宛に出された取引に関わる書簡が12通ある。いずれも年月が未詳であるが、金澤屋の海産物取引の姿を清水屋とのやり取りから紹介したい。他の書簡にも清水屋のことが書かれているが、後述する海産物商人辻孝助との取引では残っている勘定書関係がないので、取引内容や年月が不明である。清水屋に関わる他の書簡などと比較検討して、輸送状況や乾鮑取引の様子、とくに洋銀相場の動きや、金澤屋と清水屋の清国向けの乾鮑や貝殻の取引などの状況にふれてみたい。

まず、清水屋誠次郎から清三郎宛ての年未詳11月13日付書簡【104】をみると、清水屋の輸送形態が「…本月十二日正午十二時頃、館山蒸気舟乗込候間、同午後九時頃横浜表着致し候…」とあり、館山港を出発した館山蒸気船は9時間かかって横浜港に着岸している。館山と東京を結ぶ蒸気船が就航したのは1878（明治11）年である。館山町の辰野安五郎は、東京の魚問屋の資本で安全社を創業し、汽船通快丸を就航させた。安全社の独占的な事業経営の弊害をみた正木貞蔵は、1880（明治13）年に自ら船形村に北条汽船を設立し、保全丸（200t）を運航させ、翌年には安房汽船会社と改称して、房州丸はじめ汽船3隻を就航させた。東京・館山間の直行便は5時間と今までにない速さとなり、安全社と運賃値下げ競争を繰り広げて大幅な値下げを実現させたが経営に失敗した。1887（明治20）年に株主を集めて再建したものの再び価格競争に陥り破綻していった。清三郎にとって横浜に向けての輸送問題では清国貿易と関わり、安い運賃や安全な海上輸送、輸送時間の短縮など様々な要望があったと思われる。なお、横浜港は明治前期において日本最大の貿易港で輸出額は、日本における全輸出額の60～70%を占め、輸入額も50～70%を占めていた。明治前期、主要な輸出品は生糸や茶、銅、そして海産物であった。

清水屋誠次郎から小谷たよ宛の書簡【58】では「…海路之事故、昨夜房州丸横ス賀港迄参候、北風

烈キ故相泊リ、小生共モ横ス賀へ昨夜泊リ候ニ付、本日横ス賀出帆致し、九時ニ案着仕候…」と、房州丸が輸送しており強風のときは安全のため横須賀に寄って宿泊している。「…貴家主人義、幣殿へ昨朝参リ、昨午后五時ノ汽車ニテ東京表テへ出立…」とあるので、清三郎は鉄道をつかって先に横浜や東京で取引相場を検討し、相場が急に高値になると「…貴家ニ有之干鮑の（欠損）ハ稀ナル相場故、取急キ御積出しノ由…三日之朝貴家ヲ積出し…其日ニ者無相違館山蒸汽へ御積入無之而ハ、横浜ニテ五日売物ニ者不出来、乍併兼テ御案内之通り相場…」となり集荷の日時に追われることとなる。そこで「…近村之品多少共買入、積入被下度候…干上リノ義、三日迄ニ不間候節ハ生干ニテ宜敷候故、尠シモ多分御積入被下度候、猶右期日延引と相成候上ハ、旧暮ノ支那ニテ売物ニ不成故、多分直段相下リ候ト推察仕候…」と、少しでも利潤をあげるため売買条件の駆引きがおこなわれている様子が書かれている。前述の11月13日付書簡には「…干鮑之儀者、先日方相かはり無之候間、鮑貝殻之義も先日方も多分違無之候間、先鮑貝殻之義百斤ニ付、キカイ上物先六式〇位、アマ取物五八〇位致し候間、洋銀之義も壹円弍十七銭位日々高下致し候…」と、蒸気船で地元産乾鮑や鮑貝殻が館山港から横浜港に輸送されているが、横浜から清国に輸出する乾鮑価格は、「洋銀」での取引であったことかわかる。「…洋銀之義も壹円弍十七銭位…」とは洋銀1ドルの相場が1円27銭ということであろう。

高橋秀悦著『幕末の金貨流出と横浜洋銀相場』（日本評論社・2018年）などを参考にして「洋銀」の持つ意味を考えてみたい。洋銀とは、幕末時にメキシコ・アメリカ・香港等で鑄造された1ドル銀貨がアジアで広く流通し、日本ではこれらを「洋銀」と総称していた。日米修好通商条約では自国金貨と相手金貨の同量交換や銀貨と相手銀貨の同量交換という同種同量の原則を定め、「洋銀1ドル＝一分銀3個」の交換比率となり、幕府によりメキシコ銀貨の市場取引が公式に認められ、銀貨の需給関係等が反映し「洋銀（メキシコ銀貨）」の相場（交換レート）が決定されていった。横浜の貿易取引で洋銀相場が認められると、交換比率は時々相場で決まることになり、実際は「洋銀1ドル＝一分銀3個」は「35匁2分～35匁3分」であったが、洋銀相場で表すと「1ドル＝45匁」であり、洋銀相場よりも1ドルにつきおよそ10匁、すなわち「一分銀0.65（＝銀2朱6歩）」の差があったことで投機の対象となった。

その後、洋銀相場は「1ドル＝36匁」から「45匁」に相場がつくられるとともに、明治2年には「1ドル＝60匁」となり、外国との貿易取引の規模によって動いていった。横浜でもドルは投機の対象となり、日本の貿易商は一分銀とドルとの差を見て商品価格を上げ下げし、価格はドルにすることで損失を回避する防御策になったという。1871（明治4）年に政府は洋銀に対抗する貿易通貨として交換比率を洋銀1ドル＝円銀1円とする円銀を発行した。1877（明治10）年に入ってから洋銀相場は上昇していき、銀貨の値上がりは輸入品の価格や米の値上がりをまねきインフレになって政府の財源不足は深刻なものになっていったという。明治12年には洋銀相場が1ドルにつき1円27銭と30%近く変動し、翌年にはさらに高騰し続け、1円70銭台から1円80銭にまで上昇した。一時下落したものの洋銀相場が高止まりのなか、政府は洋銀の投機取引を抑制する目的で横浜洋銀取引所を設置し、手持ちの洋銀を売り出し市場操作をおこなうことで、洋銀価格の抑制に乗り出していった。明治18年の銀本位制成立にともなって洋銀相場が消滅するように動いたものの、貿易取引の通貨として機能は残った。とはいえ実質的に洋銀の役割は終わったのであった。

このような時代の流れのなかで、松方財政によるデフレ政策がおこなわれていくことになる。米価格などの農産物価格の下落により、農村が窮乏し自作農から小作農へ転落したり、都市に流入して労働者となったり、土地が地主や高利貸しへと集積されていった。このことで反政府的な暴動を

引き起こすようになり、また政商などは官営工場の払い下げにより大きく成長して財閥にむかっていき、資本主義経済の土台というべき、資本家と労働者の分離が急激に進んでいくことになる。多様な殖産興業の展開によって近代的な会社企業が勃興していったと同時に、従来の産業も刺激を受け、新しい産業とともに全体的に輸出は拡大していった。

清水屋誠次郎から清三郎宛への書簡【237】は、「…商館モ皆貝殻之義ハ、実事安気ノ見込…御地買入ハ百斤ニ付三円五錢位迄御買入被成候得ば、貴家も利徳ニ相成候間、夫レニ自今ハ切貝ニ致サナケレバ到底売込ニ不成候間、左ニ宜敷御承諾願上候、猶、貝殻之義、貴地品幣店仕切直段百斤ニ付横浜手取三円八十錢迄仕切相出し候、尤モ万孝へ余レハ三円五十錢五、余ハ更ニ買受不申候間、尤モ貴地ノ品モ砂取根ハ九十錢迄買受候間、左ニ御算当之上、御通送り（マヽ）被下度…」と、貝殻売買の相場とその駆引きが書かれている。

鮑貝殻は「石決明」と称して薬用でもあったが、貝の裏側が真珠光沢になっているので、薄く切り出し螺鈿細工などに利用する工芸材料でもあった。貝殻は極めて堅く、各種ボタンや様々な装身具などに用いられ、繊維産業の発達にともない欧米風衣装になっていくなかで洋服の普及や国策としての軍服には多様なボタンが使われ、貝殻は極めて重要な原料となった。ボタンが伝わったのは幕末から明治維新の頃であり、しばらくは輸入されていたが、その後国産化されるようになり、貝殻ボタンなどは輸出品になっていった。乾鮑の取引では清国の海産物商人が本国の売買をコントロールし相場変動で価格の乱高下があったが、鮑貝殻も輸出されていたものの、国内市場があったので価格の変動は少なかったと思われる。

1891（明治24）年5月21日付清水屋亀次郎書簡【140】では「…貝殻之事ニ而、後々迄茂控居候間も相わかり不申、無抛売渡候、百斤ニ付壺数五分安ニ御座候処、是又無抛売拂、此後ニ至高直の伝しんも有之候哉も斗りがたく候得共、何分時相場事ニ而、何卒此段御承入被下度、此後ニ高直ニ相成候節ハ、書簡手紙差上候…」と、貝殻の売込については相場の上げ下げがあるなか高値で売りたいが、その時の価格で売払うこともあるとの了解をもらっている。

## 5. 乾鮑製造と小浜・「器械根」の採鮑漁

乾鮑は生鮑を茹でてから干したもので干鮑ともいい、中華料理の食材として現在も極めて高価な商品である。日本でも古来より干して乾燥した乾鮑には地域名などをつけたり、様々な形状にして神饌や租税になっていた。乾鮑のサイズは「頭」で表し、1斤(600g)あたり何「頭」あるかの数字で呼び、数字が小さいほど1個あたりのサイズが大きい。一つの重量が60gであると、十頭鮑と呼んでいる。現在、乾鮑の値段はどうなっているかを食材の情報でみると、乾鮑は最高級である特級から特級1級、特級2級、特級3級と分類され、特級3級では特級の3割ぐらいの値段で取引されるという。一斤あたり8個である特級の八頭鮑は約30万円以上であり、特級の十二頭鮑禾麻は約29万円、特級2級の吉品二十一頭鮑は約21万円という売値になっている。当時と現在の値段の比較はできないが、当時も中華料理の高級食材であり高価であったことは間違いない。

高級な乾鮑になるには除殻、加塩、洗浄、整形、煮熟、焙乾、二度煮、乾燥という複雑な工程を通過して製造されたことを知らなくてはならない。まず原料である貝殻を除去した生鮑を4斗入の樽に大粒・中粒・小粒に分けて並べて塩で漬け込む。そして、塩味にするとともに生肉の洗浄が容易になるように表面に塩が十分付着するようにする。塩の量が多いと煮熟した時に亀裂になり易く、時に表面が水膨になる。塩が足りないと肉の面に黒点ができ肉が軟らかすぎて形が整わないなどの影響があった。

塩は生肉10貫(37.5kg)あたり、大粒では6斤(3.6kg)、中粒5斤(3.0kg)、小粒では4.5斤(2.7kg)などが目安であるが、気温により量を変えることが大切であった。塩漬けして一晩置き、翌朝には鮑を取り出して、淡水を入れた器に草鞋ばきで入り塩漬けの鮑をしっかり踏みつけ、肉面に付着している汚れや殻かすなどを取り除く。その後、数回にわたって水洗いし、また一個一個丁寧に鮑の表面をこすって汚れを取り除いていく。

次にあらかじめ煮沸している釜に入れ1時間半ほど煮熟する。この間に鮑は縮まって変形するので形を整えたり、釜の底に肉が付いて焦げないようにする。そして、時間がきたら釜の蓋を外し、さらに3~4時間ほど煮熟しすくい上げて、陰干しをして冷却する。肉が冷却すると焙炉にかけて「水抜き」という乾燥過程に入る。よく肉を反転して均一に火が通るようにし、適当なときに火から下ろして放冷する。翌日、肉がなお軟らかであれば、一度目の煮熟が不足しているので形状を固めるため、二番火を入れて二度煮をおこなう。沸騰した釜に再び原料を入れ、湯が沸騰してきたらすくい上げて蒸籠に並べ、風通しのよい日陰で放冷し、日乾する。完全に放冷したら再び焙炉にかけ焙乾して、その後に放冷する。

こうして日乾と焙乾を晴天の時に5~7日間交互に続け、それから焙乾をやめ日乾だけを1ヶ月ほど続けて乾鮑という商品になるという。このような生鮑の水揚げから乾鮑製造の全工程までには2カ月ほどの時間がかかった。

ところで、1885(明治18)年は千葉県鮑漁業にとって大きな曲がり角であった。1878(明治11)年に根本村から始まった潜水器による採鮑漁は瞬く間に広がり、全国に新漁業として定着していった。一方で無制限の使用は乱獲を引き起こし資源の枯渇問題が沸き上がっていき、各地で潜水器使用の制限が始まったのである。

この年の6月、夷隅郡中魚落郷の庄司藤吉・藤治郎父子が経営する潜水器械船の潜水夫は、小浜から約12キロメートルの沖合い水深20メートル前後の岩礁群に、鮑の新漁場を発見した。器械式潜水器による鮑漁から「器械根」と呼ばれ、そこはちょうど北上する暖流の黒潮と南下する寒流の親潮とがぶつかる、多種多様な魚介類が生息する好漁場であった。

大場俊雄著『房総の潜水器漁業史』（崙書房 1993年）によると、鮑の新漁場発見の報は各地に伝わり房総地域の潜水器械船が小浜沖に集まり、8月下旬には千葉県の子水器 26台をはじめ総計 44台が操業したという。

その時期に関わって清水屋誠次郎からの8月4日付の清三郎宛て書簡【236】をみると、「…上サ小浜村江生鮑大漁ニ付御出張…貴君ガ万一製ガ引合兼候物者…外人カ百円利益ヲ見レハ、貴君ニ於而式三百円ハ手之内ニ有之事ニ思考仕候」と、夷隅郡中魚落郷小浜の「器械根」での採鮑漁の操業のことが書かれている。大量に鮑生産があっても潜水器が不足している現状のなかで、乾鮑相場は高値で推移している様子がわかる。尚書きには「惣左衛門殿器械」と根本から潜水器採鮑組が出漁し、清三郎が乾鮑製造にあたり、横浜清水屋に向けて大至急乾鮑を発送してほしいと催促している。清水屋は清国商人との取引を念頭に、清三郎に相場を提示し「小浜江出張…貴地岩田干鮑之相場之处、現今上干之分四十四弗ヨリ六弗迄ニ御座候、尤モ生干者此割合順ニ候得共、何分敷割強キ候、尤モ干鮑之義、此両三日出航跡之事故、本日ナド者壱式弗方南京モ懸引之姿ニ御座候、然ルニ貴家之製ニテ現今相場ハ三拾五弗ヨリ五分位カ、実地掛引無之处ノ相場」と、乾鮑相場の具体的な動きを伝えていた。

現地の潜水器採鮑での生産増強のためには、潜水器械を調達できるか否かに懸っていたので、「貴地今般開地ノ儀ニ付、当地江潜水器械六七名借り受ニ参り、其内ニ森精三郎殿モ弊店へ参り、是非英国ヲ借り受度ニ付、幣店知ル人ニ所持スル者有之故、其処ヲ相知ラセテ差上候…中ニ者仏蘭西器械、村田孫吉江四百円ニテ注文致シタ者モ有之…壱ケ三十五円ヨリ四十円迄無口借り受度、夫ニ而敷金百円丈差入ル者有之」であっても「器械無之ニ付、無扱次第ニ御座候也」という状況のなか、清水屋は「…干鮑大至急御通送被下度候、実ニ先方より毎日之如催促ニ被及候ニ付、甚タ迷惑仕候…」と述べ、売値が高いときに仕入れたいとの催促に困っていることが書かれている。前述の著書で大場俊雄は、潜水器の価格は明治18年春に1台200円が7月下旬250～260円に、8月中旬には700～800円にもなり、そして品切れになったとしている。

同じ8月の「器械根」での取引と思われる清水屋誠次郎から清三郎宛て8月23日付の書簡【235】をみると、「…小浜品モ極堅干ナラバ三十式三弗、生干廿弗モ手合ニ相成、実ニ相場ハ広キ事ニ御座候間、過日貴君ノ品位而廿五弗位カ実地成行ニ御座候間、左様御承知被下度候、猶亦鮑貝之義、多少共早船ヲ御積送り被下度候、直段之義、精々御地而売ル方上直ニ売込候様可致候間、夫々心当モ有之故、至急御積送り被下度候、猶亦、干鮑義多分御積送り御座候、為替ハ迅速差上可申候也…」と、前述の8月4日付書簡の相場から見て大幅に下がってきたので、清水屋にとっても早く売捌きたいので早船に至急積込での輸送を求めている。

小浜の「器械根」での漁獲量は当初、潜水器1日1台で約2.3トンであったが、台数の急増で漁獲量は1日1台で1.1トン程度と急減したという。ちなみに営業潜水器台数は明治18年51台、19年106台、20年30台、21年18台、22年13台、23年2台と、明治19年をピークに急減し、鮑漁獲量も明治19年の750トンを最高に、23年には4トンの漁獲と、乱獲により資源は激減していったのである。

千葉県では鮑乱獲を防止するため、明治18年9月10日より翌年3月20日まで潜水器採鮑を禁止したため、借金して高価な潜水器を買ったものにとって大きな打撃となった。その頃まで1台200円という高価な潜水器は、「器械根」発見後に高騰していった。普通の漁師たちは専門的な潜水技術があれば、潜水器械船の採鮑営業者に雇われ、各地に移動しながら生計を立てることはできた。ただ、海底へ潜る仕事は船上の人と器械に命を預ける危険な作業であった。雇われ人は男1日30銭、



女1日20銭くらいの賃金を得ていたという。

潜水器採鮑事業や乾鮑製造販売するには資本力がものをいった。水揚げされた生鮑を買い、その生鮑から乾鮑にするために製造には2カ月以上の日時がかかっていることから多額の運転資金を準備する必要があった。潜水器採鮑業とともに、製造に関わっていた金澤屋は、いつも運転資金を求めている。

浜金三郎が小浜から清三郎宛てた書簡では、潜水器船採鮑組の「吉田与惣兵衛仲間」や「加藤伝九郎仲間」が操業するため、前金の借用を願い出ている。書簡【239】には「…採鮑営業者之人員者未タ判然不仕候へ共、凡拾台ヨリ不多ト存候、其中テ製造スル者、○キド○マトバ差引テ、生売スル者者五六台ト被存候、其中、高梨殿取引之者アリ、過日方買ロヲ心配致候得とも、大枚ノ前金ヲ被好頓ト…今ニ至リ俄ニ深堀吉田与惣兵衛氏ト加藤伝九郎氏、兩名合併ニテ又本年營業致候由、就テ昨夜ノ咄シニハ、本年小生採鮑營業営ムト雖トモ、差当リ金子ニ差詰候間、金沢屋君本年御出張ニ相成候へ者、前金六拾円借用致度候…深堀仲間者ゴム服ヲ買フ故、前金可仕…」とあり、準備資金60円を求めている。書簡【81】には潜水器組を雇うための前金の金額は「…金四五拾円之前金無之候テハ、逆も生貝買事能わず…」といい、「…吉田与惣兵衛仲間前金ニテも不苦、即チ加藤伝九郎仲間…金三拾円位ナラ前金可致候」「…他ノ製造者へ咄シヲ及セハ直ニ出来升ケレトモ、併シ可相成者他の製造方へ揚タク無之故と被答…金三十円位ニテ宜敷ト被申候ニ付、先今日者談金三十円調金可致手配、夫ニシテモ壹台ニテハ無論營業二者不相成候…他之營業者へ被雇升や自ラ營業致哉判然不仕、同人自ラ答エム事ニ相成候へ者、前金ナシデ買フ事が出来升ト存候得…乾鮑製造而已テ御出張ニ相成者無覚束ト考へ升…」と相談を持ちかけられている。

1886(明治19)年、新潟にいた源之助(19歳)宛に出した清三郎の書簡【33】には、「小浜」という地名が出てくる。そこには「昨年九月中我等小浜ニ在商ノ居」と「昨年ノ小浜ノ損毛旁々不都合甚タしく、当二月中旬方出京致し今ニ至ル迄帰宅致ス訳ニモ相成兼、唯今ノ処デハ三念寺様ノ処ニ御せわ様ニ相成居リ」という内容から、1885(明治18)年6月に発見された小浜の「器械根」に出漁したものの、損失が大きく事業継続に困難をきたしたことが読み取れる。

1887(明治20)年に金澤屋が横浜の海産物商人辻孝助と乾鮑取引をするにあたって、事前に乾鮑製造の資金を辻孝助から前借している証書があった。辻孝助から小谷清三郎が100円を前借した証書【D45】には、「金円借用之証 一、金壹百円也 但シ干鮑前金右金額、今般拙者都合ニ依リ、貴殿より借用申処確實也、然ル上者、前記之品製造出来次第、現品ヲ以テ速ニ返納可致、為後証借用証依而如件 二十年六月 房州根本村小谷清三郎 辻孝助殿」とあり、その結果、乾鮑出荷の際には、辻孝助から小谷清三郎宛てに「乾鮑代金支払覚」【D46】第九拾壹号一 記 一、乾鮑四函 正ミ三百六拾七斤九分(約184kg) 価金百拾壹円拾貳銭六厘 内、四円四拾四銭四厘四分南京口せん并店口せん 内、壹円拾八銭運ちん車力引メ金百五円四拾八銭貳厘 此月二日内、金百円御渡し申候、右之通御受被下候也、廿年六月 辻孝助 小谷清三郎様」と記された。この証書には乾鮑製造のため前借金として「金百円御渡し」したことを明記しているので、乾鮑を担保として前貸金を貸与する金融システムであり、売込商人が商品を独占的に集荷できる方法になっていた。

差出名が「製造人浅沼元三郎」とする清三郎宛ての年不詳4月16日付書簡【163】は、前半部分が欠損しているものの当時の扱っている鮑量と貝数がわかる。「本[日]干鮑十三日分元貫六十貫六百匁、此干鮑五百十貳貝、十四日分元貫五十貫六百匁、此干鮑四百十七貝、メ貳日分附送り申候間、御請取可被下候、且者申上候処御貴(氣之)毒ニ者候得共、生貝水揚相場高値之様子ニ候…」とあり、13日の乾鮑にした生鮑総量が約227kgで貝数が512個、1個当たり約444gの重さである。14

日の総量約 190kg が貝数 417 個、1 個当たり約 456 g と報告している。乾鮑製造する個人も前借していたようで、清三郎などが借金の保証人になっている。

藤田利平から清三郎宛ての旧 6 月 21 日付書簡【325】をみると、再三に渡って貸金の違約をしている浅沼忠治を何とかしてほしいと、清三郎に「…先年中浅沼忠治殿へ貸金ノ義、御尊君ヨリ返済可相成趣ニ候処、然ルニ再三違約ニ相成、甚タ困却罷在候間、一体此義ハ何様之義、捨置候テモ御尊君ニテ返済可申事、屢々御申越相成候モ、今日ニ至り埒明不申、実ニ困難仕候…」と迫っている。

このような潜水器作業や乾鮑製造での前金の貸借関係の書簡が多いので、個人の投資家による前貸金的なやり方が一般的な金融システムになっていたかもしれない。鮑漁での漁獲や製造が予定通り進まない、借りている運転資金の返却も約定書通りにならなかった、当然に金融的なトラブルになったであろう。債務者の多くは違約を詫びて、日延べや分割払いなどの変更で対応していたが、裁判に持ち込まれるものもあった。

「器械根」で水揚げされた鮑は乾鮑に加工され、輸出用として横浜に送られ清国の海産物貿易商に売られた。しかし、一時的に多量の乾鮑が横浜に送られたことや製造を急いだことで粗製乱造となり、乾燥も不十分のまま出荷され、価格が暴落した。その後、千葉県によって潜水器採鮑漁の禁漁期間が設けられると、鮑生産が落ち着いて乾鮑価格も安定していった。乾鮑の取引ルートは、鮑生産者から仲買商人か、または直接売込問屋に送られ、清国貿易商によって横浜港から輸出されていたが、その際に販売手数料や荷物受渡し賃、車力賃など売込代金の内 5% を荷主から受取り、その内から 1% を清国商人に看貫料として支払うことが慣行になっていた。

清国に輸出される乾鮑の製造費用を知るために、明治 30 年代の三重県志摩郡における事例を参考に取り上げてみる。まず乾鮑 100 斤 (60kg) を製造するには生鮑 130 貫 (487.5kg) が必要であり、生鮑 1 貫目 (3.75kg) 80 銭とすると 104 円。買入の村における口銭が 3% で 3.12 円、薪代一把 2.68 銭で 10.5 把は 0.285 円、食塩 9.8 升で 2.450 円、人夫男 2 人女 10 人で 3.300 円、荷造費 100 斤 (60kg) で 0.345 円、運搬費 100 斤で 1.088 円、問屋口銭 (売上金の 3% と看貫料 0.5%) で 3.850 円と、合計は 118.438 円となる。乾鮑売上高は、100 斤 (60kg) で 110 円となっているので、8.438 円の赤字である。

ただ、ここでは鮑貝殻 247 斤 (148.2kg) も一緒に扱って売上高は 247 斤で 14.820 円。そこから運搬費が 0.604 円と問屋口銭 (売上金の 10%) 1.482 円を引くと、収入は 12.734 円になる。ここで 8.438 円の赤字が 4.296 円の黒字になる。生鮑代金の 5% を返金するシステムがあり、5.200 円が戻って全体では差引純利益金が 9.496 円となる。ここでわかることは、村への口銭や問屋口銭が 6% になり、人を雇えば 3 円を超えてかかるので、生鮑の段階で乾鮑の相場が割に合うかを推定する必要がある。赤字になるかもしれないとの不安もでてくる。生産者が要望する価格は、どうしても清国貿易商たちの都合の良い相場と品質のあり方に引きずられがちになり、清国との海産物貿易を進める売込問屋も相場と品質の駆引きのなかにあった。

## 6. 清国との海産物貿易と水産伝習所創設

当時の政府は、清国の海産物商人から粗悪な乾鮑などの貿易品の改善を要望されていた。その状況を憂っていた農商務省水産局は『清国輸出 日本水産図説』（明治19年3月 農商務省蔵版）を発行している。奥青輔水産局長は巻頭に徳川の鎖国時代の貿易と違う時代になって、清国に粗製濫造な水産品を輸出していれば、欧米のことを考えても貿易全体の不振の原因になる。水産による利益拡大を願う製造販売者ならば「…製法ヲ精良ニシ信ヲ貿易市場ニ失ハス…将来日清貿易ノ運日ニ赴ク…製法ノ良否ヲ顧ミス漫ニ輸出ヲ増加シ以テ奇利ヲ一時ニ博セント欲セハ獨リ自ラ失敗ヲ招クノミナラス必ス我邦貿易ノ進歩ヲ遮斷スルヤ明ケシ…」と激を飛ばしている。

そのなかで啓蒙活動を進めるために各地で大日本水産会主催の水産共進会を開催して、貿易品に相応しい品質の高い水産加工製造のあり方を実践的に示していった。近代的な漁業指導者をはじめ水産加工製造の技術者などが全国的に不足していたこともあり、教育機関の必要性を説いていく契機にもなった。しかし、大日本水産会では、実践的な養成機関の要望が強いものの財政的に困難な状況であると議論百出であったが、議員会では熱心な審議によって水産伝習所を設立すると決めた。そして創立委員として池田英亮（千葉県）・太田実（東京・本所区長）・加藤忠次郎（肥料商）・室伏治郎兵衛（鯉節商）・牧逸馬・林蒼助（肥料商）・渡辺治右衛門・河野圭一郎（帝国水産会社社長）・靱山半三郎（鯉節商）・安達重助（横浜海産物商）・奥三郎兵衛（肥料商）・渡辺福三郎（横浜海産物商）・高木正午（品川漁家）・柳谷健太郎（農商務省水産局心得）・柴原武雄・小津与右衛門（肥料商）・笠野吉次郎（広業商会）・中川久兵衛・松原新之助・平林久兵衛（品川漁家）が委嘱され、その顔ぶれに資産家である民間の海産物商が入っていたのは重要であった。

創立委員会では「創立趣意書」が決定され、その内容は「凡ソ事業ノ改良ヲ図ラント欲セハ得失ヲ学理ニ質シ利害ヲ実験ニ徴スルニ如クハナシ故ニ本会ハ夙ニ此目的ヲ以テ水産上ノ学理ヲ講明シ実業ノ要訣ヲ推究シ事業ノ改良ヲ図ルヲ任トシ殊ニ客歳九月水産学校設立ノ必要ヲ農商務省ニ建議シ幸ニ採用スル所トナリテ農林学校中特ニ水産ノ一学科ヲ置カルトヲ得タリ然レハ将来学問上ヨリ水産ヲ講究スルノ門戸ハ已ニ開ケタリト雖モ只其卒業生ヲ待テ事業ノ改良ヲ謀ラントスルカ如キハ今日ノ急務ニ応スル能ハス抑モ水産経済上最モ急ニ改良セサルヘカラサルハ製造ノ業ニシテ殊ニ製品ニハ海外貿易ノ用ニ供シ利益ヲ得ヘキモノ尠ナカラス然ルニ各府県是等ノ実業ヲ執ル者多クハ旧来ノ慣習ニ安シテ製品ノ改良ヲ図ルモノ少ク随テ海外貸主ノ満足ヲ得ル能ハサルモノアリ是レ甚タ遺憾トスル所ナリ因テ会員中実業ニ従事スル者若クハ其子弟或ハ有志者ヲシテ水産上ノ実業ヲ研究セシムルノ目的ヲ以テ茲ニ一ノ水産伝習所ヲ興シ授業科ヲ製造、蕃殖、漁撈ノ三ヲ分チ実業ヲ伝習シ兼テ応用スヘキ学理ヲ口授シ専ラ速成ヲ旨トシ一ヶ年ニシテ卒業セシメ或ハ晩年ノ実業者ニハ特ニ希望スル所ノ一課或ハ数課ヲ撰ミ一期若クハ数期間ニ伝習セシムル等ノ方法ヲ設ケテ実業者ヲ養成シ以テ我邦水産事業ヲシテ学問ト並進セシメンコトヲ企画ス聊カ記シテ本所設立ノ趣旨ヲ述ブルト云爾 明治廿一年三月」であった。

大日本水産会水産伝習所創立の目的を抜き出すと、「…水産経済上最も急に改良せざるべからざるは製造の業にして、製品には海外貿易の用に供し利益を得べきもの尠ならず。然るに各府県是等の実業を執る者多くは旧来の慣習に安じて製品の改良を図るもの少く、随つて海外貸主の満足を得る能はざるものあり。是れ甚た遺憾とする所なり。因て会員中実業に従事する者若くは其子弟或は有志者をして水産上の実業を研究せしむる。」ということであった。

こうして1888（明治21）年、大日本水産会水産伝習所（後の水産講習所・東京水産大学・東京海洋大学）は設立され、創立委員らが中心となり、全国各地にいる有志に働きかけて寄付金を募り、

財政的な面の強化を図っていくことになった。

1888（明治21）年12月に刊行された「大日本水産会報告第81号」には水産伝習所設立認可の報告が記事になっている。また、「小集会演説」の欄に三陸地方にあった粗悪な明鮑や黒乾製という事例をあげて、灰鮑に改めてきているとはいえ、清国海産物商人が買い叩いたり、製造過程で乾鮑の腐敗が生じている。そのような状況では清国貿易に関わった問題になるので、大日本水産会では営業者によく考えてもらいたいとしている。そこでは横浜海産商組合総代安達重助の講演文「三陸製灰鮑改良の要点」の熟考を訴えている。安達は、鮑より肉を離した際に腸もそのまま肉に付けて乾燥させているところが最大の問題であり、清国商人は意味のない腸が入った乾鮑の重さを嫌っている。この重さを引いた値段となり、横浜売込問屋の不注意とされる。そのことを東京の荷受問屋も黙視すべきではなく、貿易での取引は需用者のことを考えて、改良を加えながら品質を高め製造から荷受まできちっとしていなければ、乾鮑輸出は衰退していくと述べている。この安達重助は清三郎とも商取引で関わっていた人物であり、水産伝習所の創立委員であった。

水産業の近代化に向けて、海外の博覧会視察などを通じて漁業の技能技術を導入するとともに、水産加工業者には品質向上や新製品の開発が呼びかけられた。千葉県や安房地域においても推し進められ、小谷清三郎は呼応した一人であった。水産貿易に力を入れるため、全国各地の水産関係者から1万数千点を出品させて、1883（明治16）年に第1回水産博覧会が開催された。来観者は23万人といわれ、水産業の優秀な技能技術や水産加工品などを全国に知らせるだけでなく、他の地域に啓蒙普及する役割を果たした。

根本村からは、38歳の清三郎が乾鮑を出品して褒状を授与され、審査講評には「製法宜キヲ得テ品位佳良ナルニ由リ清国人ノ嗜好ニ適ス而シテ販額亦尠シトセス其勞嘉賞スヘシ」と記されている。清国に輸出する乾鮑に適していると、農商務省からお墨付きを得たことは注目に値する。また、隣の滝口村からも福原悌蔵・加藤五郎・金井亀吉が褒状を授与されている。乾鮑の授賞が全国で31のうち、根本村と滝口村（後に合併し長尾村）という狭い地域から4人が選ばれたことで、安房地域の高い技術レベルを全国的に周知する機会となった。明治初期の殖産興業において農商務省は、水産加工品のいくつかを重要貿易品と位置づけ、なかでも清国貿易では、とくに乾鮑などを外貨獲得の重要輸出品として奨励していた。

1886（明治19）年の3月には上野公園で大日本水産会共進会、4月に千葉町において六県連合の水産物共進会が開催されている。浜金三郎が清三郎宛に出した4月16日付書簡【238】には「…共進会ニ於テ一等賞相成タル儀、万々目出度奉存候、拙家一同大喜ヒ居候…」とあるので、清三郎が共進会において一等賞を授与されたというのは、どちらの共進会であったのだろうか。

清三郎の書簡【6】には「先日綿貫様、当地方私の製造を少々御持参有て、横浜にて菊名様立合ニテ、安達ト申売込屋ニテ南京人ニ見セ候処、南京人并ニ安達方ニテモ、塩かげんと言へかたちといへ申分なしとの事、尤も灰鮑の分ハいぶした計りかむれつかぬゆへ、此上ハ極もつとそまつニしてよろしきと申されたり、追々申上べく、外ニいろいろ申上度事御座候得ども、此段よろしく御さつし可被下候也」という内容のものもあり、横浜の安達商店とは乾鮑の製造と販売で清国貿易にふさわしい製品を提供したいとの結びつきがあったのである。

先に紹介した『清国輸出 日本水産図説』には「乾鮑」、とくに明鮑の製造概要が記載されている。「今日に最も要用なる明鮑、灰鮑及薄片製の三法も一は品種により一は製法の精粗によりて其品位を異にせり…鮑を区別すれば「めかひ」「またかひ」の二種は乾して其色褐黄にして微しく透明なるか故に明鮑とな口によろしく其中「またかひ」は形の大なるものは明鮑によろしく小なるものは灰

鮑によりし…明灰二鮑の上位に居るものにして清國漢口等の市場に於て佳高價を占たり…明鮑は製法も地方によりて其法大同小異ありと雖とも其中に於て最も良好の方法を挙げれば鮑肉を殻より放ち鮑百個に食鹽凡そ五七合許の割を以て殻へ付たる方に擦つけ一晝夜を過ぎて竹箆に入れて海水に浸し足を以て踏よく汚物をさり而して沸湯に投し煮熟し後淡水にて洗ひ竹箆に並らべ水分を飛散せしめ太陽にて晒すこと二三日にして石爐の炭火に藁灰を覆ひ培乾器を其上に置き上下轉換すること數回の後太陽に晒し再び火力を與へ全く乾くをまちて箱に収へし本邦人の削り鮑となして食するものには生乾をよろしとすれども清國に輸出するには充分に乾燥すべししからさらは需用地に達せざるうちに腐敗をきさし價を低落せしめ國産の名聲を失ふに至れり是廣東地方等に於て美麗良好なる明鮑を欲せずして粗造なる灰鮑の方を高價にて好み買取る所以なり…明治十五年中横濱其他各港の貿易上に就て見るに百斤の價僅に貳拾三圓にして千葉縣製明鮑…百斤五拾圓及至五拾五圓に昇り…」とある。

農商務省水産局編『水産貿易要覽』によると、明治12年から17年までの乾鮑輸出は100～120万斤(600～720t)で100斤(60kg)24～29円とあり、「器械根」の時期の明治19年は180万斤(1080t)で100斤(60kg)26円であったものの、翌年には140万斤(840t)で100斤(60kg)25円といずれも下がっている。明治21年になると135万斤(810t)で100斤(60kg)33円と価格は上がって、23年頃に生産量のピークで、その後は下がっていく。ただ価格は明治29年に43円、33年には52円と上がっていく。

## 7. 金澤屋と海産物商人～萬屋・伊豆屋・石福

『日本全國商工人名録』（白崎五郎七編集・明治25年）の東京市に「和洋製革問屋・日本橋区水石町十軒店・横浜支店 ヤマ万 辻孝助」とあり、横浜支店があるので横浜市を見ると「海産乾物藥種人参 賣込商并舶來製革類取引商 辨天通二ノ三十四 ヤマ万 萬屋辻孝助」とある。

平野家文書には、横浜を拠点とする海産物商人辻孝助に関わる書簡や証書が20数通あり、金澤屋の海産物取引を知るうえで極めて重要な商人である。全体からの文書の読み取りが不十分な状況で、今後の調査研究に努めていきたいと思っている。

辻孝助との書簡の古いものは、清三郎より辻孝助宛の1883（明治16）年7月14日付「送り状」【C6】である。「…房州館山房州丸積東京靈巖島同社揚ケ同新橋鉄道ニ而榎勝殿ツキ 横浜弁天通式丁目 辻孝助殿行」となっており、横浜直送ではなく東京へ送った後に鉄道で輸送したとある。

1887（明治20）年の証書が5通ある。辻孝助より金沢屋宛の5月付「乾鮑代金支払覚」【D43】「第七拾号 記 一、乾鮑 貳箱 百斤卅円也 此百七拾貳斤八分七厘（約104kg） 代金五拾壹円八十六錢壹厘 内、貳円七錢四厘 南京口せん店売込口せん 内、四拾九錢 運賃 車力 引メ金四拾九円廿九錢七厘 右ノ通御渡候也…」と、その時の乾鮑相場は100斤（60kg）30円であるが、統計上の乾鮑相場では25円とあるので、品質が良かったのではないか。ここに記載されている「南京口せん」「店売込口せん」とは委託販売手数料で清国商館に1%、売込問屋に3%、そして「運賃車力」の運搬料が1%程度を合わせると代金の約5%が引かれる。

当時の取引システムがわかる証書がある。明治20年6月の清三郎より辻孝助宛の「干鮑前金借用之証」【D45】「金円借用之証 一、金壹百円也 但シ干鮑前金 右金額、今般拙者都合ニ依リ、貴殿より借用申処確實也、然ル上者、前記之品製造出来次第、現品ヲ以テ速ニ返納可致、為後証借用証依而如件…」とあって、「金壹百円也 但シ干鮑前金」から前貸金によって製造の運転資金にしているとわかる。それは辻孝助より小谷清三郎宛の6月付「乾鮑代金支払覚」【D46】で「第九拾壹号一 記一、乾鮑 四函 正ミ 三百六拾七斤九分（約221kg） 価金百拾壹円拾貳錢六厘 内、四円四拾四錢四厘四分 南京口せん并店口せん 内、壹円拾八錢 運ちん車力 引メ金百五円四拾八錢貳厘 此月二日内、金百円御渡し申候、右之通御受被下候也…」とあり、「金百円御渡し申候」によって借用を差引しているとわかる。なお、相場は100斤（60kg）30円である。

また、明治20年7月、辻より金沢屋宛の「乾鮑代金支払証」【D55】「第百七拾九号 記 一、干鮑 八個 此八百七斤一分（約484kg） 代金貳百六拾四円三拾貳錢五厘 内拾円五拾七錢三厘 南京口せん我店手数料 内貳円八錢 運賃車力 引メ金貳百五拾壹円六拾七錢貳厘 右之通金円御渡し候也…」と、相場は100斤（60kg）33円であるが、同じ月には、辻孝助代同卯平から清三郎宛ての明治20年7月5日付「干鮑代金支払覚」【D44】によると「記 一、干鮑 六俵 正ミ 百四貫九百匁 此 六百五拾五斤六分貳厘五（約393kg） 百斤 金貳拾七円五十錢かへ 代金 百八拾円貳十九錢七厘 右之通代金正ニ相渡シ申上候也…」と、相場は100斤（60kg）27円に下落している。

1889（明治22）年頃からの証書には、辻孝助の代理として高橋又平という人物がでてくる。辻孝助代高橋又平より受取人不詳の明治22年付「乾鮑買入代金支払覚」【D77】「記 一、乾鮑 九十貳貫九百文 五百八拾斤六分貳厘五七 置かへ 代金 貳百九円貳錢五厘 右之通り買入代■■ 御渡申候也…」と、相場は100斤（60kg）36円になっている。

辻孝助代高橋又衛から小谷清三郎宛ての4月27日付「乾鮑代価引渡証」【D32】では「記 一、金 四拾円五十壹錢貳厘 乾鮑 百十五斤七分五厘（約70kg） 百斤 卅五かへ 一、四月廿七日 金七拾四円三十七錢五厘 同 貳百十二斤五分（約128kg） 〆三百廿八斤貳分五厘（約197kg） 百十四円

八十八錢七厘 右之代価、正ニ御渡申候也…」とあり、相場は100斤(60kg) 35円である。

辻孝助との取引から1891(明治24)年頃、金澤屋が乾鮑製造でどう稼働していたかを推察したい。この年5月の前貸金の総計が3百円を超えていることが、辻孝助代高橋又兵衛から清三郎宛ての6月3日付「立替金等勘定覚」【D59】でわかる。「覚 一、五月十九日 金拾九円四拾九錢九厘 一、同 百円也 一、五月廿五日 同 七拾円也 一、同 四円也跡送りうし のちニ立替 五月卅一日 同、同 五拾円也 一、六月二日 同 百円也金井氏江返済分 〆金三百四拾三円四十九錢九厘 右之内 五月廿五日 金百九円ト拾五錢 貳百九十二斤(約175kg) 五月卅日 金六拾九円ト四十錢 百七十三斤五分(約104kg) 差引金百六拾四円九十四錢九厘 かし 右之通り勘定致置候也…」と、この小谷清三郎への立替金、いわゆる前貸金としてはかなり高額になっている。

翌月には代金百円を超えて乾鮑を納めている。辻孝助代高橋又平から清三郎宛ての6月14日付「乾鮑代金支払覚」【D81】「記 一、乾鮑 貳百八拾一斤五分六厘(約169kg) ■(符丁) 代金百拾八円廿五錢五厘 外ニ四十錢館山船ちんさゝいとも

四十八錢 東京迄船ちん 〆右之通り御座候也…」。相場は100斤(60kg) 35円であり、この年の統計上の相場が32円とあるので、辻商店は金澤屋が製造した高品質の乾鮑を高値で取引できたのではないかと推察する。

明治24年では8月の相場が100斤(60kg) 44円とかなり高値になっている。辻孝助より清三郎宛の8月12日付「干鮑三箱売上証」【D36】「卯 第三百廿七号 記 一、干鮑 三箱 和 正味 貳百八拾七斤四分(約172kg) 代 百貳拾六円四拾五錢六厘 内 五円〇五錢八厘 南京及下店手数 内 五拾九錢貳厘 運賃持込賃等 引金 壹百貳拾円八拾錢六厘 右之通御座候也…」と約287斤(約172kg)を納入している。

だが、9月には乾鮑相場が100斤(60kg) 40円に下がって、乱高下している。3日に辻孝助より小谷清三郎宛の9月3日付「明鮑三箱売上証」【D37】「卯 第三六三号 記 一、明鮑 三箱 和(カ) 正味 三百拾六斤七分貳厘(約190kg) 代 百貳拾六円六拾八錢八厘 内五円〇六錢七厘 南京及下店手数 内六拾錢七厘運賃持込賃等 引金 百貳拾壹円〇壹錢四厘 右之通御座候也…」と約316斤(190kg)を納入し、12日後の15日にも辻孝助より清三郎宛の9月15日付「明鮑三箱売上証」【D38】「卯 第四〇三号 記 一、明鮑 三箱 和(カ) 正味 貳百八十四斤貳分三厘(約171kg) 代 百拾參円六拾九錢貳厘 内四円五十四錢七厘 南京及下店手数 内五十四錢九厘運賃持込賃等 引金壹百〇八円五十九錢六厘 右之通御座候也…」と、相場は100斤(60kg) 40円であり、約284斤(171kg)納入している。ここから金澤屋は海産物商辻孝助を通じて1回2百数十斤(170kg)前後、月2、3回にわたって横浜から清国貿易での乾鮑輸出に関わっていたのではないかと推察される。

明治25年に入って証書の受取人が仲治郎になっているものが増える。辻孝助より仲治郎宛の24日付「売込仕切金支払証」【D58】「記 □(一)、七円三拾八錢一厘 乙 三百五拾七号 売込仕切 一、四拾三円八拾錢四厘 乙 三百五拾九号 同断 〆五拾壹円拾八錢五厘 右之通り御座候也…」と、8月の支払いとしては少なくなっている。同じく8月に辻孝助より仲治郎宛の8月29日付「灰鮑代金支払証」【D57】「記 一、小灰鮑 三拾六斤(21.6kg) 此金 五円四拾錢 右之通り代金相渡候也…」や、辻孝助より仲治郎宛の8月29日付「明鮑灰鮑売込書」【D28】「乙 第三七〇號 賣込書 明鮑1個 七十四斤七分(約44.8kg) メ子 三三円六十一錢五厘 灰鮑1個ノ内 四十六斤一分二分(約27.7kg) 川メ 一五円六十八錢 小以四九円二十九錢五厘 内商館看貫料四十錢 当店手数料一円四十錢 運賃及引込車力賃二十六錢一厘 差引金四拾七円〇六錢二り 右之通御座候也…」と、相場が100斤(60kg) 45円と高値であるが、乾鮑納入は約120斤(約72kg)と前年度の9月頃から大きく減じている。

9月19日の証書では辻孝助より仲治郎宛の「明鮑灰鮑売込書」【D29】「乙 第四〇〇號 賣込書 明鮑 1個 十四斤九分四厘（9kg）メ子六円七十二銭三厘 灰鮑1個ノ内 十九斤六分（11.8kg）川メ 六円七十六銭二厘 小以一三円四十八銭五厘 内商館看貫料十三銭四厘 当手数数料四十銭四厘 運賃及引込車力賃十三銭〇厘 差引金拾貳円八十壹銭七厘 右之通御座候也…」と相場は引続き 100斤（60kg）45円と高値だが、乾鮑の量が35斤（約21kg）と極端に少ない数量である。10月になっても辻孝助代高橋又衛より清三郎宛の10月21日付「乾鮑代金支払証」【D56】「覚 一、乾鮑 五十七斤五分（34.5kg）此金貳十円廿銭八厘 右之通代金相渡候也…」と、相場100斤（60kg）35円と大きく下落しているだけでなく、金澤屋の乾鮑数量も57斤（34.5kg）と大きく低下している。

その数量が激減している理由を推察すると、『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治29年）にある「あわび研究第二報」の報告には、明治28年10月に根本の森精吉郎らが「焼ケ磯又焼ケ根」によって鮑が激減しているのを、千葉県当局に特別に採鮑期間を延期してほしいとの要望書を出している。その際に根本の鮑漁業に関して明治24～28年の簡単な統計表を出している。明治25年の数量が激減している折れ線グラフになっているので、金澤屋は生産量が大幅に減ったのではないかと思われる。

次に伊豆屋との取引について紹介する。伊豆屋は『横浜姓名録』（明治31年）の海産乾物賣込商の項に「伊豆屋伊東濱吉 常盤町五丁目八〇」とある。1889（明治22）年の伊豆屋代小松宗助より清三郎宛での6月28日付「仕切書」【D23】は鮑貝殻代金支払証であるが、「仕切書 一、鮑貝売（殻）五十俵 正■五千六百七拾三斤七分五厘（約3,404kg） 百斤ニ付三円四十替 代金百九拾貳円九十銭七厘五毛 内金五十円也 本年二月中浜吉殿渡し金 引メ金百四十貳円九十銭七厘五毛 右之通り正ニ相済、此上出入無之候也…」と、貝殻3.4t相場は100斤（60kg）で3円40銭で、取引金額は約192円と大きい。伊豆屋が50俵を扱った手数料や運賃などを仕切書に記載していないのは、貝殻の扱いが乾鮑とは違って直接の取引であったからではないか。

1892（明治25）年の伊豆屋浜吉から源之助宛での7月31日付書簡【11】には、「…今般御送り被下候干鮑、折悪ク曲ニ日々ニ致ス品無之、依テ右丈ヶ売込候処、右仕切書ノ通り御座候間、右御承知被下度候、干鮑ノ儀明鮑多少も有之ば、五十貳三円位ニも正々売込心得、灰鮑ノ儀モ半バテ無クバ、三十八九円ニも売込心得ニ有候得共、何分半バニテ干モ少々悪ク、右品ニテ堅干ニ比らべ、四十五円ニも正々売込（候カ）、右持候次第ニ有候間、悪ズ御承知被下度候、干鮑ノ儀も両持共、相成リ丈多ク願上候、金円ノ儀も何れ共可致候□（欠損）相成リ丈多ク製造被成下度…」と、多分佐渡や越後粟島での源之助との取引に関わる内容と思われる。同じ時期と思われる源之助から清三郎宛での14日付書簡【152】に「…去ル五日、小松氏当地へ参る積リニ候間、其心意ニて居候処、漸ク昨夜参り候次第ニて□□□（欠損）御推考之通り、次（欠損）差支候間、荷物も買取□□□（欠損）も有之候、就ては右商業之儀、伊豆屋とは如何様ニ致シ宜敷候哉、下拙ニも計らへ…」と書かれ、「小松氏当地に参る積リ」とか、「伊豆屋とは如何様ニ致シ宜敷」とあるので、金澤屋と伊豆屋の商取引には小松宗助が関わっていた。年月日未詳で差出受取人不詳の書簡【182】にも、「…只今伊豆屋どの御出ニテ御話しニハ、沼津宿方由（肉カ）ノ極堅干入荷ニ相成リ、今日御売込ニ相成候処…伊豆屋殿資本金ノ義、十分ト申訳もなく候処へ、房州ニテ先月中御買入ニ相成候貝売（殻）ノ義、今夕御地積出しニ相成リ不申候…尤も小松氏御出ニテ、御心配トハ存居り候…伊豆屋殿被申候ニハ、小松氏房州へ参りて方一度書面ヲ被遣タルマヽニ…小松氏トノ商法ノ義、如何致してよろしきヤトノ事ニ候得ども、私ニても小松氏トハ其後面談不仕候…」とある。受取証書【D96】には、「… [ ] 千四百廿一斤八七匁（約853kg） [ ] 八円三十四銭五厘 [ ] り正ニ相渡 [ ] 之候也、 [ ] 廿



四日 伊豆屋代小松宗助 金沢屋様」とあり、小松宗助が伊豆屋代理として働いていた。

そして、石福店から来た書簡が1通ある。この石福店とは『日本全国商工人名録』（白崎五郎七編集・明治25年）に掲載された「海産乾物賣込商 元濱町一ノ一 石炭屋 渡邊福三郎」の経営する店である。渡邊福三郎は、東京・日本橋の海産物商明石家8代目渡邊治右衛門の三男として生まれた。明石屋横浜店がつくられると石炭や海産物、生糸などを扱い福三郎が店主になり、その後横浜・石炭屋石福商店（明「石」屋 渡邊「福」三郎から「石福」名）として独立し、外国船の石炭や輸入用の海産物を扱い明治20年頃には石福商店を合名会社として事業拡大していった。清三郎宛の3月6日付書簡【154】は石福店から注文した乾鮑が未着であるとのことで、「…其際被仰聞候干鮑御荷物、未ニ着致不申間、此段伺申上候、尤も当節日々雨天続故、延着とも存候、乍併此程萬幸様参り申、若哉貴店様之御荷物ニ而有之間敷哉、是迄御取引之事故、皆々下店御出荷も御不都合ニ候ハ、何卒半高ニ而も、以来御出荷之程偏ニ奉希上候、直段者一際出精致候間…当今相庭、大津とのニ而三十七匁内外、洋銀支七十七匁五六分■■■も気配よろしく候、貴地品も干方宜品者、随分上直段参り可申哉と見込申候、御出来之分早く御送り之程…」とある。

## 8. 水産伝習所で学ぶ仲治郎～明治 23-24 年

二男の仲治郎は 1872（明治 5）年に生まれ、根本小学校卒業後 16 歳で上京し、佐野英語学校に 1 年間学んだ後、1890（明治 23）年 1 月、水産伝習所の本科生および予科生各 80 名の募集があり仲治郎は予科に応募した。1 月 23～24 日に本科の受験があり、15 名中 13 名が合格した。予科は 1 月 28～29 日におこなわれ 39 名中 31 名が合格した。予定数に達していないので補欠募集と試験がおこなわれ、本科 20 名（第 2 回生）と予科 54 名の計 74 名が入学した。

仲治郎らの予科入学生は 1 年半の修業後に第 3 回生卒業となった。水産伝習所の沿革では予科 2 月入学で 7 月修業となっているが、実際に手元にあるものは「第五號 修業証書 千葉縣平民小谷仲次郎 本所規定ノ豫科修業候事 明治廿三年十月廿五日 大日本水産會水産傳習所長 從六位勲四等 關澤明清」と、修業は 10 月である。引続き本科となるが入学月がわからない。本科の卒業は沿革で明治 24 年 8 月となっているが、「第拾九號 卒業證…水産傳習所規定ノ學科ヲ修メ卒業セシコトヲ證ス 明治廿四年九月十五日…」と、卒業が 9 月 15 日となっている。

仲治郎は在学中からすでに、5 歳上の兄源之助とともに、東京における金澤屋の事業を手伝っていたようである。伝習所の教員をはじめ同級生や同窓生との交友関係が、金澤屋にとって重要なネットワークになっていることも書簡から読み取れる。源之助もまた、仲治郎から紹介されて親交を深めながら、積極的に金澤屋の商取引につなげていった様子が見てとれる。伝習所の創立関係者には、清三郎が水産博覧会で乾鮑の褒状を受賞したことを知っている者や、金澤屋とすでに取り引している事業者もいた。代表的な人物は、海産物問屋の安達重助や渡辺福三郎、靱山半三郎などである。

創立当初から国の財政支援が少なかった伝習所は、財政的に困難な状況があり存続が危ぶまれていた。入学者の大半は水産事業者の子弟であり、運営を維持するためには親から支払われる月謝が頼りであった。月謝は高額であるうえ納入の遅れや滞納は許されなかった。1890（明治 23）年の仲治郎から清三郎宛ての 6 月 5 日付書簡【30】には、「…学校モ三日ヨリ芝ニテ相始メ…」とあり、この年に水産伝習所は芝区三田四国町 2 番地内第 1 号地にある建物を買受け、5 月 31 日と 6 月 1 日の両日で移転し、6 月 3 日から授業を開始したと沿革にあるので、書簡とは同じである。

そして、書簡には「…当時者一体ニ不景氣にて、特更御商法モ不好し、非常之御困難と存じ日々案じ居り申候…」と書かれている部分は極めて重要で、明治において初めて起った資本主義的な「明治 23 年恐慌」を伝えている。仲治郎の水産伝習所時代は、明治期日本経済の景気変動の真ただ中であつた。鉄道や紡績などで多くの会社企業が勃興したことで、1889（明治 22）年の夏以降、会社企業の資本金払込が集中し、また米生産の不作にともなう米取引が頻繁に行われたので、資金需要が急増していった。1891（明治 24）年の初めまで金融の逼迫が続き、新規の会社企業が破綻していった。とくに機械制工業である綿糸紡績業をみると急速な成長の結果、過剰生産による不況に見われ、明治 26 年の後半に回復の兆があらわれ、翌年景気が回復していった。

仲治郎から清三郎・たよに宛てた書簡には、伝習所月謝の送金依頼や袴・羽織などの送付、勉学のための資金の催促、生活の困窮を訴える内容が多い。仲治郎も金澤屋の仕事を手伝っていたようで、明治 23 年から 24 年の経済的な不況時の金澤屋の事情や親類関係のことが記載されている。

仲治郎の伝習所時代の書簡は、1890（明治 23）年が 5 通、翌年に 8 通と計 13 通存在している。伝習所の芝区三田四国町への転居決定情報がある 5 月頃の書簡【214】では潜水器械が高値で落札できなかったことや山崎に成績表を廻すことが書かれている。6 月 5 日付書簡【30】では、社会全体不景気で「…御商法モ不好し、非常之御困難…大黒屋様之御話しモ有之、実ニ心痛仕り候…」のことや、伝習所が三田四国町に移転し 6 月 3 日より授業開始ということ、そして「…兄上モ御事ハ充分

勉強被成候事と存じ候間、御安心可被成…」とあり、源之助が佐渡での取引拡大に向けて調査しながら取り組んでいることを示唆しているのか。書簡【19】では「…はかま・羽織共大至急御送り願度 [欠損] 六日頃試験終り…」とあり、7月初め頃の書簡と思われる。水産伝習所の規則には、生徒は必ず羽織、はかま、あるいは洋服を着用して品位を高めるよう訓示されていたが、仲治郎は持っていなかったようで、行事等の時に清三郎のものを借りていた。

水産伝習所書記石原重資の書簡【173】は貴重な資料で、前半が欠損し内容が不明であるが、第1回生の白浜実習（8月3日から29日まで）に対する何らかの依頼があったのではないと思われる。白浜村で実施される実習には教員の内村鑑三が引率するが、第3回生在籍中の仲治郎を通じての協力要請である。断片書簡のうえに欠損が多く、肝心な部分が不明であるものの「…半数ハ大海江、跡者当白浜村七島屋江着致し候、当地江者内村教師出張之筈ニ候処…同氏も□ニハ着相成候事与□□貴君ニハ当地□□□底之義ニ付、□□□御越、種々御話□□□度候、此段御報□□□如茲御座候也」という内容である。本来の伝習所からの正式依頼文書ではないが、乾鮑製造が実習となると、やはり現地の指導者が必要であり、清三郎が依頼されてもおかしくない。この年に清三郎は第3回内国勸業博覧会の水産部門において、乾鮑（明鮑）製造で褒状を授与されていることから、現地実習への協力要請があったと推察する。後に水産伝習所から清三郎宛に1893（明治26）年7月18日付での書簡【271】があり、それは夏期演習として乾鮑製造の現地実習の正式依頼文書である。内容は「一九二号 拝啓 炎暑之折柄、愈御清栄敬賀此事ニ御座候、陳者、来ル廿五日頃ヨリ、当所生徒夏期演習トシテ、昨年ノ如ク白浜并天津両所エ差遣候、就而ハ、貴所エモ罷出可申、其節ハ依例御教示被下度希上候、此段得貴意候也」とあり、「昨年ノ如ク」とあるので白浜で行われたときは、清三郎が現地実習の指導者として要請されていた。

なお、内村鑑三は1890（明治23）年8月の夏期演習を振り返って、自著全集に「予が聖書研究に至りし由来」を書き、隣接した布良（館山市布良）の神田吉右衛門と毎日語り合ったことが契機となって伝習所教員を辞し、キリスト者として生きる決意をしたと述べている。この現地実習は布良でもおこなわれ、後に画家・青木繁の滞在を受け入れた小谷喜録がマグロ延縄の漁具指導をしている。小谷家には伝習所長・関澤明清から贈られた感謝状と「日本重要水産動植物之図（農商務省制作）」が今も残っている。

さて、11月16日付書簡【301】から仲治郎は保証人岩佐氏の応援により東京市松原町で下宿生活をしていたと思われる。「…日光行の義、本月下旬か来月上旬に出張之趣相達し、実ニ驚き入り候、旅行費ハ六円内外と（之カ）事ニ候、御困難之折柄申上候…」とあり、金澤屋が「困難之折柄」にあって、冬期演習の日光中宮祠湖実習の多額の旅行費用を心配している。翌1891（明治24年）に入って1月14日付書簡【79】では、親類の四ノ宮（土佐）いわが近隣に居住しており、たびたび「…御いは様にも目下一文なしにて非常に困難罷り在り候ニ付、何卒金員の義、大至急御送り…」という一文が見受けられ、その状況が不明である。加島宣晋宅にらくを奉公させようという急な話が持ち上がり源之助は賛成しないと伝えるとともに、書籍を買いたいが一文もなく困っていると嘆いている。2週間後の1月28日付書簡【135】は困難な時にお金が届いたので感謝しているが、「…おいは様にモ四の宮氏より者、屢々送金無之、目下非常ニ困難罷り在り…夜具の義者、山口なる者へ貸し候処、しきぶとん一枚返し不申、誠ニ困り居り申候、尤モ七月中小生不在の節、持ち行き候モノニ御座候…」など、いろいろな問題を訴えている。

3月12日付書簡【268】では、「…此御方ハ伝習所教員を被成居候、此度房州海草買入の御見込有之、態々御渡航被成候…」と、教員岡村金太郎から海藻調査の依頼があったことを伝えている。3

月21日付書簡【144】では、「…伝習所月謝之義ニ付、数度書面差上候へしが、未ダ御送付無之、尤モ御困難中の事故、御都合モ有之候事…」と不満を募らせ、月謝納付規則が3月25日期限で非常に困っているのが、着物を質入れしてお金をつくったとの書簡は、5月25日付書簡【80】のなかで「…去ル二十一日頃書状(欠損)上候へしが、嘸々御立腹之事と存じ後悔罷り在り候、尤モ当時(欠損)御送金無之、況して先月分の月謝モ滞り、実ニ学校の方へ(欠損)申訳け無之、夫レ故小生モ心配の余り遂ニ斯ル事申上、実ニ申訳け(欠損)何卒不悪、過日の書面者御捨て被下度、此段不悪奉謝候…」と、清三郎への不満が言い過ぎてしまったことを詫びている。「…おいは様ニモ五円計りの宿料残金有之、小生者(欠損)あてことに致し居ル様子、且ツ四の宮氏よりハ一銭モ送らさる由にて、非常ニ困難致し居り、加之小生の単衣物二枚とモ質に入れ…」るという状況を伝えている。7月15日過ぎの書簡【226】と思われるが、5円の送金を感謝し、7月16日から25日まで最後の試験があり、7月26日か27日には送別会があると述べている。卒業前の7月付書簡【32】では「…おいは様へノ勘定残金四円、おいは様も目下御困難さニ御座候ニ付、早々御送り…」と、いはとはお金のやり取りの書簡が多いが、仲治郎とどんな関係であったかが不明である。本科第3回卒業が決まって、「はかまと羽織」を至急送ってほしいことや、8月1日より第4回生とともに駿河興津実習に参加することを報告している。

7月25日付書簡【78】では、金澤屋が「…御困難ノ中…」にあつて、仲治郎は部屋の家賃滞納のことは、保証人岩佐氏の借用書で対応してもらったようで、「…若シや財産取押へ等の事有之候て者、誠ニ岩佐氏へ対し申訳け無之次第…」と述べている。月謝だけでなく家賃も滞納し困窮な状況にあつたとわかる。そんな中で「…兄上の不始末ハ、重々小生ヨリ鳴謝仕り候…」という源之助の不始末とは、明治23年に一体どんなことがあつたのだろうか。

水産伝習所に関わる仲治郎の書簡で卒業後のものが3通ある。卒業翌年の5月13日付書簡【225】では、3月12日付書簡後の岡村の海藻調査依頼の件、続いて6月2日付書簡【31】も、岡村の「わかめ」(昆布)再調査依頼である。8月5日付書簡【108】は、第3回生の同窓江尻伊之助より、第5回生の穂波(遠山亀三郎)が夏期実習に関わり房州での調査に協力してほしいと依頼された件で、この穂波の父親は佐賀戦争で討ち死しており、「山崎の村」も知っているが清三郎に報告している。

「山崎の村」の山崎のことは後述するが、山崎峰次郎と清三郎とは親しい関係であり、どのような経緯で知り合いになったかを解いていく手掛かりになるかもしれない。

ところで、前述の岡村に関わる書簡は、1892(明治25)年12月25日刊行の『大日本水産会報』(第126号)の「房州の海藻に就て」と題した岡村金太郎(石川縣 大日本水産會員)の寄稿に繋がっている。論文の最初には根本村での調査活動の経緯が書かれ、最初に「今年八月一日より三日間海藻採集の爲め房州に旅行せり斯く僅々兩三日の日數を以て…今にして行かざれば暫くは又行く能はざるべしと思ひ居る處に會々水産傳習所生徒數十名實地演習の爲め房州布良根本より天津地方へ旅行するものあるを以て之と行を共にし即ち一日館山に航し布良に一泊し翌二日布良より根本迄の間を採集し傳習所第三回卒業生小谷仲次郎氏の根本にて潜水器を以て採鮑の行を營めるに依り氏に依頼して數種を得翌三日根本より直に歸京したり左に列記せる數種は即ち倉卒一日の間に採集したるものなれば數の元より多かるべき筈なけれども幸に一二の珍種ありたり依て左に録して他日研究の資となす」と書いている。

そして、「傳習所第三回卒業生小谷仲次郎氏の根本にて潜水器を以て採鮑の行を營めるに依り氏に依頼して數種を得」とあり、1891(明治24)年9月15日に卒業した仲治郎は、翌年から本格的に金澤屋の仕事に取り組んでいるので、その合間に対応していた。この一文に関わる書簡2点は論

文のこともあるので重複するが紹介したい。5月13日付の仲次郎書簡【225】では出先の佐渡から一時帰宅していた源之助に対して「若布一籠伝習所名宛…正ニ受取申候、岡村先生よりモ呉々モ御礼有之候、小児のほうづきにする若布者、全々若布(わかめ)の種類にて者無之、一種の昆布(こんぶ)に有之趣き被申候…尚、此昆布ニ付き、生殖の(実の出来る事)方法等ニ付き取調べ度由、尤モ今より一ヶ月モ先きより御取り、御送り被下度願上候…」と具体的な調査方法を依頼している。また、6月2日付の仲次郎書簡【31】では、清三郎に対して潜水器を使用しての再調査を依頼している。「…植物科教員岡村金太郎君よりの御依頼にて、先達御送り被下候わかめ即ちほふづきわかめ(実ハ昆布)の生殖ニ付、是非共今一度取調べ度候ニ付、海の深サ。陸を去ル何里位。極大なるモノ幾尺ニ至ルヤ。幾頃芽ヲ出すや。等其外種々御取調べ御送り被下度、わかめ者伝習所宛にて御送り被下度候、此わかめ者今頃種ヲ持つモノニ御座候、但シ根付きの儘にても此わかめ者群りあるものなりや、或ハ散在致すものなりや、何卒精しく御取調べ御送り被下様願上候…」とあり、海藻の専門的な調査活動に協力していくことになる。

これらの書簡から、後に海藻学の第一人者となる岡村の研究過程において、仲治郎はじめ清三郎など潜水器械船を持つ金澤屋の全面的な調査協力があつて研究の成果をあげていった。1901(明治34)年に水産講習所館山実習場が開設されると、岡村の調査研究はさらに進み世界的な評価を得ていく。海藻は鮑の餌でもあり、仲治郎は、岡村の海藻調査研究に触れたことは、渡米後の潜水器採鮑の調査に活かされていったと推察される。

このようにみると源之助・仲治郎兄弟が渡米して、採鮑事業や乾鮑製造に関わることになった背景の一つとして、父親の清三郎が農商務省や大日本水産会から乾鮑製造の専門家として高く評価されていた人物であったことや、水産伝習所の夏期演習の現地実習講師に依頼されるような存在であったことが関係しているのではないかと推察される。海藻学者岡村金太郎や後述する岸上鎌吉らの調査研究活動の協力などが関係しているのではないかと推察される。

水産伝習所を卒業した仲治郎が、1892(明治25)年頃から本格的に金澤屋の仕事に取り組んでいる姿がみえる。十分な勘定書の枚数はないので断定できないが、明治20年頃から横浜の萬屋辻孝助との取引が増え、清国貿易の輸出品に金澤屋の乾鮑を扱っている。勘定書には洋銀相場の記載がなくなっているのが、貿易システムが変わった時期である。この頃の支払覚はほとんど清三郎宛であるが、明治25年頃から仲治郎宛も出てくるので、結婚前20歳の仲治郎は清三郎に代わって海産物貿易商との取引を仕切っていく立場になったのであろう。

ここで年が未詳だが、小野友五郎という人物から仲治郎宛ての貴重な書簡を2通紹介したい。小野友五郎は1817(文化14)年の生まれの常陸国笠間藩士であり、幕末に測量・航海術に精通するため幕府海軍伝習所に学び、日米修好通商条約批准書交換使節団では咸臨丸艦長勝海舟を補佐する航海長として米国へ渡った人物である。その後、咸臨丸艦長として小笠原諸島などの測量にあたり、維新後は工部省に出仕し東京・横浜間鉄道敷設の測量に従事している。1877(明治10)年1月退官し民間人になって、日本の食塩があまりにも粗製と感じ製塩事業に取り組んでいく。その初めが千葉県行徳村における「蒸散屋」(技条架)による製塩法実験であり、以来、製塩の改良実験を積み重ねて製造方法の特許を取得するだけでなく、製造方法を広く全国に普及するために積極的に活動している。

2通の書簡では、仲治郎が小野の製塩法を根本でできないか相談したことで、天日食塩製造や海水焚上塩製造などのマニュアルを伝えている。当時、乾鮑製造には塩を多量に使用するので、清三郎や仲治郎らは自力での製塩を考えていたのだろう。まず、8月7日付書簡【41】には「…天日食塩

製造之義…御来談被下…早速御帰国之上、神田氏江も御相談…同氏方も此程文通有之…」とあり、「天日食塩製造」の方法は、根本だけではなく布良の神田吉右衛門からも相談があったと述べている。根本のことでは「御地ニハ幸天然地盤有之、漏液無之、何寄之事ニ御座候…」と、今の自然のままでも地盤が良いので水漏れがないのがとてもよいと評価している。「…海水濃液…砂之厚サハ二寸五分位…降雨を防ぎ…砂を濃液之海水に致し…一旦濃く相成候上ハ、毎日々々一日毎ニ干シ上ケたる海水丈之塩分ハ、濃液ニ而取…砂を濃液ニいたし…凡日数十日も相懸可…」と、降雨を防ぎながら海水を砂と混ぜて天日で濃縮させる過程を強調している。「…一日毎ニ塩分相増…場所ハ、地盤之上三坪程…通り水留ハ粘土ニ而留、砂ニて日に直ニ当らぬ様…海水ハ手桶杯ニ而汲入…砂の上水厚サ一分、是が干上リ、僅に残りたる時、跡の一分を汲入可…夜中ハ一分位海水を入置…丸て干上ケ候而ハよろしからず、いつも少々つゝハ水の有之…右之仕方にて塩水を取…」と、細心の注意を払って塩分を含んだ砂の扱いと海水の入れ方を指南している。小野は「極々手軽」と述べているが仲治郎はできたのだろうか。なお、「…神田氏江も御相談御回答相願…」と小野が述べているので、仲治郎は神田吉右衛門とは面識があった。「…水産会にて改而御面会…御尊父様江よろしく…」とあるので、大日本水産会の会合で小野と清三郎は会っていたようだ。

9月15日付書簡【200】では「…本年者引続雨天多ニ而、如何可有之候哉、漏水ハ一切無之事ニ相成候哉、地盤之模様ハ何様ニ候哉…」と実験の経過を尋ねたうえで、とくに重要と思われるのが「…塩氣之為ニ凝結いたし候所ハ如何ニ候哉」と、砂地海岸での塩気による凝結ということが実際に「洲之崎方相浜辺之間、又其御地根本之辺」にあったかどうかを聞いている。

その状況では「…多数製造場と相成候義ニ付、御見込被仰遣被下度候」と、多くの製塩場をつくる条件がある述べている。「海水壺升塩ニ焚上塩」はいくらかと尋ねている。これは海水焚上塩製造という方法が海水を鍋に入れて煮詰、少し塩水が残ったところの塩を木ですくい上げ、灰の上に紙を敷き、その上にすくった塩をのせると塩となっていく。試験場にて海水を乾かし、一分位づつの厚さに海水を注ぎ何度にも乾かしていく。砂にも水気が必要で雨水を使って溶かすしかないので注意してほしい。砂の塩砂となると濃厚の塩水になるまでは数日かかると思うが、一旦濃厚になると、日々乾いている濃液は受取ことができると話している。小野は仲治郎に試験場の砂のなかにある塩分はいかかを教えてほしいと結果報告を求めている。小野が仲治郎に「御多事御中御手数相懸候得共、前段御尋合申上候、件々御回答被下度、御願申上候、右之段可申上愚札如是御座候也」と、製塩業実験の結果報告を依頼している。

いずれの書簡が仲治郎宛てなのも、小野には仲治郎が水産伝習所で学び、専門的な水産技術や実習経験があつて信頼のおける頼もしい人物と映つたからだろう。2通の書簡の年は未詳であるが、仲治郎が明治24年に伝習所を卒業し明治26年に平野姓になっている点や、神田吉右衛門の村長在職が明治26～32年の8年間であつた点、小野の活動などからみて、明治26年の8月と9月の書簡と推察している。

## 9. 金澤屋を支えていた人びと

平野家文書の書簡は年代も未詳で断片的なものが多く、読み取れる内容は限られているが、金澤屋の人びとの動きや海産物事業の一端は知ることができる。たとえば根本に隣接する布良に金澤屋の支店があり、布良郵便局から為替にて送金するという書簡【6】がある。布良は、マグロ延縄船発祥の漁村として栄えており、近代水産業の発展に重要な役割を担っていた。布良は、潜水器採鮑漁の導入が根本より4年遅いが、後に村長となる神田吉右衛門が中心となって漁師329名が契約を結んで組合をつくり、共同営業により鮑生産を急速に高めている。金澤屋にとって布良は重要な取引先があり、乾鮑製造には多額の資本を投下していた可能性も考えられる。

清三郎の仕事は、乾鮑製造の指導をするとともに、地元の取引ネットワークを広げながら、東京や横浜の仲買人と結び付け、取引先や投資家から資金調達を図っていた。妻たよの仕事は、使用人など内部の店運営や管理をはじめ、支払や為替に関わる金銭出納などの実務であった。仲治郎の4歳下の長女らくも、母たよを助けて家業を手伝っていた。

また、全国を奔走する清三郎と根本で店を守るたよは、頻りに書簡を交わし、事業に関する報告や相談をしている。その内容は、潜水器採鮑漁や加工品製造の進展、商取引に関する事など多岐にわたり、対等なビジネスパートナーであったことが読み取れる。資本金や代金支払いに関する問題、あるいは為替や信用取引の金融システム的な問題など、さまざまに起こる課題も興味深い。さらに、他人には言えないような本音や悩みも綴られている。そこには男尊女卑的な言い方はなく、信頼し合っている夫婦関係がうかがえる。社会的経済的な変動の大きい時期に、二人三脚で事業を展開しながら、8人の子どもたち（男5人・女3人）を育て上げ、高等教育まで与えていたことは特筆すべきことである。このような夫婦関係のあり方は仕事や家族のことだけでなく、親類や友人、仕事仲間などの人間関係ではどうであったかであろうか。

1893（明治26）年5月から8月までに清三郎からたよ宛ての書簡は、清三郎が新妻や菊名に依頼された乾鮑製造をおこなった秋田県能代から出したと思われる4通である。一応、時系列（【6】→【53】→【67】→【115】）において、二人のやり取りの流れから、そこでの信頼関係を浮き彫りにしたい。

まず5月4日付けの書簡【6】では「…当地ハ雨風ニてしけ計り続キ、営業スル日無之、只今迄三日シカ営業仕り、尤もとちの人の話しニハ、五月からでなくてハよきなぎいたさんと申居り…」と、日本海の気候状況と操業のこと、あるいは「…能代町一同女や子供の祭りニて、其内ニも花よめ女のしたくして参けいする、其美ナル事おひたゞしき…」と能代の人びとの様子を伝えている。お互いの連絡のため「…此上は三日ニ壹度、四日ニ一度御手紙御遺し…」と頻りに書簡のやり取りを願っている。「…根本の生鮑の入札の相場御遺しニ相成候処、壹貫九百四十匁のよし、定めし磯貝ニハおこまり被成候事…」と根本の鮑漁情報を得ていたようで、この時期にあった根本の磯焼けによる鮑生産の状況を心配している。

続いて6月上旬と思われる書簡【53】では、現地能代での乾鮑製造について清三郎の見解が述べられている貴重な内容である。「当地ハ又貝の大貝ナレドモみんな灰鮑ニ致し、かたぎまきにていぶし二度位イいぶして、あとわほへろ又ハ天日ニほし極かたほしニいたし、今の内ハかぶれなしニいたすつもり、いぶしハかたぎまきにかぎり、かたぎまきでいぶすと誠ニきれいに上り候ゆへ、根本の磯貝もかたぎまきにていぶしなされ、当地の製造ハわたわ先の黒へほうを斗り取り、こじこじするみゝをバのこし、すこしハくろい処もつけます…」と、能代での灰鮑の製造の様子が述べられている。

清三郎の乾鮑売買では「…横浜元浜町二丁目十六番地安達三郎ト申売込へ菊名さんと同道致し、段々ト乾鮑の模様等承り候処、奥州南部の大間ト申込の灰鮑六十二三円位の事を申居り、尤も此店ハ灰鮑が多く、明鮑ハあまり手かけぬ様子ニ御座候、当地多分安達へ送ル事と思われ候、其大間の品ハわたわ先斗り取タル品ニ御座候…」と横浜の安達三郎商店が関わっていると報告している。また、佐渡では源之助が森知幾と交流したことで安房の漁業形態を紹介するため模範漁業をおこなうことになったり、さらに「万吉殿も当地の営業しまへ次第、船ヲ以テ佐州へ参り度トノ事、私も同様当地しまへ候ハ、佐州へ相廻り申度心得ニ御座候…」と能代から佐渡に向くといい、「…当地ハ佐州へ行クニハ、越後新がたへ出て新がたハ渡ルナリ、凡当地より佐州へハ百二三十里も有之由…」と記載している。

続いて6月20日付の書簡【67】では清三郎が主張したことに、たよを立腹させた内容である。前々から新妻は根本に来て清三郎に依頼し、また五三郎豊吉や惣左衛門に手紙を託し、さらには助右衛門の寅吉や菊名がわざわざ房州まで出張してきたので、清三郎は新妻からの依頼を受けることにした。「…私ハ当地へ参りシハ給金がほしくて参りシニあらず、夫レ是レノ義理旁々ニテ…菊名様トこんへニ致し候後ハ、私共の商法の手続キモ相成可申ト心得…私の身ニとりどのような不幸有之候とも、むかへニくるなどト申事ハ無之様…」と書き、とくに「むかへニくるなどト申事ハ無之様」という清三郎の強弁はたよを立腹させたと思われる。

8月2日付の書簡【115】では、「…全クハ私の筆のあやまり…」と謝罪し、お互いに遠く離れて過ごしているので、お互いに角を立てては心安からないので、先日の手紙のことは謝罪したい。何が何でも帰らぬとிட்டたのでもなく、どうなってもよいと言ったのではなく、いろいろなことに気をつけてもらいたく思っている。そして「…当地へ参りて見ルニ、製造の諸道具・立家とも、一さへ私のくる迄ト申て其まゝにあり…製造場の家ハ間口二間半、奥行九間の家を立、夫ニ釜場三ヶ所（欠損）いろ四組明鮑のかんそう…是からハ鮑も沢山上ル見込ニ御座候処、製造人…私壱人の事ニ御座候間…一日も早く営業がをわりたなれば…当地のいろいろの話もしたし…金円の義ニ付、親方ニテも種々のくるしみを、実ニ私ハかんがいます、私共程金円ニにくまれる者ハなく、人ニ雇われ、月給ハ間違なく月々渡る事とをもへバ、其親方ハ商売ニそんをし、給料も月々渡らず、実ニ私ハ金円ニ見はなされ…」と書いている。

金澤屋の経営者として、「親方ニテも種々のくるしみ」を自分の立場と重ね、従業員への給料支払いでは「人ニ雇われ、月給ハ間違なく月々渡る事」が当たり前なのに、「親方ハ商売ニそんをし、給料も月々渡らず」という遅延を嘆いている清三郎の弁を、たよがたしなめたことで、二人の行き違いになったのであろうか。清三郎は親方である新妻や菊名から乾鮑製造のために給料を払っての雇人という契約を結んで、秋田県能代に来たのに、実際は約束が違う状況であることをたよは気づかせたかもしれない。このように遠く離れていても清三郎とたよは、夫婦というだけではなく、金澤屋の経営という面からも書簡という形ながら、信頼関係をもって親密なやり取りをしていたことに驚く。

次に、金澤屋の取引に関わっていた松岡村の「福原栄蔵」という人物を取り上げたい。栄蔵は1843（天保14）年生まれで、1915（大正4）年に73歳で亡くなっている。妻は「むら」というが、「福原之墓」には栄蔵の隣にきざまれた女性の戒名の下に「根本村森家産」とあり「むら」のことであろうか。森家と福原家は、お互いに里見氏の関係者という伝承のなかで明治に入っても交流があったと思われ、清三郎も森惣右衛門（大屋）家を出自としているので、親戚関係の付き合いをしていた。小塚大師にある「福原之墓」をみると、松岡村の福原家へ滝口村の福原庄兵衛



が婿入りしていたり、森家から福原家に嫁いだり、婚姻関係をつくりながら交流していたことがわかる。なお、江戸期に滝口村の名主や組頭を代々勤めてきた福原家には村政関係の文書があり、『安房白濱町近世史料集Ⅲ－福原家文書－』（1887年）に収められている。ここに「福原庄兵衛」と記載された文書が数点あった。

平野家文書の書簡には、松岡村の福原栄蔵や藤浪元栄、景山文蔵のものがあり、それらの書簡のなかには資生堂創業者である福原有信や妻・徳が出てくる。最初に東京の三念寺住職であった藤浪元栄から清三郎に宛てた5月21日付書簡【75】を紹介する。その内容は「…大家方も松岡同様大借之由、嘸々御心配之段御察申上候、実ニ心痛限りナキ次第…」とあり、「大屋」とは清三郎が生まれた森惣右衛門の本家であり、「松岡」とは福原家があった松岡村のことで栄蔵が居住していた。「…此程松岡義ニ付格別之御心配相掛ケ、殊ニ先日有信ヲ以御相談ニ遣シ候節、種々御配慮被成下候趣…」と、松岡の栄蔵が商売上での問題を起こし、弟の福原有信が間に入って交渉している。「…一、大家御尊兄御留守中之由承り候ニ付、別段書面差上不申候間、御尊君方宜敷様御伝声可被成下候様願上候、一、おむら義何分心配ニ奉存候間、格別心配不致様、御序之節折々御心付之程是又願上候、一、有信義も十三日彼地出立、十五日夕方着致し候間…猶々、有信江もよろしく申上呉候様申聞候也」とある。「有信義も十三日彼地出立、十五日夕方着」とあるので、福原有信が交渉のために東京と松岡と間の行き来をしていたことがわかる。

ところで、福原有信が福原家の出自を里見氏家臣「福原善七郎」と強調しているインタビューがあるが、里見安房守忠義公家中帳には「福原善七」という人物が見えるが、論拠になるとはいえない。有信の母伊佐は明石村の豊岡氏産とあり、豊岡家は里見氏の流れである。両家とも里見氏改易後の家臣団としてのつながりを推測させる伝承や婚姻関係が続いているので、明治期になっても仲間意識をもって強固な人脈が引き継がれていた。

そのことを示す記録文書では、1844（弘化元）年生まれの館山尋常小学校訓導鈴木義章が記載した1882（明治15）年正月から明治34年までの『日記』（館山市立博物館蔵）がある。鈴木家の母多可と福原家の母伊佐とが姉妹であったので、鈴木義章と福原兄弟は従兄弟同士となり様々な交流があった。明治18年の日記には「…五月廿七日午後雨、龍岡村親類福原栄造へ用達金利子金額ノ内五円也同家親戚福原八左エ門持参入金…五月廿八日、雨、福原栄造氏に関する金談用書簡一封同人実弟菌邨景山文蔵方に逶送し」とか、明治22年の「十月九日、午後雨、在京加瀬良忠ヨリノ通信ニ曰ク東京本郷区元町三念寺ニ於テ同寺先住ノ七回忌并ニ故福原友齋…本月六日法會相當ムノ由ヲ同寺住職藤浪元栄ヨリ通知状ニ由リ…」とあった。実は「景山文蔵」は福原栄蔵の実弟との記載があるので、「福原之墓」を見ると戒名の下に「景山文蔵」とあり、1914（大正3）年に亡くなったとある。他家に婿入りし「景山」との姓になったものが、刻まれるような出来事があったのだろうか。これまで福原有信の家族は父有琳と母伊佐、祖父有斎、そして長男陵斎・二男栄蔵・三男元栄・四男有信といわれ、文蔵は知られていない。

清三郎ら金澤屋にとって、福原家とは親戚だけでなく商売上においても親しく交流していたことは、さまざまな書簡類からわかる。清三郎が源之助宛に出した明治19年の書簡【33】には「…当二月中旬方出京致し今ニ至ル迄帰宅致ス訳ニモ相成兼、唯今ノ処テバ三念寺様ノ処ニ御せわ様ニ相成居リ…」のなかで、「…三念寺様ノ処ニ御せわ様…」とある。この三念寺にいた僧侶が有信のすぐ上の兄「藤浪元栄」であり、小塚大師で得度してから三念寺の住職藤浪の養子となり、後に住職を継いだ人物で、1906（明治39）年に亡くなっている。福原家にとって東京での親類の集まりは三念寺を利用していた。資生堂の創設者である有信は1848（嘉永元）年に出生した四男であり、平野家書

簡に登場する栄蔵は 1843（天保 14）年生まれの二男である。呉服屋や酒造業などをしていたというが、金澤屋との関係では松岡を拠点に海産物取引をしていたようで、栄蔵から清三郎宛の取引に関する数通の書簡がある。栄蔵の借財問題については、その解決に元栄や有信兄弟などが関わっていた。

栄蔵から清三郎宛の 1 月 24 日付書簡【233】に「…拙借財方々催促有之趣、■かへに種々の御心配相かけ…心配致候迄ニ而、何の工風も相立不申…何卒御勘弁被下度、貴家始皆様江御迷惑相かけ、其罰に哉、何事も成就不致、未タマゴ付居候…実に鮫ヒレ之手違御同前の不運ニ御座候…横浜之方いつ□□（欠損）事ニ相成候哉、実に残念存候…」と、借金などの催促で心配や迷惑をかけていることを謝りながら、商売での不運を嘆いている。栄蔵は 1915（大正 4）年に 73 歳で没している。

福原家は市左衛門や理左衛門と呼ばれ代々医者であったが、父親は医者ではなかった。漢方医であった祖父有斉から家業を受継いだ長兄陵斉は 26 歳で亡くなり、祖父有斉は四男有信が家業を継ぐことを求めた。1864（元治元）年に上京し親戚の医者福原代二郎を頼って緒方洪庵の高弟織田研斉の門に入り、幕末の動乱時に幕府医学所で西洋薬学を学んだという。その後は幕府医学所頭取松本良順から認められ、薬学の専門家になり、明治に入って海軍病院薬局長を経て自立し、妻の徳とともに 1872（明治 5）年に東京銀座に洋風調剤薬局資生堂を開業した。自ら医薬分業の礎を築き日本薬局方制定にも大きな精力を傾け、日本で最初の近代的な製薬業をおこすだけでなく、練歯磨「福原衛生歯磨石鹸」を製造・販売し、日常の生活衛生用品や化粧品を開発するなど今日の資生堂の源流をつくった。

1889（明治 22）年に不十分ながらも薬剤師制度ができ、日本薬剤師会が結成されると有信が初代会長に推挙されている。後述する川名又之輔や米国サンフランシスコの森俊肇らは、有信との薬舗関係での知り合いだけでなく、漢方薬の原料である海産物取引を介して金澤屋と親しい交流があったのではないかと推察される。

金澤屋に関わる書簡【61】に、ときどき「川名」という人物が出てくる。たよから清三郎宛での書簡の一文のなかに「…かり金千万円御座候とも、いのちさへ御座候らへバ又々わらう事も御座候ニ付、けつしてあまり御心ばへあそバされまじくよふ申上候、御まへ様万一の事でも御座候ハ、八人の子供もまよい候ゆへ、かならずかならず御心ばへこれなくよふ、御心じうぶ御もち下され度よふ願上候…今日いたりて金円のはなしハ川名よりほかにハ致すものゝこれなくゆへニ、一まづおかいりに相成候てはいかに御座候や、おかいりなされ候て又いづれのくふう相成候とそんじ候…」と、「今日いたりて金円のはなしハ川名よりほかにハ致すものゝこれなく」と言わしめる「川名」とは、金澤屋にとってどんな関係があったのだろうか。

そのことでは 2 月 22 日付の米国向けの売薬に関わる源之助から清三郎宛の書簡【203】に「…川名氏□（欠損）品物差送り可申候間、御販売被遊度、資金及ビ川名氏ニ仕払ベキ代金ハ、小生ニ於テ川名氏ニ支払可仕候、右ハ売上一円カ六十銭ニテ相済候故、一ヶ月拾円之売上ハ、小生ニ於テ六円之川名氏ニ仕払ニ御座候…今回川名氏より米国ニ向ケ、薬売代価千二百円程出荷ニ相成候…」とあり、米国向けの輸出に「薬売代価千二百円程出荷」と、かなり高額な取り扱いになっていることからみて、薬舗関係では米国と深い関係をもった人物なのだろうか。渡米する源之助や仲治郎の背景の一つに川名又之輔との関係があったことを推察しても不思議ではない。源之助の長男英雄誕生後の翌年、1904（明治 37）年 6 月 17 日に「本鳥印ミルク」の送付についての書簡【54】もあり、店舗での売薬の仕事だけでなく、多様な薬品製造によって「新ニ調済セシ売薬ハ、普通内地ニ売捌ノ物より効驗宜敷」ということであれば、米国向けに特注の薬品を出荷していることになる。米国の

誰が発注したか。考えられるのは、サンフランシスコの日系社会に初めてできたという護俊肇が経営する「森本舗」などが関係しているかもしれない。

「川名又之輔」は、1894（明治27）年発行の『東京諸営業員録』には、日本橋区箱橋町2-19の薬種売業・薬剤師「一進堂 川名又之輔」とあり、明治41年から大正12年までの『日本紳士録』にも掲載されている人物である。なお、『日本東京醫事通覧』（日本醫事通覧発行所・明治34年）には、東京・日本橋区の薬剤師として「川名直太郎（試験）廿年十二月登録、千葉縣平民、明治十一年五月生、箱崎町二一九」とあり、川名又之輔と同住所なので後継ぎになった人物と思われる。

また、「川名直太郎」は「千葉縣平民」とあるので、川名又之輔は安房出身で、清三郎などと深い結びつきがあった可能性がある。1907（明治40）年2月9日付で近衛師団の明治参拾老年兵後備役陸軍一等計手小谷寿一が佐倉聯隊区司令官に提出した「出寄留届」【E5】では、「東京市日本橋区箱崎町式丁目拾九番地 川名又之輔方」を寄留地としているので、清三郎一家とは極めて親しい関係であったと推察される。

そして、米国との交流や取引に関わる2通の書簡があり、内容から1904（明治37）年の源之助の後妻ふくの渡米に関わる書簡【35】と思われる。源之助がわざわざ川名宛に「…米國小谷氏之書翰着、拝読仕候処、アーレン氏之御尽力アツテ是迄列（例）之無キ取扱ニテ無事上陸致候由…」と報告しているのは、すでにアーレンのことを川名が知っていたからであろうか。時期から考えて薬舗との関係から前述した森薬舗の護俊肇は、1900（明治33）年半ば頃に森合名会社を設立し、潜水器採鮑事業のために源之助・仲治郎兄弟に資金調達しようとしたが、排日機運が高まるなか、日本人の採鮑禁止法案が審議される困難な状況になったという。そのなかで、モントレイ・ポイントロボスの地主A. M. アーレン（建築家・銀行家・地主）は、二人の事業に理解を示し、アーレンが名義人になったことで禁漁を免れている。

そして1902（明治35）年、アーレンの出資と名義により共同してポイントロボス缶詰会社を設立し、事業拡大を進めていくことができた。書簡【35】は、1904（明治37）年に源之助が日本にいる後妻のふく（22歳）と長男英雄（1歳）の二人をモントレイに呼び寄せたことでの書簡であり、アーレンが当局に渡米への口利きをしたことで、前例がない取扱いのなか無事渡米できたと書かれている。当時、日本人移民の排斥が高まっていたので、公私ともに源之助・仲治郎兄弟を支援するアーレンという人物がいなければ、その後の事業継続ができるかどうかわからない状況のなかで、川名又之輔も日本から米国の源之助たちの活動を支援していたのかもしれない。10月12日付の清三郎宛の書簡【114】には、「…近日米国より書状到着可致候、九月二十七日桑港発之マンヂュリヤ号、来ル十五日の船之予定、是ニハ如何かと存候、此次キ本月廿二・三日之入船者必ず来ル…」と、清三郎には米国との書状のやり取りを商船発着日で示している。

なお、川名又之輔は薬舗経営だけでなく、清三郎宛の書簡【55】をみると、「…生貝之義、四・五日前ニ金谷村尾形ト申人引取度旨申来り候ニ付、右人江向フ廿日間直卸ハ四貫百目ニテ約定仕候…」と採鮑事業に取り組んでいたり、書簡【57】では、「…資本入用ニ付金三拾円程、是非共御（欠損）ニ預り度旨申居、小生渡海致呉候様依頼口（ニカ）相成候間、定メテ御迷惑ハ愚生モ推察申上候…」と、金澤屋のために資金調達したり、取引のために現地に出向きたいとの依頼をしている。前述したように川名又之輔が安房地域出身の薬局経営する薬剤師となれば、東京薬剤師会会長福原有信と面識があっただけでなく、親戚関係である金澤屋の清三郎と同様に親しく交際していたと推察される。

「山崎峰次郎」については、前述した仲治郎の水産伝習所時代の清三郎宛の8月5日付書簡【108】

に「…山崎の村モ御承知ノ事…」との一文から紹介した。1890（明治23）年の清三郎宛の書簡【214】には仲治郎が「…芝区三田四国町二番地ニ転居ニ決定致し候、別紙成績表御覧ノ上、山崎様へ御廻し被下度候…」と、「山崎」にも成績表を見せてほしいと言っている関係である。また、たよから清三郎宛の書簡【72】には「…京な沢山御送り下され、山サキ様よふぢいんニても誠に大悦びニ御座候…」と、根本の養寿院（当時、医師齊藤元頤の医院。後に養寿館と呼ばれる宿）で「山サキ」が療養しながら金澤屋の人びとと交流していたこともわかる。

8月5日付書簡【108】は、第3回卒業生の同窓江尻伊之助から第5回生の穂波亀三郎（遠山亀三郎）が夏期実習において房州の調査を要望していることへの協力依頼である。亀三郎は子爵穂波経藤の弟であり、その後遠山家に婿入りしたことで、水産伝習所卒業生名簿には遠山亀三郎と記載されていた人物である。穂波の父親は穂波経度という公家であり、戊辰戦争では大総督府参謀として各地を転戦し戦功があったので、1869（明治2）年6月に永世禄百石の恩典をもらい、民部卿や兵部省兵学寮御用掛などに就任している。その後、家督を継いだ長男経藤は1884（明治17）年に子爵を授爵していた。

書簡に「…父君ハ佐賀戦争にて打チ死被成、随分有名の方ニ有之…」とあり、穂波の父親が佐賀戦争で討ち死とあるが、実際は1915（大正4）年まで生きており、「佐賀戦争で討ち死」になっていない。ただ、書簡にある「…山崎の村モ御承知ノ事…」とある一文に、仲治郎が「山崎の村」とわざわざ言ったのも、山崎峰次郎が佐賀出身で戊辰戦争や佐賀の乱に関係ある軍人だったからではないか。山崎からの書簡から推察すると、1890（明治23）年の3月20日付の清三郎宛の書簡【25】には、「…一過日ハ御面倒之義相願候処、貴君態々小笠原邸へ御越被下候由甚タ恐縮之至ニ御座候…」とあり「小笠原」邸と山崎とがつながっているようだ。戊辰戦争や佐賀の乱などから佐賀藩や唐津藩をあげると1891（明治24）年に亡くなった旧唐津藩主小笠原長行が関係しているかもしれない。もし山崎峰次郎が軍人とすると、同姓同名の人物が『日本紳士録』第1版（明治22年）や第2版（明治25年）に職業を陸軍歩兵大尉として掲載されている。また、『人事興信録』第2版（明治41年）には「山崎四男六」を紹介する経歴欄に、「…君は舊佐賀藩士石井波次郎の弟にして明治元年九月四日を以て生る明治二十五年先代峯次郎の養子となり家督を相續す…」とある。山崎四男六は山崎峯次郎の養子となり、1895年（明治29年）に東京帝国大学法科大学を卒業し、同時に高等文官試験にも合格して大蔵官僚になり、大蔵省司税官や大蔵大臣秘書官、横浜税関長、大蔵省国債局長などを歴任している。「先代峯次郎」という人物が山崎峰次郎となると興味深い人脈である。

山崎から清三郎宛て正月の書簡【198】には「…源之輔殿ニも御商用ニ而未た御帰宅被成す哉、御寒サ之時分故、寒国御商用とハ申乍、御苦勞様ト存候…」と、源之助が佐渡などで海産物取引に取り組んでいることを述べ、2月28日付書簡【143】では「…一日二日三日トモ機械ノ試験ニ出勤シ、同四日ニハ吾々一同招待ヲ受ケ、午前九時半 同四時迄試験セシニ、最上ノ出来ナリ…」と、採鮑のため新しい潜水器械を導入し試験操業を披露していることが書かれている。3月20日付の山崎から清三郎宛ての書簡【25】には、「…源之輔君ニも佐土地ニ於而大勝利、從而獲モ頗ル多シト、単独ニシテ遠征ヲ試ミルノ勇氣アルスラ、実ニ感激之至ニ有之候…」と大きな讃辞を述べていることをみると、日頃から金澤屋の動きに関心を持ち、時に海産物取引に投資していた退役軍人であったのであろうか。

「加島宣普」という人物が差出人になった書簡が4通ある。同時に書簡には「加藤祖一」という人物と一緒に登場する。この二人の関係は『改正官員録』（1884（明治17）年1月）の司法省大審院名簿に判事として加藤祖一が記載され、明治22年1月の『改正官員録』には評定官加藤祖一（住

所・向島須崎村 64 番地) と書記六等として加島宣普が掲載されている。

加島宣普から清三郎宛ての 7 月 11 日付書簡【85】には、加島や加藤の家族、そして大審院評定官巖谷龍一の家族など、総勢 15, 6 人が避暑のため根本に滞在したいと、宿泊所の周旋を清三郎に依頼している。根本の海は、職場の親睦もかねて家族一緒に同行する避暑や海水浴の地になっていた。仲治郎の水産伝習所時代の書簡にも頻繁に加島や加藤の名前が出てくる。書簡【209】をみると、「…加藤・加島一件、直チニ何分之事申上べく之所、私し横浜之事ニテ非常ニ悶着起り、夫故ニ加島・加藤之申聞モ遂ニ今日迄等閑相成、実ニ万々不出来ニテ相不濟儀候、種々御仰之赴き申伝へ候所、加島・加藤同音ニテ、素より最初之御貴殿之御談し之反省致し、且ツ今日僅ニ残金三拾円ヲ以テ建家抵当杯、実ニ望■ ■ハ無之候…」とあるので、加藤や加島は金澤屋を通じて海産物取引に投資している姿がある。なお、加藤は大審院判事の退任後、弁護士や民間企業の顧問になっている。この二人の存在は、清三郎らの取引上の金銭トラブルや契約問題などで法律的な立場でアドバイスすることもあったかもしれないが、そのような書簡は今のところ見当たらない。

根本に隣接する布良に金澤屋の支店があったことは前述しているが、清三郎が布良の人びとの採鮑漁や乾鮑製造に深く関わっていたと考えられる。そのことで布良の近郊に住む人びとと書簡のやり取りをし、商取引や資金調達をおこなっていた。1889 (明治 22) 年の地元大神宮村の岡島義鑑から清三郎宛ての 8 月 3 日付書簡【158】には「…鈴木仁八ヨリ依属 (嘱) ノ件、嶋田綱右衛門殿へ嘯致候所、全氏早速罷出ベクノ所…石井豊治ヲ以テ申上候、一体跡金も少々故、御皆済被下度旨、島田氏へ申聞候所、全氏申候ニハ、別紙受取証丈ケニテ一時猶予致呉候様、強ク申聞候間、不得止別紙受取書之通り、一時承諾致候ニ付、此者へ正ニ御渡被下度願上候…」と、嶋田綱右衛門ら地元民の名前があり、彼等との資金のやり取りを報告している。翌 23 年の岡島義鑑から清三郎宛ての 9 月 5 日付書簡【240】には、「…根本小谷清三郎君へ金五円拝借方願上候所、同君ニモ御所持無之候得共…新六へ貝壳 (殻) 積送り方約定ニ付、強テ御迷惑ナレバ、此方へ御照会被成、新六ニテ承知之上ハ、為換金受取ノ証、拙者ヨリ差出ベクトノ嘯致候所、新六申ニハ、右之事実ナレバ小谷君へ対シ、君へ対シ、五円位ナレバ為換御用達可申ニ付、小谷清三郎君ヨリ為換金五円ノ受取証御持参相成度トノ旨申聞ケル間、何共申上兼赤面之至リナガラ、拙者困難御救恤ト被思召、為換受取証此者へ御恵授願上候…」と、貝殻取引の為換をつかって借用に対応したことを伝えている。明治 24 年の島田綱右衛門から清三郎宛ての 1 月 16 日付書簡【291】では、「…岡島氏之金談一条ニ付、拙者へ出向御依頼ニ相成候得共…セメテ金五六円モ御工風被下度、岡島氏モ余程ノ困難ニナケレバ、君へ対シ請求等致サル、仁ニハ無之候得共、事実不得止事…」と、貸金の返金のことも仲間内で代弁させていたことがわかる。

## 10. 佐渡の森知幾と源之助の活躍

1890（明治23）年頃、清三郎や源之助らが新潟の佐渡（書簡【23】）や粟生島（粟島）（書簡【17】）、あるいは秋田の能代（書簡【181】）などに出向いて、潜水器採鮑業と乾鮑製造の指導はじめサメやイワシ、コノシロなどの操業に関わり、積極的な海産物取引を進めていた。

この頃から安房の鮑漁業にとって重大な問題が発生していた。『安房郡水産沿革史』（1914年刊）によると「明治二十五六年頃ヨリ三十四五年迄約十ヶ年間漸次各浦トモ磯焼ノ害發生シタルニ…酷補濫獲シタル結果一時ハ其ノ種族ヲ絶スニ至リ…」とある。磯焼けと濫獲により鮑生産が減少し、高額な資本がかかる潜水器械の資金回収が難しくなる状況が起きたのである。

このような時期に金澤屋を支援していた山崎峰次郎の書簡【25】には、前述してきたように「…源之輔（助）君ニも佐土（渡）地ニ於而大勝利、從而獲モ頗ル多シト、単独ニシテ遠征ヲ試ミルノ勇氣アルスラ、実ニ感激之至ニ有之候処…」とあり、源之助が一人で佐渡に乗り込んで商売上で大きな成果を上げた勇氣に感動したということが伝えられた。源之助が佐渡に出向いた理由は不明だが、ここで始めた商取引や築いた人間関係が、金澤屋や源之助の人生に大きな変化を与えていくこととなった。後に妻となる田中りんと佐渡で出会っているといわれている。

新潟県立図書館の蔵書から貴重な情報が見つかった。『北溟（ほくめい）雑誌』63号（1893年刊）の「各地通信」欄には、「鷺崎の内茂浦は本州第一の鮑の繁殖地なるが先頃より千葉県下の小谷源之助と云ふ人來り鮑製造所を設け頗に改良品を製造し居るよし」という記載があった。これまでまったく知られていなかった事実であり、源之助が佐渡の鷺崎にアワビの製造所を設け、乾鮑の加工製造をしたということが明らかになった。

この『北溟雑誌』は1887（明治20）年に本庄了寛らによって佐渡で創刊されたもので、ここに論説や記事を寄せていた森知幾という人物は水産伝習所第1回卒業生であった。佐渡出身の森は源之助より3歳上、仲治郎より8歳上であった。源之助は森とはどこかで出会って知り合いとなり、佐渡鷺崎でのアワビ漁や乾鮑製造につながっていったのではないかと推察される。

森知幾という人物は1864（元治元）年、佐渡の相川で生まれ、私塾や小学校師範伝習科で学んだ後、各地の小学校授業生として勤めた。1884（明治17）年20歳のときに上京し、東京物理学校や水産伝習所、さらには明治法律学校に学んだという。東京では内村鑑三や幸徳秋水らと交流したことで、キリスト教や社会主義思想に触れることとなり、佐渡に戻ってから自由民権運動や部落解放運動のリーダーとして活躍している。佐渡新聞を創刊し、部落解放のための学校を開設して校主となり、後には相川町長まで務めている。多岐に活躍したなかでも、佐渡の水産界で果たした役割はきわめて大きい。

1890（明治23）年、水産伝習所の教員であり、所長関澤明清の実弟である鏑木余三男が佐渡で講演をした際、郡長に佐渡水産伝習所の設立を提言している。その後に開設が決まり、在京の森知幾には職員になってほしいとの要請があった。この年には、仲治郎とともに佐渡の安田三蔵が水産伝習所第3回生として入学している。翌年、帰郷した26歳の森は、佐渡水産試業所の助手となったものの1年で辞めている。

森知幾は、「佐渡で起こすべき事業は何か」という懸賞論文を書いているが、そこに「世界各国との競争の上でも、佐渡にとって将来性のある産業は水産業であり、貧窮を脱して他地方と対等の権利を維持し独立するには、地勢的にも経済的にも、水産業が最も有望である。…水産こそ、民の段階では、最も惨めな漁民を救い…」と述べている。そして、具体的な施策として「漁業保険会社や共同製造所の設立」をするとともに、「模範漁業を起こすこと。海府新道を開くこと。漁場探求、灯

台・測候所の設置、水難救済所、水産教育、水産陳列所、水産家養成」などを提案し、その実現のために森は奔走して行くのである。

1892（明治25）年、農商務省から水産調査報告員を委嘱された森は、その年に佐渡水産会（会員300名）設立に関わったことで、教師兼事務員に選任される。翌年4月、佐渡水産会では重要な事業が計画されることになる。それは謀計網、流網、マグロ縄、サメ縄などを千葉県のア房地域から取り寄せ、また熟練の漁師を雇って模範漁業をさせると決めたことである。この取り組みに協力するため、源之助はこの頃、安房の根本に帰っていることがわかった。漁師の選任をして、森らの佐渡水産会が要望している模範漁業に相応しい対応を準備したのであろう。

6月に源之助とともに根本などの漁師らが漁船で到着すると、森らの佐渡水産会の関係者も漁船に乗り込み、コマセの小エビを捕った後に、それを餌にして各地でアジを網獲していった。このように源之助と森知幾の繋がりによって、根本の漁師たちによる模範漁業が紹介されたと思われる。これまで知られていないが、安房の漁業史にとって画期的な出来事であり、1893（明治26）年6月のたよに宛てた清三郎の書簡【53】にも「…長五郎・門七・長治郎・市右衛門此四人の人々佐州へ御出ニ相成候由、実ニ此人々なれば少シも差支なき事と被存、是又私ニテモ大安心仕候…」と記載されている。佐渡の水産業向上のために森が提案した方策は、安房の金澤屋の協力で実現したのであった。水産への熱意と実践が認められた森知幾は、佐渡西部漁業組合長、相川町会議員を歴任した後、1895（明治28）年には若干31歳で相川町長に選出されている。この人物との交流によって、青年源之助はその後の生き方に大きな刺激を与えられたかもしれない。日本海での漁業操業や潜水器採鮑漁に関わりながら、清国向けの乾鮑製造（書簡【6】）なども始めた清三郎や源之助が、佐渡などで海産物事業をおこなうにいたったきっかけは何か、今のところ不明である。ただ、この時期の商取引や築いた人間関係は、金澤屋や源之助、仲治郎の人生に大きな変化をもたらしたことは間違いない。

当時、明治の国家体制づくりでは、各地での活発な自由民権運動が、政府に対抗しつつ憲法制定や議会開設となり、大きな変化を社会に生み出していった。国策として清国貿易をはじめ対外貿易に力をいれ、品質の向上を呼びかける農商務省のもと、金澤屋にとっても海産物取引の拡大を願っていたはずである。1890（明治23）年4月に上野公園で開催された第3回内国勸業博覧会第四部水産の部で、清三郎が「明鮑」を出品し水産博覧会に続き再び「褒状」が授与された。これは乾鮑製造の専門家としての確固たる立場を築いた姿を示していた。

この頃、佐渡において海産物売買に励んでいる源之助が清三郎に宛てた書簡【23】がある。そこには佐渡の買付の場所が不便なところにあり、貝殻は炭俵に入れて両津に運ぶことになるが、その荷造のために帰宅できない。佐渡は乾鮑相場が扱い易いうえに資金が無くても手に入るので滞在している。ただ鮑貝殻を買うために100円程必要なので伊豆屋から借用を願っている。相川で買取った鮑の11俵と海府で仕入れた品物を越後屋に送り併せて品川丸に積込むようになっている。乾鮑は萬屋辻孝助に送るよう依頼し、貝殻も萬屋と思っているが、はっきりしないので萬屋へは相談に行ってみるつもりと述べている。乾鮑だけでなく貝殻もそれなりに利益を生み出すようになり、源之助は佐渡の地から横浜の売込商人と駆け引きしながら取引条件を決めていたのであろう。

1892（明治25）年7月、横浜常盤町5丁目の伊豆屋浜吉は佐渡にいる源之助宛に書簡【11】を出し、「…干鮑ノ儀明鮑多少も有之者五十式三円位でも正々売込心得、灰鮑の儀も半バ■イキク無クば三十八九円ニも賣込心得ニ有候得共、何分半バニテ干と少くて悪ク、右品にて堅干ニ比らべ四

十五円にも正々売入り…」と、佐渡の乾鮑でも明鮑や灰鮑の質が良ければ高値の取引となると報告している。

1893（明治26）年になると、清三郎は新妻助左衛門や菊名芳治という人物と乾鮑製造に関わる共同事業を立ち上げ、妻たよとの書簡では頻繁に実情を報告している。そのことを裏付ける潜水器採鮑漁のための「潜水器借入証」があり、その証状には「証 干場善助 林音松 永井長泰 若狭七之助 小谷官吉 小谷久七 山田寅次郎 本年四月中、新妻助左衛門氏、左ノ人々ヨリ借入候潜水器借入証ニ貴殿保証人ニ相成居候処、今般我等代リテ保証人ニ相立候ニ付、右ニ対シ貴殿へ御迷惑相掛不申、我等ニ於テ引受可申候、依テ如件、廿六年八月二十三日 小谷仙之助 小谷清三郎 菊名芳治殿」【B4】とあり、菊名芳治から小谷仙之助と清三郎に保証人を変更した際に出された「潜水器借入証」であるとわかる。

ここに表記されている新妻助左衛門は、大場俊雄著『房総から広がる潜水器漁業史』（崙書房ふるさと文庫2015年）によると、「大日本水産会、福島県会員」であり、『大日本水産會報告』第111号（1891（明治24）年）に「久六島採鮑記」を報告しているという。新妻は、この年3月に「千葉県安房郡から潜者、器械運転手ならびに乾鮑製造者を雇い入れ、採鮑準備を整えた」とされる。その背景には前年、農商務省技手山本由方が久六島調査で大型鮑の生息する漁場発見を青森県当局に報告し、新聞に報道されたからである。

当時、秋田県能代大町7番地に寄留していた新妻は、さっそく潜水器による採鮑願いを秋田県農商課に提出し、漁業許可を得ると能代港から出漁したという。その後、久六島の潜水器採鮑の漁場をめぐる青森県と秋田県との間で紛争となっていた。前述の証状の日付からみて漁民の紛争が激化したことで、新妻は潜水器採鮑の対応を変更することとし、そのための「潜水器借入証」ではないかと推察される。新妻が寄留する能代大町にいる清三郎の書簡からは、新妻がどこで潜水器採鮑の操業をしていたかはわからない。ただ、水揚げされた生鮑を専門家である清三郎が乾鮑に製造していると、たよへの書簡で報告している。

ところで、清三郎や源之助、仲治郎らが佐渡の東にある粟生島（粟島）に事業拡大を進めていったのも、安房の磯焼けで鮑生産が減少する状況を打開するためであったと推察することもできる。仲治郎の書簡【39】には、「…御地の模様実ニ驚愕仕り候、当地にても干鮑今迄凡ソ一千二百斤程も製造致し、凡ソ百円位の利益も有之候…」と、鮑の豊漁に驚愕したことが記載されている。また、源之助の書簡【17】には粟生島の鳶崎からの報告として、「…切鮫非常之揚りニて、既ニ昨日は萬田屋様、鳶崎ばかりニて四十二本程御買取被下候、尤モ直段之儀は千倉其他處々より買人群集仕、互ニ買上候間右鱈杯は四十二貫目程有之、代金式十三円十八銭ニ御座候…本日迄荷物出来高は大凡四百斤位ニ存候、此模様ニては資本次第何程ニても荷物買取申べく候…」と、サメの豊漁で資金があればいくらかでもフカヒレを買えるので、資本金が必要だと書かれている。

さらに、清三郎は秋田の能代港町に出向いているが、そこは福島県出身の新妻助左衛門が潜水器採鮑業の拠点にしていた場所であり、乾鮑製造を依頼されたからであった。前述した清三郎からたよに宛てた書簡【67】には、「…新妻様わざわざ私を御頼みニ御出ニ相成り、其後新妻様私をぜひたのみたいとて、…御手紙御遺し…菊名様私の〔欠損〕わざわざ房州迄御出張ニ相成〔欠損〕たとへ此上私の身ニ取りどのようニくるしき事有ルトモ、どのようなせつなき事有ルトモ、当年の業を出る迄ハ居ル心得ニ御座候、私ハ当地へ参りシハ給金がほしくて参りシニあらず…菊名様トこんへニ致し候後ハ、私共の商法の手続キモ相成可申ト心得…」とある。菊名という人物は、製造した乾鮑の売買にあたっていた横浜の仲買人菊名芳治のことであり、清国向けの輸出品乾鮑の製造に関



わっていた。

書簡【97】の前後は欠損しているが、貴重な資料である。それは乾鮑売買の相場や三盛永・百四十六番・廣萬泰・永昌和・東生隆・百四十二番・東同泰という商館名が記されているからである。『東京横浜銀行会社役員及商館商店人名録』（1889年刊）の「横浜居留地外国人商館の部」で商館名をみると、壺番館から二百四十四番館までの外国商館のなかで、清国 25 館のうちの 7 館であることがわかった。

この書簡には「…先物廿八九弗 [欠] 昨今廿三四弗迄下落仕候…先般御積入、則チ私し出頭ニテ受取品、本日両相干候処、壺割半方円切致テ、何南京モ毎日四五人参り候得共、三盛永三十弗、百四十六番三十壺弗五分、廣萬泰三十壺弗、永昌和三十弗、東生隆三十一弗迄相附ケ、実ニ円切レ致シタ上テ直安故、実ニ甚ダ困却仕候、然ルニ其内ニモ百四十二番、則東同泰ノアテニ□□五分宜敷□□、幣殿ハ三十式弗ナラバ取斗可致由ヲ申置候処…」と清国貿易に関わる商館名が具体的に記されるとともに、前段には「…洋銀予テ新聞ニモ記載有之通り、高直者金円四十五銭五厘迄、安直ハ一昨日金円二十三銭五厘、昨日ハ金円三十七銭位、本日ハ壺円廿七銭位時居付、当節ハ荒高下取、実ニ当惑之至リニ御座候…」と、貿易取引の「洋銀」の相場については、ここに書かれているように 1 ドルが 1 円 23 銭 5 厘の安値から 1 円 45 銭 5 厘までの高値と乱高下が激しいようで、1 円 27 銭から 37 銭になったという。

書簡では前欠なので不明だが、28, 29 ドルから 23, 24 ドルに下落したというのであれば、100 斤 (60kg) で 36 円から 29 円までの取引と思われる。清国貿易商の相場は 30 ドルから 31 ドルであるので、当時の相場では 100 斤 (60kg) 37 円から 45 円での取引であれば、「7. 金澤屋と海産物商人～萬屋・伊豆屋・石福」の項で取り上げた勘定書の日付をみると、明治 24, 25 年夏頃の相場と推察される。ただ、その頃の書簡に「洋銀」相場は記載されていない。横浜の乾鮑貿易で「洋銀」相場が記載された取引は、明治 20 年前後が最後であったようなので、年月未詳で欠損した書簡【97】は、明治 18 年夏「器械根」の鮑生産に関わる乾鮑価格の乱高下の時期であると考えたい。この書簡は字体からみて清水屋のものと思われ、金澤屋が清水屋を通じて横浜での清国貿易に関わり、相場の駆け引きに飲み込まれていく危険性を感じさせる。そのため書簡には相場変動や出荷のタイミングなどが詳細に記されている。

清三郎を乾鮑製造の専門家として紹介する際にこれまでも取り上げている書簡【6】であるが、「…当地方私の製造を少々御持参有て、横浜にて菊名様立合ニテ、安達ト申売込屋ニテ南京人二見セ候処、南京人并ニ安達方ニテモ、塩かげんと言へかたちといへ申分なしとの事、尤も灰鮑の分はいぶした計りかむれつかぬゆへ、此上ハ極もつとそまつニしてよろしきと申されたり…」という部分は、清三郎の製造した乾鮑が優秀であり、より高価な明鮑で取引されることを示唆している。

1893 年 (明治 26) 年に小谷仙之助・小谷清三郎から菊名芳治に宛てた「新妻助左衛門潜水器借入証ニ付保証人交替証」の文書【B4】にある人物をみると、『日本全国商工人名録』（1892 年刊）の横浜「海産乾物売込商」一覧のなかに載っている。仲買人の菊名や綿貫は安達三郎商店と関わっていた人物であり、安達という売込商から仲買人菊名に資本金が渡され、新妻の潜水器鮑漁代金や清三郎の乾鮑製造の給金を支払って、製品は横浜から清国への輸出品となっている。

金澤屋は清水屋商店 (誠次郎・亀次郎など) や辻孝助商店 (辻孝助・辻卯平・高橋又平) と信用ある商取引を継続しながら、伊豆屋 (伊東濱吉) や石福店 (石炭屋渡辺福三郎) など様々な取引業者とつながっていた。それらの商店にいた人物の書簡類や、辻孝助の押印がある乾鮑などの注文書や領収書も多数確認できた。とくに清水屋商店と金澤屋との乾鮑取引に関しては完全な書式が数通

あり、明治期の重要貿易品乾鮑の商取引の一端が解明されていくきっかけになると期待される。

多くの先進国が銀本位制から金本位制に移行して、世界的に銀の産出量が増えて銀の価格が大きく下落していた明治 18 年以降、銀本位制を取っていた日本の経済は深刻な状況となり、為替相場も下落して、物価は高騰しインフレになっていった。そのような中で 1897（明治 30）年 10 月 1 日に貨幣法が施行され、銀本位制から金本位制へ移行すると、為替相場も落ち着き物価は安定していった。

当時の安房をみると、個人や貸金業者から資金を借用するしかなく、高利の貸付状況下に置かれ不利益を被っていた安房の人びとにとって、金融の安定化と地域振興に貢献する地域銀行の出現が待たれていた。1896（明治 29）年、安房・平・朝夷・長狭郡長であった吉田謹爾らによって房州で最初の金融機関である安房銀行が創立された。発起人は吉田謹爾をはじめ安房地域で永井益夫・小原金治・小原直治・岡田茂平・半沢良助・秋山源兵衛・秋山房次郎らであり、東京から川崎八右衛門・福原有信・久保扶桑・浅田正文・米倉長之助・靱山半三郎ら、地元出身も含め金融機関や企業人が出資したのであった。

また、漁業では、1887（明治 20）年に関澤明清が醍醐新兵衛と協力して、捕鯨と魚油の精製を目的とした日本水産会社を館山に創立している。その間、関澤は 1889（明治 22）年に水産伝習所所長となり実践的な水産教育のために邁進していくが、明治 25 年に官職を辞して自ら漁家となり、館山に住居を構えて漁船を操業し捕鯨などに従事していった。日本水産会社は数年で解散したが、その製造所の諸道具を購入して水産加工品などの製造を続けた。水産調査委員会臨時委員や農商務省水産調査所、第四回内国勸業博覧会審査官に関わりながら、明治 29 年には洋式帆船豊津丸を建造し、捕鯨や鮪はえ縄漁など遠洋漁業の模範を示していたものの、1897（明治 30）年 1 月に心臓病により 55 歳で没した。

この時期、根本の隣村富崎村布良では、鮪はえ縄漁船の遭難が続き、1893（明治 26）年は鮪漁船数 61 隻中遭難 4 隻、翌年には 62 隻中 4 隻、翌々年は 61 隻中 6 隻であった。この時期の遭難事故を振り返って、1896（明治 29）年神田吉右衛門村長を中心に第 1 回水産談話会を開催し、漁師たちが操業での問題点を話し合っている。

## 11. 源之助の「逃亡」事件とよばれた出来事

佐渡において極めて重大な出来事が起こった。その顛末は1894（明治27）年、清三郎と仲治郎兩人宛の1月25日付吉津太六書簡【9】に書かれている。吉津太六という人物は兵庫県出身の水産伝習所第1回生（明治23年2月卒業）である。1889（明治22）年8月の夏期実習が白浜であり、乾鮑製造の現地指導者の一人が清三郎であった可能性が高く、根本の海産物問屋金澤屋を知ったと推察する。翌年2月に卒業すると、水産物取引に関わることになり、源之助との出会いがあったと思われる。その頃に源之助による佐渡での販路拡大があったが、佐渡で水産業の進展を考えていた森知幾と吉津は水産伝習所の第1回同級生であり、その年2月に仲治郎が伝習所予科に入ったこともあり、交流や親睦を深めることになったと推察できる。

長文の書簡には、源之助が「逃亡」事件と呼ばれる出来事を引き起こしたことが書かれている。「逃亡」という言葉は金澤屋の人びとを震撼させた。源之助が「…へチマ買入ノ為メ持参セシ金及、炭千二百俵・五百有余俵等買上代金、合セテ式百五十円以上の金員所持シタル俣行先不分…」と、吉津太六は買上げ代金を持ち逃げした顛末を大変な怒りと憤りをもって清三郎や仲治郎に訴え緊急に対応を求めている。当時、源之助は新潟大川前の佐渡屋を拠点に、佐渡はもちろん粟生島などで鮫や鰯の漁業、生鮑や貝殻、乾鮑などの取引に関わっていたと思われる。しかし、日本海での漁業操業は天候に左右され、その損失が大きいという書簡【39】があるので、源之助はその損失を補うために海産物ではない商品の取引もおこない、吉津は書簡【9】の中で新潟のへチマや佐渡の木炭を扱っていたことをあげ、その取引に関わる資金だけでなく「…愈々以テ逃亡致シ候ニ相違無之事ト考へ候…金員の外水産会約定書并ニ粟島鮑買約定書等、所持致居候」と述べている。さらに吉津が「…小生も全ク資本ヲ失する時ハ、如何ナル嚴責を受ケルカ、実ニ人トシテ難堪次第ニテ、日夜痛苦罷在候…人ハ何日何処ニテ遭遇スルカ分ラヌモノナリ、小生も一寸の魂者未ダ失ハズ、何日迄も決して此事ハ忘レ難ク、残念ナル事心肝ニ徹底…」と決して忘れない出来事になるといっている。

この出来事がその後、どのように進んでいったかは、この出来事に対する書簡が続いているかが確認できず不明である。ただ、断片的に辿ることはできるので紹介したい。

たよから清三郎宛ての5月28日付書簡【7-1】には、たよが源之助の不始末をどう処理するかという心情を清三郎に訴えたものではないかと推察される。まず「…今日源之助より手紙参り候処、商業致し度由に御座候ハズ、東京にて諸君と御相談成し被下度候…」と、源之助の気持ちを在京の金澤屋関係者に伝えるとともに、たよは「…推考致し候処ハ、源之助之心に任せ商業致させ候ハズ然るべくと存候…」と源之助が願っていることを受け止め、皆に語りたいと述べている。たよ自身は源之助の思いを信用し商売させようと思っているが、清三郎にはどうだろうかと問いかけている。

そして、佐渡屋三サ（新潟大川前4-1）に寄留している源之助は、清三郎宛てに10月23日付書簡【196】を出し、吉津から訴えられた件について弁明している。「…秋田県乾鮑事業、不如意ヨリ御困難之儀御申越シニ相成、兼テ皆々様御暮向ニモ御困り被成候事…小生等春中ヨリ営業涉々敷参り不申、既ニ漁業ニテハ式百円余之損失…」と、乾鮑製造は資金が乏しく何もできなく困難になり、乾鮑では生計も立たず営業もうまくいかない。漁業も200円の損失になっている。そこで「…吉津氏ト其失敗之取返シニ尽力致シ居」と失敗した損失を取り返すように努力しているが無理である。源之助自身は清三郎やたよに「…小生等十分深キ目的モ有之…安心致サセ候様之事モ有之…」と、自分には目的があるので勉強しており、取引の損益のことも自分がやっている。

吉津は商業に暗いので話し合っていると述べ、書簡の最後に源之助は「…御安心□□(欠損)無之事□(欠損)不孝之罪幾重ニモ御免被下度、決シテ逃亡杯致シ被下…」と、決して逃亡などをしていないと強弁している。吉津の訴えた1月25日の書簡から9カ月ほど経過しているのが不思議である。この間どんなことがあったのだろうか。

吉津の書簡には「…平野君持参ノ資本五十円も、小谷君より御差送被下候様、小生等約定致居候得共、右様之始末ニテハ多分差送無之ト相考へ…」とあり、仲治郎はすぐに対応するために取敢えずの資金を準備したのか。後に妻平野美わは仲治郎の佐渡行を心配して、わざわざ義母たよに6月4日付書簡【28】を出している。「…先達仲次郎様事佐渡へ参り候ニ付テハ、決シテ当人の我儘等方出テタル訳ニ無之、御父上様も殊之外御心配被遊候へ共、前之通り私も万々承知之上故、定候義ニ有之候間、何卒御心配無之様幾重ニ茂願上候…」とあり、このなかで「前之通り私も万々承知」とは何を意味するのか。考えられることは、多額の負債をかかえていくことへの妻美わの覚悟が示されていると推察する。

「逃亡」の件と関わっているかどうかは不明だが、資金調達について源之助はいろいろな手を打ちながら各方面で動いていたと思われる。源之助より清三郎宛の17日付書簡【186】は、佐渡での買付にあたっての資金依頼で、「…因(固)ヨリ尊父之村方残金ハ承知仕候間、急き帰り御渡ス心得ニテハ存居候得共、前申上候通り、種々ノ都合ヨリ成立候場合ナレハ…村方残金ノ儀、帰宅ノ上小生取計へ御相談致スべく候、就而、後金円御送り被下候哉、且又御勘弁被下ズ、御送り無キ哉否哉、今一樣御返事願上候…」と言っている。資金調達を急ぐ源之助は根本の「村方残金」があるので、清三郎に村から借用することを迫っている。

「村方生鮑代金支払い」のことでは、1891(明治24)年に小谷清三郎から加藤五郎宛ての7月21日付「金円借用証」【D27】があり、「金円借用証 一金三拾五円也 右之金円、今般村方生鮑代金払方ニ差支、貴殿方ヨリ借用候処、実正也、返済之義ハ、来ル二十五日限り返済可仕、其節相滞候ハ、生鮑壹円ニ付、二貫六百匁かへノ相場ヲ以テ、早物ニテ相渡可申候、依之加判連印、仍而如件、明治廿四年七月二十一日 借用人 長尾村根本 小谷清三郎 同所証人森 周□」とあるので、源之助は以前に清三郎が「村方残金」の借用を受けていたことを知っていたので、今回も清三郎に強く依頼したのかもしれない。

源之助の「逃亡」事件という出来事は、長女らしくに大きなショックを与え、らくから清三郎へ宛てた明治27年11月23日付書簡【10】には、家族のなかの揺れ動きを知ることができる。18歳のらくは女学校卒業後、金澤屋の手伝いをしながら、裁縫や仕立物の仕事をしていたと思われ、「…父上様ニハ他郷ニ御出て遊され、種々御苦勞の強ひぬ御身ニましましなから、老人ならひニ妾小兒等の事迄も御案じ被下候事、いとありかたくも又勿体なく御座候、今さら申上る迄も無之候へ共、世ニ私共親子ほとあじきなき者ハ御座なく候、妾過日父上様御出京のせつ山まで御供申上、帰るさ道すがら父上さまの御心中推しはかりつゝ、愁然として歩みながら、『すきし世ニ如何なる つみをつくりきて 常ニなけきの強ひぬ 我らぞ』と拙き一首を詠し、涙ながらニ帰宅いたし候…」と、商売や家族のことで気苦労が多い父親を思いやっている。

そして、源之助から清三郎宛ての10月23日付書簡の「兄上様より一通之書面」に書かれていた「…御書状の返事、終ニ逃亡之二字、妾ハ見るよりむねふさかり、心も空ニなり候…」と「逃亡之二字」に驚愕し、大きな動揺となった。母たよには「…母上様之御心配を恐れ、さあらぬ体ニなし独りつぐつぐ思ひまわせ…」、父清三郎には「…父上様ニハ妾ニ向へ該字を御尋ね遊され候…はてハと思わず涙にくれ申候…」といい、そのような中でらくは「…何事も時機をまち、御短

慮ましまさぬ様、幾重ニも願上候、『こゝろさへまことの道を まもりなば 花さくはるニいつか逢らむ』と、あきらむるより外ハ御座な■（く）候…」と両親を思いやりながら、前向きな心境を短歌に詠む冷静な対応していた。

清三郎とたよの往復書簡で、この源之助の問題が核心的に扱われたものは今のところないが、清三郎の借金問題でたよが清三郎に切羽詰まった言葉をしたためた書簡がある。その12月6日付書簡【61】には「…かり金千万円御座候とも、いのちさへ御座候らへバ又々わらう事も御座候ニ付、けつしてあまり御心ばへあそバされまじくよふ申上候、御まへ様万一の事でも御座候ハ、八人の子供もまよい候ゆへ、かならずかならず御心ばへこれなくよふ、御心じうぶ御もち下され度よふ願上候…御まへ様の御手紙ニハ、いきている心もちなきとの事を御はなしなされ候てハ…誠に誠にしんぱへニ相成り候付、けつしてよわき御心を御もち下されまじくよふ申上候、どのよふなかり金御座候とも、けつして御心ばへあそバされまじくよふ申上候…」と、たよは「かり金千万円御座候とも、いのちさへ御座候らへバ」とか、「どのよふなかり金御座候とも、けつして御心ばへあそバされまじくよふ」といって借金を苦しめた清三郎が自死するのではないかと恐れている。

実は年月未詳のうえ差出と受取の人名が欠けている断片書簡【51】がある。字体や内容から清三郎がたよ宛に出した書簡と思われるが、その書簡の内容から前述の12月6日付書簡に繋がっているのではないと思われる。そこには「…事ゆへついニわすれて御座候、別ニ証文の外ニハ、私方ハ約定証文も手紙もだした覚へハ御座なく候間、たぶんしゆつそきげんハうしなつた事…此事ハおまへ壱人ニて承知して、外の人へハ御話し無之様ニ可被下候、夫ニ手紙なりなんなり、しようこニなるよやうな事もなさらぬようニ可被下候…なるべく本人ハるすだといつて、五三郎なりだれなり其人の心からでた事ニして可被下候、いろいろとしんぱい相かけ、まことに申わけ無之…せけんへもつらくあり、どうしてよろしきや、実ニかんがへますと、私ほど不幸ナル不仕合ナル者ハ有りません、源之助らニハ見はなされ、実ニかんがへますと、いきてをるのがばかばかしく、実ニかんがへきれません…」とやり切れない思いが綴られている。ただ、「…源之助らニハ見はなされ…」という文言は、どんな出来事を指して書かれたのであろうか。

## 12. 磯焼けと根本での調査・「あわび研究」

安房の磯焼けの状況については、「岸上鎌吉」が後に編纂した『大正三年安房郡水産沿革史』（安房郡水産組合）の「鮑漁業ノ沿革」のなかに「明治二十五六年ヨリ三十四五年迄約十ヶ年漸次各浦トモ磯焼ノ害發生シタルニ拘ラス反テ鮑ヲ採捕セサルハ殆ノト損失ヲ生スルカノ如ク小鮑稚鮑ニ係ラス眼ニ觸ル、ハ用捨ナク酷捕濫獲シタル結果一時ハ其ノ種族ヲ絶スニ至リ浦ニ依リテハ潜水器ハ勿論普通海士モ轉職スルノ止ムナキニ至リ今尚普通海士ハ従前ニ復セス」と述べている。

同書のなかに 1893（明治 26）年における「根本磯貝明治廿六年度請負ニ付約定書下書」があり、根本が磯焼けの鮑生産の減少がはじまった時期に約定書の改正を考えていたと思われる。「約定証一、今般当根本区磯貝金何十何円ヲ以テ、当明治廿六年度請負致候処実正也、且相場之義ハ、当区潜器ヲ以テ採獲スル生鮑相場ヨリ、（老貝五拾目以上）老円ニ付四百目安、又（五十目以下）老貫目安直ニ買請ル約、就テハ、前記請負金只今拾五円相渡、残金何十円ハ来ル六月十五日限り御渡し可申、若し其期日ニ至リ、一日タリ共遅滞スルニ於テハ、以后何方へ売買セラル、モ、聊カ苦精（情）申間敷候、為后日約定証入置申処如件」という内容の下書きである。

明治期に農商務省が全国の水産事情を調査した報告書があるが、そのなかで鮑と磯焼けに関わる調査報告がある。明治 26 年頃に安房の根本海域で農商務省水産調査所技師・岸上鎌吉が鮑調査をおこない『水産調査報告（第四卷）第貳冊』（水産調査所 明治二十九年）に「あわび研究第二報」を報告している。その論文の「焼ケ磯又焼ケ根」の項では、「俗に磯或ハ根ノ焼ケルト云フ其礁上ニ生セル海藻ノ枯死スルヲ云フ通常磯ノ焼ケルニモ亦舊ニ復スルニモ數年ヲ要シ其區域ハ甚タ廣シ即チ一時ニ廣ク焼ケルコトナク又廣キ焼ケ跡ノ一時ニ回復スルコトナキナリ其原因ニ就テハ當今ノ處ニテハ未タ知ルコトヲ得ス」と述べ、現地根本で採鮑営業をおこなっている営業人の声を紹介している。

「上願書 千葉縣安房國安房郡長尾村根本 營業人森精吉郎・森多か 人民総代山本磯吉 右奉申上候自浦潜器採鮑ノ儀明治十一年四月廿九日創始爾來繼續營業罷在候處五七年以前ヨリ生鮑ノ棲息スル磯根方言（焼出シ）本年ニ至リ最モ甚敷深十尋以上ノ箇所ニ於テハ海草皆無相成因テ生鮑ノ食餌無之爲メ勢力缺乏シ最早産卵ノ季ナルモ更ニ其驗無之既ニ生鮑腐朽ニ接近セシモノト認識セラル、ヲ以テ空敷海底ニ遺棄スルハ本意ナキ事柄ナルヲ以殊ニ休業期モ近附候得共今回該生鮑現品ヲモ相添千葉縣廳へ本年度限り該場ニ於テ潜器採鮑業特別延期出願仕候次第ニ付尚右現品生鮑御高覽ニ供シ候間可否可然御指示奉仰度上願候也…」と、千葉県に対して採鮑期間を特別に延期してほしいとの願いを出すとのことである。そして、県への届は、「…又此等營業者ヨリ開伸書トシテ千葉縣知事へ差出シタルモノハ左ノ如シト云フ 明治廿八年十月 森精吉郎・森多か・山本磯吉

開伸書 安房國安房郡長尾村根本 營業人森精吉郎・森多か・人民惣代山本磯吉 右奉申上候自分共儀潜器ヲ以採鮑ヲ創始ナシタルハ去ル明治十一年四月廿九日ニシタ明治十八年度迄ハ暑寒共ニ採鮑仕來候處同年中本縣夷隅郡中魚落郷小濱八幡先ニ於テ鮑ノ巢窟ヲ發見シ一時多額ノ収額之アルモ終ニ濫採濫賣ニ渉ルヘキノ恐アリ當時ヨリ該業漁期御制定相成右ニ基キ營業罷在候處豈圖ラン現今ニ至リ左ノ如キ形象ヲ來シタルモノニ有之候

一明治廿三年頃ヨリ鮑ノ附着スル海底ノ磯根方言（焼ケ根）ト申シ鮑ノ餌タル方言（搗布藻草）等都テ減少ノ兆候之アリタルコト

一現今ニ至リ海底深サ十尋位迄ハ最早回復セシモノ、如ク幾分ノ海草ヲ生シ鮑モ稍々良好ノ品ニ立至リ申候

一深十尋以上ノ箇所ハ最モ甚敷都テ海草無之候コト

一生鮑産卵ノ季ニ迫リタルモ更ニ白色ヲ呈スルコトナク肉ハ貝中ニ屈縮致シ居リ候コト

一生鮑水分而已多クシテ平素百五十貫目ヲ以テ十六貫目ヲ製シ得ヘキ干鮑ヲ二百五十貫目ヲ以テ調製スルモ粗悪品トナルコト

一現今價格干鮑（メイホウ）金七十圓以上（ハイホウ）金三十圓以上ナルニ（メイホウ）ヲ製出スル能ハサルコト前條概取調候處相違無之候ニツキ此段具伸仕候也」とある。

その内容をみると、明治23年頃より磯焼けがおこり、鮑の餌である搗布が減少していた。現在、深さ十尋までは回復しつつあり、鮑は少ないが良くなっている。それ以下だと海藻もない。鮑の産卵が迫っている時期で、さらに岩が白くなってないものの、鮑の肉は屈縮しており水分のみが多く、乾鮑に製造しても粗悪品となると記載している。

後に出された『水産調査報告（第十二巻第一冊）』（農商務省水産局・明治36年）には、伊豆半島東海岸一帯で顕著になっている「磯焼け」「磯枯レ」を調査した遠藤吉三郎の『海藻磯焼け調査報告』があり、全国数カ所で起きている磯焼け現象は水産物への損害が大きく看過できない事態になっていると指摘している。なかでも『千葉県下海藻磯焼け調査報告』では、安房郡での磯焼け現象を見始めた年代は不明だが、「…根本白濱諸村ノ漁民ハ約十年前ヨリ之レヲ見シガ七八年前ハ最モ激甚ナリシ時代ニシテ昨年頃ヨリ回復シ始メ布良ノ如キハ…痕跡ヲ留メズト云ウ白濱ハ處々既ニ回復シタルモ尚ホ點々其形跡ヲ見ルベク…乙濱以北勿戸附近迄ハ半バ回復シタリト稱セリ…」とある。外房での磯焼けの現象について「根本ヨリ白濱附近ニ在リテハ其激甚ナリシ時代ニハ海底岩石全部黄色に變ジ些ノ藻類ヲ見ザリキト謂ヘリ…外房諸村ノ沿岸ノ磯焼けハ從來知ラレタル諸地方ノモノト少シク異ナレル點アリ即チ被害ハ十二三尋内外ノ海底ニ甚ダシク漸次七八尋ニ及ビ三四尋以下ノ淺所ハ敢テ被フラサリシコト是レナリ…」とし、この状況の下で最も困ったのはアラムの減少によって鮑が全く採れなくなったことである。磯焼けが解消したといっても、アラムやカジメが10分の2程度の回復なので鮑の生育は難しく、従来のような採鮑しての利益はないだろうとされた。遠藤は他の地域の磯焼けと外房とでは現象の起こる海底の深さが違うと指摘している。

なぜ外房沿岸での「…七八尋ニ及ビ三四尋以下ノ淺所…」で磯焼けがないかの理由に黒潮の潮流をあげている。洲崎沖で東京湾方面と北上する潮流の二手になり、北上する潮流が今度は沿岸に「内潮」と呼ぶ逆に流れる黒潮の分流をつくる。鴨川地区にある清澄山や嶺岡山から流れる河川の異常出水が起きた時に「内潮」が潮流の勢いを増し、北上している本流を押し返すことになる。房総半島南部では鴨川地区の降雨量が大きいと、とくに異常な豪雨による河川氾濫は、沿岸の海水成分を変化させ淡水海水の混濁のなかで海藻の適応が難しかったといっている。

そして、『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（農商務省水産調査所 明治29年）の水産調査所技師理学博士・岸上鎌吉の論文「あわび研究第二報」には極めて重要な内容が含まれ、今回の平野家文書の書簡にも関わっている。

この論文の「介殻成長ノ度」の項には、「…明治廿六年八月技手見習佐々木沖太郎ヲ安房國根本ニ遣ハシ…明治廿七年十二月潜水夫ヲシテ高塚出シテ根ニ放チ置キタル貝ヲ…」とある。この中の「佐々木沖太郎」という人物は、新潟県出身の水産伝習所第1回生で明治23年2月に卒業し、明治26年8月根本に調査に来た時には、水産調査所の技手見習をしていた。佐々木はその後、愛知県水産試験場技手から新設された千葉県の水産試験場の技師となり、場長などを勤めて水産試験場の基礎を固めたといわれる。

論文「あわび研究第二報」の「發生及産卵期」には「明治廿六年十二月初旬佐々木沖太郎ヲ根本ニ遣ハシあはびノ産卵ヲ…十二月廿三日…十尋ノ處ニテあはび十一個ヲ…廿六日…六七尋ノ處ニ

テ二十餘個ノあはびヲ…」と、潜水器によって採鮑したが産卵時期の調査としては遅れたという。そこで「…明治廿七年ニハ前年ノ如ク産卵期ニ後レサル様…出發期日延引シ十二月十七日ニ出發スルヲ得タリ不幸ニモ出發期日後レタル上ニ房州根本ヘ到着ノ日ヨリ四日間海上荒レテあわびヲ採集スルヲ得サリシ…」とある。実はこの時期、佐々木沖太郎による調査活動のことがたよの書簡に書かれ、また佐々木から書状を受け取っている。

たよから清三郎宛の十二月六日付書簡【61】には、「…さゝきおき太郎様今日御出ニ相成候付、一寸申上候…」とあり、この書簡は明治27年の12月6日とわかり、源之助の「逃亡」という出来事の余波にあつて、金澤屋は農商務省水産調査所への協力にあたっていた。佐々木沖太郎から清三郎宛て十七日付書簡【38】をみると、「此間ハ種々御世話様に相成、難有奉謝候、出立ノ日風強カリシモ出船致ス由に付、全日十一時頃出帆、随分波強ク船ノ傾キ甚シク、乗組ノ人ハ皆吐瀉シ、幸に小生ハ何レモ無之候へ共、只室内ノキタナキニハ閉口致し候、何レノ地ヘモ立寄ラズ、三時浦賀へ着、五時着京仕候…」とあり、佐々木は12月上旬に岸上鎌吉より先に来て調査活動をして帰京するが、「…上官ノ命ニ依リ又々御地へ出張ヲ命ゼラ■、今月二十日出立仕候、今度ハは調査第一部長岸上鎌吉氏全行罷在候に付少々都合ニハ御座候へ共、養寿院ニ宿泊仕ル積リニ御座候…」(農商務省便箋)と、再び根本への出張となり、上司の岸上鎌吉に同行して宿泊は養寿院にしたいと述べている。

なお、佐々木沖太郎から清三郎(「清兵衛」となっている)宛ての10日付書簡【373】(【86】)は報告書に明治26年8月に鮑を放養したとある内容と重なっているのではないかと推察される。「…出張中ハ種々御世話様に相成、難有奉謝候、小生八日午前八時半北条出帆、同日四日(時)無事帰京仕候、東京ハ暑氣日に増シ甚シク…乍失礼此御序之節善左衛門様…」によろしく伝えてほしいとある。

この頃、水産行政が揺れ動いていた。水産政策の要である農商務省水産局は1885(明治18)年2月に設置されたものの、1890(明治23)年6月に農務局に統合される形で廃止された。この措置に不満をもった水産業界では一致して反対したが、農商務大臣に復活を訴えても戻らなかった。その後、水産局に代わるべき水産調査所が計画され、1893(明治26)年4月に農商務大臣の管理下で水産調査所が設置され、水産に関する調査事務をおこなうことになった。それとともに13名の委員で水産調査会が付設されている。2年後に改正された官制では職員の構成は所長、技師(定数3人)、技手(定数14人)、書記(定数4人)に改められ、所長は農務局長が兼務していたなかで、水産局設置の要望が高まり、1897(明治30)年6月になって水産局は再設置されたのである。



### 13. 源之助・仲治郎兄弟が渡米にいたるまで

『水産調査報告（第三卷）第壹 第貳冊』（農商務省水産調査所 明治 28 年）の水産調査所第一部主任 農商務技師・岸上謙吉の論文「あわび研究第一報」には「外國ニ於ケルあはび漁業」という重要な小論があり、源之助や仲治郎は熟読して、調査研究のきっかけにしていた可能性がある。

そこには「あわびハ七十餘種アリ東洋、南洋、歐洲、及ビ北米太平洋岸ニ饒産ス…北太平洋岸ニテハ桑港近傍トス…米國水産調査報告ニヨルニ北太平洋沿岸ノあわび漁業ハ千八百七十九年ニハ肉及ビ介殻ヨリ十三万弗許ノ収獲アリ…千八百八十八年ニハ其収獲實ニ三百万弗ニ達セリ、然レドモ志那人ノ貪慾ナル濫獲シテ遂ニ諸所ノ漁場ヲ荒廢ニ歸セシメタリト云ウ、同國ニテハ介殻ノ方肉ヨリモ貴シ、千八百七十九年ノ報告ニヨレバ介殻ノ一噸四十弗及至九十弗、肉ハ一磅凡ソ五仙ノ割合ナリト云ウ、要スルニ外國あわび漁業ハ未ダ幼稚ニシテ捕獲法等ニ至リテハ未ダ本邦ノ右ニ出ヅルモノナキガ如シ、種類ハ本邦産ノモノト異ナレリ。明治廿七年十一月」という内容である。このなかで注目されるのが「北太平洋岸ニテハ桑港近傍トス…米國水産調査報告ニヨルニ北太平洋沿岸ノあわび漁業」という部分であり、岸上がいつている「米國水産調査報告」が存在するとなれば、当然、源之助や仲次郎らが目を通して、渡米後の調査研究に活用したはずである。今のところ、この報告書と思われる日本側のものは発見されていないが、今後、源之助と仲治郎の渡米前後の歴史的な事実をさぐるうえで、欠かせない資料の一つになるかもしれない。

これまでの源之助や仲治郎らが渡米した前後のことは、アメリカ側からの資料や聞き取り証言、あるいは日本人が書いた移民に関わる米国見聞録などで調査研究がおこなわれてきた。なかでも源之助や仲治郎らが渡米した経緯を取り上げている大場俊雄著『房総の潜水器漁業史』（崙書房ふるさと文庫 1993 年）の「VI. カルフォルニア州へ伝播した潜水器漁業技術」の項は基本的な文献である。

そのなかでは渡米に関わって取り上げられている人物が「野田音三郎」である。野田は 1864（元治元）年に佐賀県牟田辺村の石井家に生まれ野田林右衛門の養子となっている。1889（明治 22）年渡米、サンフランシスコに上陸し、各種農園作業や山林開墾事業に従事するも、劣悪な労働環境を改善するため労働団体を結成するなど、日本人労働者の地位向上と職場の開拓に務めたという。その後、開墾事業を続けながら 1898（明治 31）年モンレー湾で日本人による本格的な漁業を開始し、乾鮑や鮑缶詰など加工品の製造に取り組んだ。日本が日露戦争に勝利した 1905（明治 38）年頃から排日の動きが高まると、各地方にあった在米日本人協議会を連携させ、在米日本人協議会を結成するとともに、代表としてワシントン駐在大使青本周蔵に面談して排日問題の解決を働きかけるなどに尽力した。1913（大正 2）年、カリフォルニア州日本人中央農会が設立されると会長に就任し、稲作にも取り組んでカリフォルニア米生産への道を聞いた。1915（大正 4）年、サクラメントにおいて 52 歳で死去した。（参考・佐賀県人名辞典・佐賀県電子書籍ポータルサイト）

野田のことでは大場俊雄も引用しているのが『在米日本人史』（在米日本人会・1940（昭和 16）年）である。ここには「…1898（明治 31）年モンレー地方の農業開発者野田音三郎は、試みに一船を浮べて日本流の『ハエナワ』を使用して見たところ非常の好果を挙げたので、漁業に従事する事になった。…採鮑業方面に於ても野田音三郎は其元祖であつて、1899 年頃より採鮑を試み干鮑として支那輸出を図つた。折柄加州は干鮑を法律を以て禁止したため罐詰に代へたるも販路少なく失敗であつた。其後採鮑業は井出、森等を経て小谷兄弟の白人と提携して調査と研究とを重ね、漸く収支相償ふに至り採鮑区域を拡大するに至つた…」という。

「…1895 年（明治 28 年）モンレー市に近いカーメルのポイントロバスでは邦人の手による採

鮑業が営まれていた。恰もこの事業は当時加州在留同胞指導者の一人であった佐賀県人野田音三郎が画策創始したもので、野田は 1895 年、太平洋開発会社の所有に属する森林の伐採並に薪切りの為、ワツソビルより菅野・今城の二邦人を同伴してモントレイに赴き、彼らと前後して伐採の為に到着した和歌山県人の漁師六七名と共同して、小規模な漁業を始め、半漁師、半伐木者として過してみたがその中に井出百太郎なる者も一行に加つて専ら食料供給を担当するに至り、野田は翌 1896 年採鮑業の有望なるに目を着け、井出と諮つて日本より専門家を呼び寄せることとし日本で諸準備と機械の買付け等を磯部小哉に依頼した。磯部は農商務省へこのことを相談に及んだので、農商務省では当時千葉県にみた小谷源之助にこれを通じて渡米を促し、(小谷は当時千葉県で潜水機を以て採鮑業を営んでみた)小谷は早速渡米し 1896 年 10 月モントレイに来つて野田と協力することになったのである。両人協力の採鮑業には日支人多数の漁夫が従事し、鮑は乾燥して日本にも送り、百斤(16貫目)を 32 円(米貨 16 弗)で売買し、その業績は良好であった。然るに其後に至り野田と井出との協力作業は分裂し井出はポイントロバスに採鮑業を起し、日本より潜水機並に漁師を呼び寄せ、野田も亦日本より漁師を雇って事業を拡張し、茲に於て両人は対立するに至つたが、井出は資金つづかず、1898 年頃より桑港の森肇の融資によつて事業継続を図つたが遂に及ばず、ポイントロバスに於ける井出の採鮑業は、森及び野田の協力者小谷の手によつて経営されることとなつた…」とある。

ここで重要な一文が「…井出と諮つて日本より専門家を呼び寄せることとし日本で諸準備と機械の買付け等を磯部小哉に依頼した。磯部は農商務省へこのことを相談に及んだので、農商務省では当時千葉県にみた小谷源之助にこれを通じて渡米を促し…」という部分で、農商務省への相談した人物が「磯部小哉」という。この人名は大場俊雄の調査で間違いとわかっており、正しくは「磯部水哉」とされているので、後述する井出百太郎とともに磯部水哉も取り上げる。

『在米成功の日本人』(櫻府隠士著・1904(明治 37)年)をみると、「…住居はモンリオールの灣に瀕して居る所から、豫て農事の傍ら小仕懸の漁業を営んで見たが、三四年前から採鮑業を始た。是は勿論重に白人の資本でやつて居るのだが、鮑を採り之を罐詰にし之を口ぐ事等主として音次郎が採配を揮て居る。而してモンリオール灣の附近は西班牙人の多く土着して居る所であり、半農半漁の貧民が澤山ある所から、年々州會でも開ける頃になるとモンリオール郡選出の西班牙人なる議員に由て彼等と貧民は毎度の様に日本人の漁業を排斥する運動を始めるが、之に對して野田等は其都度機敏に熱心なる運動を爲し、今尚日本人の漁業権を保ち續て居る。斯て此頃では野田等の關係をして居る會社の鮑の罐詰はドシドシ布哇にまで賣て行く…」と、日本人排斥への対応が描かれている。

また野田の家族関係では日本でのネットワークに関して、「…野田の配偶は紅葉館の愛娘である。人も知る如く同館は華族連の共有のやうに成つて居るが、之を預つて管理して居るのは野邊地翁である。翁は多分會津藩のチャキチャキであつたらうが、餘暇健康躰と見え子實が頗る多い。勿論腹は或は異りもしやうが、上の方に男子がありて歐羅巴に住いて居るやうだが、下の方は皆女子だ、夫れで中程にマスエとか云のがある。虎の門の東京女學館で勉強して、音樂や料理は勿論佛蘭西語なども一應出来る。佛蘭西語は天主教宣教師の學校で學だ様に聞て居る。野邊地翁はマスエにも其妹連にも皆一通り佛蘭西語を修業させて交際場裏に立得る準備をさせる。用意周到と云ふべしだ。斯くてマスエは良縁を得て寫眞の見合で遂に音次郎に嫁ぐこととなり、卅三年の夏高平公使の一行と同船にて渡米した…」という。これらの状況が事実であるとするならば野田音三郎は妻の実家からの人脈を使えば、政府要人を通じて農商務省との交渉は可能だといえた。

1918（大正7）年頃、安房郡七浦村千田で書かれた『紀念記録書』という小冊子がある。ここには「明治二十九年極月中亞米利加合衆國キヤリフォルニア州モンレー郡ロバートサイドに鮑採取業經營スベキ希望者静岡県井出村井出百太郎ナル者小谷兄弟諸水産物奇製ノ妙實ナルヲ傳知セラレ依テ經營試験的小谷氏兄弟ヲ技手者トシ井出氏ヨリノ層托ヲ受ケラレ鮑採取労働者トシテ安田市之助、山本林治、安田大助右三名被雇サレ安房郡内ニテ渡米者ノ端緒デアツタ」と書かれている。

この小冊子によれば、カリフォルニア州日本人鮑漁業創始時の井出百太郎と小谷兄弟の繋がりは、明治29年12月にアメリカ合衆国カリフォルニア州モンレー郡ロバートサイドで鮑漁業經營を希望していた井出が、小谷兄弟の諸水産物加工技術に優れ確かなことを伝え知ったので、試験的に小谷兄弟に技術者、援助者になるよう依頼すると共に、鮑採り労働者として安田市之助ら3名を雇ったことが安房郡内の渡米者の始まりであるという内容である。磯部水哉や農商務省の関わりについては触れられていない。

大場俊雄「米国アワビ漁業の経営者、井出百太郎」（『地域文化研究』八戸工業高専 地域文化研究センター・2010年）を参考に静岡県出身の「井出百太郎」という人物をさぐってみる。井出は野田がカリフォルニア州で始めた鮑漁業に構想段階から関わり、一緒になって取り組んだ。そして井出の知り合いの磯部水哉の仲介によって農商務省が小谷源之助に渡米を促し、源之助・仲治郎兄弟と素もぐりの男海士3人が渡米することになった。野田と井出は小谷兄弟や男あまが現地到着後、日本人による素もぐりでの採鮑業と乾鮑加工業を始めたが、明治31（1898）年9月末頃、素もぐりに続いてヘルメット式の潜水器械を導入して採鮑漁を始め、身は乾鮑に加工し、殻は装飾品として販売していった。井出はモンレーにおいて採鮑業や鮑加工業の井出水産部を設置し、米国人の鮑保護や採鮑漁禁止運動に抗して操業していたが、結局上手くいかずモンレーから撤退し、サンフランシスコの井出商店經營に専念した。だが、サンフランシスコ地震の被害で帰国したものの、今度は関東大震災によって行方不明になったと伝えられている。

井出百太郎は、1867（明治元）年静岡県の大淵村で後藤善藏の二男として生まれ、1878（明治9）年に井出角十の養嗣子となっている。外国語に熱心な教育を進めていた静岡県尋常中学校に入学すると、アメリカ人教師との交流を深め、卒業している。そして、1890（明治23）年に初めて渡米して以来、明治25年、27年、29年、31年、34年と計6回旅券が付与され、当時として米国へは頻繁な往来をしていたといえる。そして、1892（明治25）年に井出はサンフランシスコ市第6街201番に井出商店を開いている。『在米日本人年鑑』（明治39年）は「二十五年今の井出商會ハーワード街と第六街の角に設立された」と記載され、『現代人名辭典』、『東京社會辭彙』、『大正人名辭典』にも明治25年サンフランシスコに雑貨店を開業と書かれている。その後、市内の第6街からバッテリー街に店舗をかえて營業し、日本には東京日本橋区小舟町1丁目6番地や神戸栄町6丁目48番館に出張所を置き、様々な輸出入品目を扱っていた。

採鮑漁業に関わった経緯は、前述の『在米日本人史』で取り上げたように、佐賀県出身の野田が1895（明治28）年、「…モンレーに赴き、彼らと前後して伐採の爲めに來着した和歌山縣人の漁師六七名と共同して、小規模な漁業を始め、半漁師、半伐木者として過してみたがその中に井出百太郎なる者も一行に加つて…野田は翌一八九六年採鮑業の有望なるに目を着け、井出と諮つて日本より専門家を呼び寄せることゝし…」とされる。野田と井出はカリフォルニアで鮑漁業を始めるに当たり、日本での諸準備と機械の買付け等を磯部水哉に依頼し、磯部は農商務省へ相談にいったことが前述の『在米日本人史』にある。磯部は井出と同じく静岡県人であり、井出より12歳年上で、東京市芝区や日本橋区に住み、1879（明治12）年22歳のときに上海に、1881（明治14）年24歳のと

きに再び上海に商用で渡航しているという。そして磯部は井出とともに 1898（明治 31）年、旅行目的を商業とする合衆国行き旅券交付を受け、一緒にモントレイに出向き採鮑漁や鮑加工業を進めることになったと推察される。

磯部が農商務省へ行って相談すると専門家を派遣するとなり、その専門家は源之助になったという。源之助は 1897（明治 30）年 9 月 9 日に渡航主意水産業調査、渡航先桑港という旅券を得て、9 月 14 日に汽船ドーリックで横浜港を出航し、9 月 29 日サンフランシスコに到着して、12 月 3 日には仲治郎と男海士 3 人が渡米し源之助と合流したのである。こうして潜水器採鮑漁技術と乾鮑製造技術を身につけた千葉県からの専門家や海士は、野田や井出のもとで鮑漁業と加工業に従事することになった。

サンフランシスコで井出商店を経営していた井出は、採鮑漁業を新規事業にし、井出水産部をモントレイに設置した。日本人が採鮑漁を始めると、モントレイ郡の人びとから鮑の獲り過ぎによる絶滅を憂える声があがり、そのことでの新聞報道もあった。井出百太郎を紹介する『日本現今人名辞典』（明治 33 年）には、明治「三十二年四月米國加州の縣會に於ひて井出水産部漁業禁止案の下院を通過したるも氏の反對運動の結果なりと云ふ此年七月又モントレイ郡會に於て加州縣會に提出せしも此れ又氏の反對運動によりて法律とならず一ヶ年米金六十弗（日本金百二十圓）の税金を郡に仕拂ふ事に修正せられたし」とあるので、採鮑漁を始めて間もなく鮑漁業禁止や鮑の郡外搬出禁止を主張する米国人の動きがあったのだろう。結局は、1900（明治 33）年頃に井出は潜水器採鮑業や乾鮑加工業をやめるが、『在米日本人史』には、井出は資金がつかず、ポイントロバスにおける井出の採鮑業は、サンフランシスコの森俊肇と小谷源之助の手によって経営されたと記された。サンフランシスコの森とは、井出の跡を継ぎ潜水器採鮑漁業や乾鮑加工業経営に参入したサンフランシスコデュポント街 527 番の森合名会社の経営者であった。

大場俊雄「米国でアワビ潜水漁業、干鮑加工業を営んだ護俊肇」（『地域文化研究』八戸工業高専地域文化研究センター・2013 年』を参考にサンフランシスコで森薬舗を経営していた「森俊肇」を紹介したい。護俊肇は、1900（明治 33）年頃、モントレイで野田音三郎や井出百太郎から鮑事業を引き継ぎ、源之助・仲治郎兄弟の潜水器採鮑を支援した人物である。「護」の宛名で「小谷」宛への 25 日付書簡【174】がある。「…御養生専一に遊さるべく候…米国より書面には、三月末か四月上旬には、帰朝する様申参り候ニ付、一寸御通知申上候…」との内容だけで護俊肇を差出人とできるか。書簡の「御養生専一」との御見舞い言葉は誰にむけたかを推察すると、やはり 1907（明治 40）年 3 月「脳症」で村議を辞職した清三郎に向けたと思われ、護俊肇が御見舞いと帰朝の挨拶をしたものであろう。だが、源之助の弟小谷寿一の就職について、なぜか触れられていない。

寿一の清三郎宛ての書簡【21】の内容は、石田トミと結婚した寿一が夫婦で渡米して護俊肇経営の森薬店に勤めることになるが、渡米の手続きを報告している。「トミ入籍之義ニ付種々御心配…謹啓 兼ねて御送附方相願へ置き候膳本、本日正ニ落手仕候間御通知…本日直々東京府ニ向へ提出…森氏之証明書には渡航費用一切を支給し呼寄候旨記入之あり…其筋より其等の件に付き取調…在京護夫人迄で届き…渡米之節ハ同人より受取る様…又川名方にて目下売薬商見習い中…」とある。寿一はトミと結婚し入籍したのが 1907（明治 40）年 1 月である。渡米にあたり書類や連絡などは在京していた護夫人が関わるとともに、渡米費用を一切負担してもらい、4 月 18 日に日本を離れた。そして、仲治郎の清三郎宛 6 月 29 日付書簡【222】では「…寿一事海上無事着米被致候趣き、安心仕り候、実ハ時節柄如何かと案じ居り候処、差支へなく上陸致し候義、誠ニ幸福ニ奉存候…宛名ハ森薬店方と致し置き候…」と、当時、排日風潮が強まり移民が難しくなっているなかで、寿一・

とみ夫婦が無事、サンフランシスコに上陸し森薬店に着いたとの報告を受け安堵している。

ところで、柏村桂谷著『北米踏査大観』(1911(明治44)年)によると、護俊肇の経歴は滋賀県長浜出身の1860(万延元)年生まれであるが、1885(明治18)年渡米し、ホテルや葡萄酒醸造場で真面目に働いた結果、まだ排日の風潮もない時期であったので、重要な任務に付き特別の収入を得たという。そこで貯蓄した資金で日本に材木輸出事業をおこなうものの失敗に終り、再び猛烈に働き古着類及び時計などを扱う仕事で資金を貯めると、海産物事業が儲かるということで小谷源之助とともに、モントレイ付近で採鮑事業に取り組んでいったという。しかし、馴れない海産物事業も不調になり撤退して、当時サンフランシスコの日本人社会には薬舗がなかったので開業したと述べられている。

だが、実際は旅券下付記録から渡米は1897(明治30)年12月24日であり、後の出版物が「森薬店」開業を翌98年とし、住所はサンフランシスコ・デュポン街527番地となっている。数年後の日系新聞広告では「森薬舗」と改名し、引き続き「森」を商号としていた。薬舗経営をしながら護俊肇は、1900(明治33)年にモントレイの採鮑業や鮑加工事業を井出商会から買取り、森合名会社水産部を設立した。だが日本への乾鮑輸送に失敗して2年も経たないうちに撤退することとなり、銀行家で地主であったA. M. アーレンの支援を受けていた源之助仲治郎兄弟が引き継いでいったのである。

## 14. 金澤屋の女性たち

400 通近い平野家書簡のなかで、年月未詳で差出受取人も欠損した女性の執筆と思われる、ほとんど平仮名による興味深い書簡【64】がある。「…おまいさまおんはじめこかないさまみなみなごきげんいかニや、おんみのうへたいせつにおんまもりくだされたく候、わたくし事も、とうねんはるからぶらぶらとやすみおり、旧七月方とこにつき、このよでなきひとニあいたり、このちのひとニわかれまでいたし、川原田ゑまいりおり候ところ、十八日のひに、たしかおまいのすがたとみゑましたから、よばりたきわやまやまなれど、じぶんのみもかなわず、こゑもとどかず…てがみあづけおき、それもとどいたるものやらとどかざるものやら、なんのごへんじもこれなき…つるとゆうひとまいり、わたしもいくからゆこと、旧十一月一日のひに、わざわざくるまにていづもやかた方まいり、もりさんにあい、おまいをたずねること、ろぐみのところゑもりさんハしんばいまいつたとまうし…」という内容である。ここには「川原田」との地名があるので佐渡の地であり、また病気のことが書かれているので、源之助の妻になった田中リンが源之助へ宛てた書簡ではないかと思われる。

「田中リン」は1873（明治6）年11月12日、新潟県佐渡郡河原田諏訪町141番地で、父田中善三郎・母ヨシの二女として出生し、1899（明治32）年9月5日に源之助と結婚し、1902（明治35）年9月3日、出生地において28歳で亡くなっている。「…わたくし事も、とうねんはるからぶらぶらとやすみおり、旧七月方とこにつき、このよでなきひとニあいたり、このちのひとニわかれまでいたし…」と言っているので、田中リンは病気でも結核で亡くなったと伝えられていることと重なっている内容である。

年月未詳で差出人名はないが結核ということで、たよから清三郎宛て7月21日付書簡【232】には、「…つね事も誠に誠にむつかしきよふすニて御座候、ついてハ、たん（痰）にち（血）うみのよふなで、又ハち（血）ばかりも出候付、私ニてもさすそく（早速）かいたくとぞんじ候て候へども、誠にひま（暇）どれ申わけもこれなく、此たん（段）御あしからずねがへ候、又つね事もふせりたりおきたりいたしをり候、どふぞどふぞばゞさんにも御しらせ下されまじくよふ申上候…」という内容で、「つね」という人物が痰に血が混ざり結核の症状のなか「…つね事もふせりたりおきたりいたしをり候…」という。「…どふぞどふぞばゞさんにも御しらせ下され…」という「ばゞさん」を祖母ふきとすると1907（明治30）年4月11日に亡くなっているので、「つね」という人物とは祖母ふきが亡くなる前に関わっていたと考えられる。同じように「つね」の結核の書簡【68】には「…つね事いろいろこまこま御手紙御送り下され、つね事初一同大悦び御座候、誠に誠にあり度御礼申上候、猶又、つね事源之助方御はなし申上候事とぞんじ、別段手紙差上申さず候らへども、つね事もせき出又いきゝれいたし、誠に誠にこまり入候、しんばし初ミなミな様一同相だんいたし、多カギさんニねがう事ニ候処、多カギ先生の御子さん、ばひふうと申病キニ相かゝり、しんさつなりがたく候付、今日惣左衛門殿とがいと申先生へ、しんばしおとく殿方御手紙いたゝき、ねがへ出候付、私ニても大金をつかへ、宅ニていろいろしんばへニ相成…」とある。「つね」の病状はまだ軽いようで「…せき出又いきゝれいたし、誠に誠にこまり入候、しんばし初ミなミな様一同相だん…」とあるので、新橋の福原有信・徳らに相談して高木兼寛医師の診察を受ける予定となった。だが高木が不都合となり「とがい」という医師に変わったという。でも結核となれば入院となり「…大金をつかへ、宅ニていろいろしんばへニ相成…」となったのではないかと。なお、高木医師が個人医として東京病院を開設したのが明治24年なので、この書簡はそれ以降と思われる。

二つの書簡の内容から明治25年から30年初めの期間に結核になった「つね」とは、一体誰のこ

とを指しているのでしょうか。書簡【68】のなかのたよの言葉は、「…先日つね事いろいろこまこま御手紙御送り下され、つね事初一同大悦び御座候、誠に誠にあり度御礼申上候、猶又、つね事源之助方御はなし申上候…」と「つね」に対して温かく対応し入院をさせたと思われる。書簡【232】では、「つね事」の病状が悪化しているので、「…私ニてもさすそく（早速）かいたくとぞんじ候て候へども、誠にひま（暇）どれ申わけもこれなく…」と、結核の「つね」の扱いにたよは困っている様子が見える。

金澤屋が懇意にしている根本の若佐家に「リン」がいる。田中リンの「リン」を「倫」という漢字を使うと、「倫」は「つね」とも読むので、たよは清三郎宛ての書簡には「つね」としたとも考えられる。もし、「つね」が田中リンとすると、結核を患っている女性との間で源之助は婚約関係を結び、後にリンを日本に置いたまま、渡米したことになる。前述した年月未詳で差出受取人不明の女性の書簡【64】が、結核療養のため佐渡の実家に帰っていた田中リンの言葉とすると、源之助はなぜリンに不誠実な態度を取ったのであろうか。リンが源之助の行方をさがすために、佐渡の指導者である森知幾とも接触していることを考えると不思議である。

なお、佐渡の小布施村にてと記した早川角太郎から清三郎宛ての年月未詳書簡【44】には、「…御令息源之助様ハ、当地へ商用ニ御出ケニハ相成不申候や、ツネも御相談致度義有之候間、一先御来駕為致候テハ如何御座候、何レ委細ハ真中萬二申上候、源之助様ハ何方ニ御滞留仕候哉…」という一文があり、「…ツネも御相談致度義有之…」と、「ツネ」という人物名が書かれている。書簡には不鮮明な印の一部に「能代」と読めるところがあるので、早川角太郎という能代港町の人物が佐渡に商用で来た際に清三郎に出したものだろうか。いずれにせよ、この「ツネ」という女性が関係あるとすると、源之助との出会いは佐渡と限らないうえに清三郎も知っていた可能性がある。戸籍では出生地に死亡を届けた記載になっているが、根本東墓地の金澤屋一族の墓域には「佐渡国河原田町 田中家産 源之助妻俗名リン行年三十一」と刻んだ墓が確認されている。

1849（嘉永2）年生まれのたよは、16歳で4歳上の清三郎と結婚し、すぐに長男源之助（1867年）が産まれている。二男仲治郎の後 1876（明治9）年長女らくを、また三男四男の後の 1882（明治15）年に二女ふきを、さらに五男の後の 1890（明治23）年、41歳の時に男5人女3人の末子になる三女ひでを産んでいる。書簡から金澤屋の女性たち、長女らく、二女ふき、三女ひでの姿を追ってみたい。

長女らくは兄の源之助や仲治郎と、それぞれ9歳4歳と離れているものの、彼らの生き方を身近で見ていたし、それなりの影響を受けたと思われる。「小谷らく」は根本小学校を卒業すると、二人の兄がいる東京で過ごしているが、その頃源之助は佐渡方面など金澤屋の販路拡大に奔走していた。仲治郎は金澤屋の仕事を手伝いながら水産伝習所に通い始めた時期で、一緒に住んでいたようにみえない。多分、らくは東京の森惣右衛門宅か、親戚に間借りしていたのではないかと思われる。らくに家事見習いの奉公の話があったことが仲治郎の書簡【79】に見える。その後の清三郎と親しい山崎峯次郎からの書簡【25】には、14歳のらくが病気になったものの快復して受検するとの記載があるので、東京のどこかの女学校を受検したと推察される。らくの女学校時代に関わる書簡は今のところない。卒業して故郷の根本に帰ったと思われる 1894（明治27）年、この1年間は金澤屋を手伝って、翌年親が薦める結婚となったのではないかと思われる。女学校を卒業する前後から金澤屋を手伝った時期に、金澤屋では商品取引や金銭貸借のことで極めて重大なことが起った。19歳のらくは、1895（明治28）年5月9日に「安房郡富崎村布良千三百三番地 星野富平妻ニ嫁ス」と戸籍にある。根本の隣の富崎村布良は金澤屋の出先機関があり、採鮑業や乾鮑製造と商取引において深

い関係をもっていた場所である。

結婚直後、らくは両親宛に「…良家ニ嫁し、妾が幸福之に過ぎたる事之なく候、母上様ハ口明の御婦人ニおわしまし、実に文明の母とも申べき御方…母上様ニ幸をつくし、夫ニ貞操をつくし、御両親様の御尊意を安せん事をねんじ」ていると書簡【353】を出している。兄の仲治郎が平野家の婿養子になった時期に、日清戦争勝利の世情のもと大都会東京で過ごしていた女学生のらくが、浮き沈みのある海産物問屋金澤屋の経営を心配していた時期である。清三郎・たよの意向を酌んだ結婚であったであろうし、姑を「文明の母」と言って安心させている。その後、たよ宛に断片的な書簡【332】ではあるが「□□楽な様でもままにならないのは嫁の身（欠）す、…□□ぞよろしくいひわけをして下さい」と意味深長な言葉が綴られている。4か月後の9月11日、「安房郡富崎村布良千三百三番地第八号 星野富平方ヨリ離縁帰ス」と記載されているが、らくには一体、何があったのだろうか。その後のらくの生き方は後述する。

次に「小谷ふき」のことを紹介する。実は、たよの祖母である土佐五三郎の二女もふきという。祖母「ふき」は1806（文化3）年出生し1897（明治30）年に92歳で亡くなっている。書簡では金澤屋の家族への挨拶に「御老母」「ばあさん」「ぼうさん」などと書かれている人物である。ふきが喜寿（77歳）になった1882（明治15）年、清三郎・たよ夫婦の三女ふきは生まれ、祖母と同じ「ふき」という名をつけた。三女ふきことは大島四郎著『安房の潮左為』に全く書かれていない女性なので、仲治郎は妹ふきの存在を大島に語らなかったのであろうか。妹ひでとは対称的な扱いを受けている。

22歳の三女ふきは、戸籍によると1904（明治37）年12月27日に東京市小石川区小石川久堅町20番地の伊東祐寿と結婚している。ふきが父清三郎宛に出した書簡は3通あり、結婚後のものである。1月29日付書簡【22】では「…ニ米国方十一月頃小かはせ参るはずの今だ何んのたよりなく、誠ニ誠ニ気かもめて気かもめてこまり入候…」とあり、誰からの小為替送付かはわからないが、夫の伊東祐寿かもしれない。欠損の多い1月28日付書簡【62】は「…隣家星川[ ]藤七なる大学[ ]今回博覧[ ]際し却[ ]参訪問者[ ]き為め、勉強[ ]出来[ ]につき郷里の妾宅、本月二十九日より二週間位借間致度候と申され候…」と、東京帝大4年星川藤七が博覧会（1907年（明治40）年3月20日から7月31日の東京勸業博覧会と思われる）期間中、勉強のため東京の自宅を避けて、清三郎宅を借間したいとの依頼である。2月4日付書簡【242】は、1月29日付書簡の米国より小為替が未着であったが、「…米国の為替（カ）□□手紙参り、金子百円まゐ□□（欠損）候故、何卒御安神下され度候…」という報告で、2通の書簡はいずれも1907（明治40）年のものである。

なお、差出人の字体がふきと思われる書簡が3通あり、渡米に関わる貴重な内容が書かれている。年は不明だが10月14日付書簡【13】は、伊東宅前にある「学校より火事」がでたので火事見舞いの手紙を要望している。ふきの結婚前の10月5日付書簡【24】には、「…姉上様には御無事御渡米之由、誠に目出度祝し上参らせ候、然るに兄事渡米ニ付てハ一方ならぬ御尽力下され、御蔭さまにて是れ迄の運びニ相成候も、御父上様の御かけと深く御礼申上候、尚ほ御礼申上候も筆紙に尽しがたく一生忘れ申間敷候、末筆ながら御母上様へも御同様御礼厚く申上候…」という重要な内容で、娘ふきが源之助の後妻ふくの渡米を祝福するとともに、兄源之助の渡米に対して両親に「筆紙に尽しがたく一生忘れ」ることはないといっている。その文言の背景には何か意味あることが隠されているのか。後妻ふくの渡米はふきの結婚の年の1904（明治37）年8月16日なので、10月5日付書簡になったのだろう。4月22日付書簡【227】はふきの結婚後、1905（明治38）年の4月東京・小石



川の伊東家の姿や義母との関係が書かれている。また「…近い内ニ若松町之姉上様之仕事など致し度と考へ居り候…」と、姉らくとともに裁縫の仕事をしたいたか、「…米国より便り有之候…」 「…来る秋頃ニは東京見物ニでも御出で被下度、旅費は又私が仕事でも一心に致して、御送り申べく候…」と、姉らくとの交流のことや、ふきなりに両親を気遣っている。

ふきの嫁ぎ先である伊東家の縁者や義母からの書簡が数通あるが、義母から金澤屋にいるらく宛て2通のうち書簡【26】をみると、仲治郎が米国から帰国した1906（明治39）年11月27日以降、翌年3月頃の「…米国人の舟ちんほつのよし貞めし御近所ハにきやかニ御座候と存候、しかし仲次郎様ニハよき折御帰国被遊候…はくらん会も日ちかく相成候…」などのダコダ号遭難事故や東京勸業博覧会のこと書かれ、もう一つの書簡【27】では、「…仲次郎様の手つま（手品）の咄しに、清兵衛さんの米国咄し…」とあって、伊東の義母が根本の清三郎宅にいたことがわかる。そして、年月や差出受取が未詳であるが、内容からみて義母かららく宛てと思われる書簡【136】では、「…此程ハ長々御世話様ニ相成、殊ニ見る物事めつらしく、此上もなき楽しみいたし…御両親様・仲次郎様ニも御やさしく被遊を、米国の色々替りし御咄し伺ひ…」とあり、根本に長逗留したことや前述の2つの書簡に書いたこと、「…留守中も何事もなく、おふきハ間ニ合くれ候間、私ニ取てハしつニしつニしつニ嬉敷存…」と述べている。

ふきに関わって重要な書簡がある。今のところ調査中であるが、ふきの夫「伊東祐寿」の名を出している別所良之輔から清三郎宛の10月31日付書簡【110】である。内容は「…一昨夜伊東祐寿氏モンテレーヨリ本月三日発の書状拝見致し、御姉上様共ニ無事御安着之由、何より御目出度大賀之至ニ存上候、尚小生ニ関シ在米御両兄ニ御話シ被下候由、身ニ余て感謝奉候…」と、別所は米国モンテレーの伊東祐寿からの書状を見て、「…御姉上様共ニ無事御安着之由…」とは1904（明治37）年8月16日に源之助の後妻ふくが渡米したことであろう。伊東祐寿とふきは結婚前であるが、伊東はすでにモンテレーにいる源之助・仲治郎兄弟と知合いであったのではないかと推察される。また、「小生ニ関シ在米御両兄ニ御話シ被下候由」とあるので、伊東の書状に清三郎から別所のことを聞いたとの記載があり、そのことでの源之助・仲治郎から話しがあったと書いてあったとすると、別所は渡米について伊東をはじめ清三郎を通じて、源之助・仲治郎にコンタクトをとっていたのではないかと推察される。

夫を祐寿君と呼ぶ井上庄兵衛と思われる人物（義母の兄）が清三郎と仲治郎宛に2月3日付書簡【313】を出し、「…伊東氏御家内トモ篤ト協議致候処、祐寿君不在中貸間デモセバ、地代位の所ハ収入可有之様申…」とあり、わざわざ「祐寿君不在中貸間」でもおこなうと収入があるといった背景には、渡米中という長期間の不在を想定しているのではないかと推察される。ふきを姉上様と呼んでいる勝太郎は仲治郎宛に7月19日付書簡【230】で、「…御老人様御病氣、其後如何に候や…姉上様も御相談口（欠損）願申し上げ、兄上様御帰国迄、当分姉上様方江同居致し度候…」と、清三郎の病気のことから明治39年から43年の間、伊東祐寿が渡米中、勝太郎は伊東祐寿・ふき夫妻宅に同居したと思われる。井上庄兵衛の娘と思われる勢以子の1月元旦付書簡【82】では、「…私之身ニ取ても、御遠方ニ居らると如何御暮しニかと夫れのみ心ニかゝり居候得ば、何卒一日も早く御帰宅遊ばされ候…」と、伊東の義母は1907（明治40）年の正月は根本の清三郎宅に滞在していた。そして、らくと思われる人物が勢以子の出産手伝いに関わっていた書簡【117】などがある。

らくとひでの姉妹は漁村の女性として教育を受けていたとともに、男尊女卑の風潮に向き合うなかで、キリスト教信者や宣教師たちとの出会いもあった。明治期にあつて多様な考えにふれながら、自己の生き方をさぐっていくことになる。

離婚後のらくは根本・金澤屋に戻って、母たよや祖母ふきと暮らすことになる。『長尾村誌』「根本尋常小学校」の項「教員の移（異）動」の中に「小谷らく」の氏名があり、「就任 明治 33 年 5 月」「退職 明治 39 年 3 月」「訓導（専）」「備考 34 年 5 月代用教員 36 年 9 月専科教員」と記載があるので、1900（明治 33）年 5 月に 24 歳のらくは代用教員として根本尋常小学校に採用されている。それとともにこの年 6 月に清三郎は学務委員になり、三女ひでは 5 年生（10 歳）として在学していた。

この時期、根本尋常小学校には注目される出来事があった。粕谷常吉編『房州に光を掲げた人々 房州伝道百年小史』（聖公会出版 1973 年）によれば、安房のキリスト教宣教は、1897（明治 20）年頃より医師秦呑舟や笛木角太郎らによって朝夷郡健田村大貫で始まったのが、安房での宣教における原点である。とくに医師秦呑舟の強い影響力のもとで、大貫を中心に房総半島南端・安房地域の広範囲にわたった宣教活動を展開していった。講義所や集会所がつくられ、秦夫人のオルガン演奏では子どもたちが集まったという。後に佐久間吉太郎らの伝道で信徒が増え、安房大貫教会となっていく。明治末期から大正期において安房地域の漁村では、キリスト教宣教も重なり、病気や教育などの地域課題への問題意識が高まっていく。名取多嘉雄著『明治期における日本聖公会の千葉宣教』（三恵社 2011 年）には、明治 30 年代での安房の宣教資料が掲載され、とくに長尾村根本を訪れた宣教師たちによって、長尾村根本の姿や子どもたちの様子が報告されている貴重な内容である。

1903（明治 36）年、V. H パトリックという宣教師が本部に提出した『千葉宣教に関する年次報告書』がある。そこには「…根本は北条の南 3、4 里のところにある漁村…ここの住民の日常的活動の中で、比較的大きな部分を占め、また精力的である部分は、女性が担っているように見え…彼女たちは男たちより遥かに優れたダイバーであり、またスイマーであり…彼女たちは一年中、主として海に潜って、いろいろな種類の貝や海藻を取って生計を立てている」と村の女性たち（海女）の姿を述べている。そして、重要な記載が「…イマムラさんの 2 年間にわたる信仰深い証しによって生まれたものです。彼は、その当時、学校教師で、今は見習伝道師…」と書かれている部分である。『長尾村誌』にある根本尋常小学校教員名簿でこの人物をさがすと、らくと並んで「今村狷介」の名があり、「就任 明治 34 年 9 月」「退職 明治 36 年 8 月」「代用教員」とあった。キリスト教徒の教員として 2 年間あまり、根本の子どもたちの教育を担っていた。パトリックは「イマムラさんは、小学校の子供を集めて、福音の物語を教えました。多くの子供がそのメッセージを身に付けました。そして子供達は幼稚なやり方ではありましたが、キリストに従おうとしたのです。子供達はかなり強い妨害を受けました。小学校の校長と彼から唆された子供達の強い妨害を受けました。しかし、彼らは着実に進んで行きました」と報告している。

前述の『房州に光を掲げた人々』の「続編・キリストの証人たち」山田三郎（旧姓森三郎）証言のなかで苗字が「大西狷介」になっている教員は、今村狷介のことと思われる。山田は 1886（明治 19）年父森善九郎と母まつの二男として長尾村根本に生まれ、根本小学の時に爆発事故で手首を切断した。教えを受けた「大西」先生の話に心を惹かれたたびたび訪ねたという。18 歳の時に洗礼を受け牧師を志すようになり、大阪三一神学校に進学したものの病気で中退し、帰郷後はキリスト教徒として裁判所の代書（司法書士）になったとある。

今村狷介が根本小の代用教員として在職していた 2 年間、ひでは 5、6 年生であり、今村からキリスト教の影響を受けたことは、その後の女学校進学に関係したかもしれない。パトリックは「…根本の西にある布良という大きな村では、人々が今キリスト教の集会を開くことを求めているので、「光は広がりつつあり、「いまや少なからざる数にまで達した日本のクリスチャン教師のひと

りひとりが、イムムラさんが根本でやったように、その光を輝かすことになる」と述べている。

パトリック宣教師の後を継いだのが、ピーコックという女性宣教師である。1904（明治 37）年 1 月出版の「Japan Quarterly 第 30 号」に長尾村根本の宣教報告の要約が出された。「…根本は千葉県南部の大貫から 12 マイルから 14 マイル位のところにある村です。北部出身の或る学生が、教役者になる希望を持ちました。しかし、病弱な彼は太平洋岸の小さな漁村の学校の先生になりました。多くの抵抗にもかかわらず、子供達を集め、救世主について話して聞かせました。子供達は素晴らしい反応を示しました。私共はこの子供達に会いたいと思い、友人と二人で、この絵のように美しい村を訪ねました。数人の女の子と若い教師とが出迎え、魅力的な日本旅館で心からの歓迎を受けました。女性集会在午後 2 時から古い仏寺で開かれる予定でしたが、男性が現れただけでした。女性は一日中、浜と畑で忙しく働いているからです。これはこの地域の特徴なのです。まず、子供の集会をしました。こんなに興味の持てる聴衆に話をしたのは初めてでした。子供達はいろいろな学校の歌を歌い、聖語を唱えました。子供達は非常に敬虔で静かでした。祈りについて教えられると、子供たちは静かな場所を選び、ゲッセマネと名付け、しょっちゅうそこに行って祈っているのです。最近、先生が職を辞して、東京に向かった時には、子供達は先生の周りを囲み、涙を流して別れを惜しみました…」とピーコックは根本の人びととの交流からキリスト教宣教の姿を報告している。

二人の宣教師が取り上げている「今村狷介または大西狷介」は、後に日本聖公会において重要な人物となり、「大西狷介」は『日本キリスト教歴史大事典』（日本キリスト教歴史大事典編集委員会編集 教文館 1988 年）に掲載されている。1880（明治 13）年、新潟県高田の今村致和の 4 男として出生し、（大西姓になったのはいつかの記載はない）1903（明治 36）年青山学院中等部から東京高等商船学校に進学するも、同級生が遠洋航海で全員遭難した時に大病を患っていて乗船せず助かったとされる。2 年後、新橋教会で受洗し、東京聖教社神学校（聖公会神学院）を卒業、中部教区では高田から始まり新潟市に定住して伝道後、聖公会中部教区の各地教会に献身し、後に聖公会中部教区第 3 代主教になった人物で、1966 年名古屋で没している。「清貧に甘んじたことから、アジアのフランシスコや良寛をしのばせる高僧として敬慕された」とあるが、根本で 2 年間、代用教員であったとの記載はない。

根本尋常小学校において代用教員の今村狷介の存在は、教師らくにとっても在学していたひでにとっても衝撃を与えたと思われる。当時の宣教師報告にあるように、子どもたちの教育活動や教師同士の交流に、それなりの変化があったはずである。前述したらくの教員経歴では、「就任 明治 33 年 5 月」「退職 明治 39 年 3 月」「訓導（専）」「備考 34 年 5 月代用教員 36 年 9 月専科教員」であり、今村は「就任 明治 34 年 9 月」「退職 明治 36 年 8 月」「代用教員」となっているので、らくが教員になった翌年に今村が着任し、退職した 2 年後の明治 36 年にらくは代用教員から専科教員になっている。この時期、前年の 9 月にリンが亡くなり、年末に源之助が田代ふくを後妻にし、明治 37 年に誕生した長男英雄を連れて、ふくは渡米していった。その後の明治 39 年 11 月には仲治郎が帰国する。

家族におこった出来事のなかで、31 歳になったららくは今後の生き方をさぐっていこうと、明治 39 年 3 月に小学校教員を退職し、根本を離れて東京での新しい生活を始めることになる。もう一度、裁縫技術を学び高めたいと思ったようだ。

年月日未詳であるが、らくが家族の誰かに宛てた書簡【50】であり、らくの転居や勉強のこと、そしてひでの学業について書かれている。「…私出京後はまづ（欠損）を訪問し、三晩ほど（欠損）寿

一方にとまり、夫れより伊（欠損）直ニ貸間を搜索に参り（欠損）【中欠】（欠損）間と申のみニ（欠損）きもの、または暗くして勉学ニ堪へざる物のみにて、四五日馳けまはり、足も気も勞れ、実ニ閉口仕り候、物見遊散処にてはなく暮らし居り候処、去る十一日英子始めて通学途中、ふと当家を見付け候て、喜び帰宅いたし候へば、直ニ借り受け、去る十三日移転仕り候、当日は土曜日にて英子の都合もよく、殊ニ青山よりは態々おとみ殿来られ、色々道具など持来りて、心切ニ終日立ちはたらき呉れ、午後六時ごろ漸く落ちつき申候…」と転居先について報告している。「…家屋は新らしく、二階（私共ノ室）は六畳ニて、前は大きな植木やの庭を見はらし、後も高等師範より其他、下町と異り樹木沢山あり、目下は花之盛りニて、実ニ見事ニ御座候、間代は二円五十銭ニ御座候、今迄聞きし中にては一番安く候、大口（欠損）畳五十銭の割合ニ御座候…」と住居や周りの環境を喜んでいる。住所は「小石川区大塚窪町8番地 納所滋治」であった。

ひでの学業については「…開校以来よく勉強なし居り、夜分も十一時頃までなし、英学の出来る人居られ候へば誠ニ都合よく候、同人成績之義ニて候が、如何なる御都合にや、生徒一同へ披露せざる旨…目下は二学年ニ相成り、書物等も準備仕り候、本人勉強之義ニ付ては、不及ながら注意仕るべく候間、決して御案じ遊ばさるましく候…」と報告し、らく自身の進学のごとは「…去る五日より新学期開業仕り候へ共…去る十一日より入学し日々通学なし居り候、時間は午前三時間丈にて、余り脳もいためず、只今之処にては誠ニ面白く望みも有之候、女は六七人ニ御座候、業ニ懸ると何事も打忘れ、私には之上もなき職業ニ御座候、身体之為めには非常ニよろしく候、今勉□（欠損）中にてかくの次第なれば、成業□□（欠損）如何ばかり□□（欠損）楽しく…」と、「私には之上もなき職業」といっているので、裁縫などを学ぶ学校に入学したと書かれているが、体験入学のようなもので正式の入学ではなかったのではないかと推察される。らくは学校というよりは、裁縫の仕事を始めたのかもしれない。ひでやらくの文言などからみて、1906（明治39）年3月に教員を辞め、上京した4、5月頃、ひでが「二学年ニ相成」という時の書簡であり、二人で納所滋治宅の借間を見つけ、一緒に住むことになったことを報告している。

また、年月未詳で差出人と受取人不明の書簡がある。入学したい学校のことを報告しつつ、学費などの支援を願っている、らくと思われる書簡【69】である。そのなかの文言に「…兄上様には御帰朝以来…」とあるので、仲治郎が米国から帰国したのが1906（明治39）年11月27日であるので、この書簡は翌年の1907（明治40）年3月頃ではないか。「…実ニ私には身体之上にも此上なきよき職業ニ御座候、只今は本科之普通科と申へはいり候、同科は六ヶ月ニて卒業のよしニ御座候、其上は高等科も之あり候へ共、まづ右普通科六ヶ月学ひ候へば、一通りの道は覚へられ候よしニ御座候…」と入学している学校の様子を伝えている。「…上京後家を借るまでニ意外の費用を要し候ニ付、六ヶ月間の月謝丈、即ち一ヶ月二円五十銭なれば、十八円ニ校費二円、メ二十円丈御補助被下まじく候…」と月謝や校費の補助を願っているが、これらのことを東京にある裁縫関係の入学要項と重ねてみると、当時の「東京裁縫女学校」でないと推察する。

らくは支援を受けても「…其外之費用は半日休みなれば内職（裁縫）にてかせぎつゝ学び候間、如何ニも相すみ不申候…写真器械は兄上様のも寿一のも之あり候間、来年の今頃は多少かせがれ申さんと存じ候…此外の費用ニ付ては、決して御心配相かけ不申候…」と強い決意表明をしているとともに、「…成業の（欠損）下は御免被下と申教ひ不申候、されば村方の人親るいにては御話し被下まじく候、三十路ニ余る今日までは苦勞のみ相懸け、尚此上ニかくまた御心配相かけ候段、如何ニも相すみ不申候へ共、今後身が一生の生業ニ御座候へば、何卒何卒御助力被下度偏ニ御願ひ申上候…」と、「…三十路ニ余る今日までは苦勞のみ相懸け…」と自省しながら、再び学びの実践の道を歩

きたいと訴える姿がある。

らくのその後については不明だが、倉田白羊から仲治郎宛ての 11 日付書簡【2】がある。「拝啓 御書面の條々々々了承仕候、専簡素を旨と致せるは、本間氏側にて元より望み居る処に有之候、荷物も直様本間方へ御差出シ之事、賛成之次第に御座候、無論廿日之式日前二日位に、到達シ候日取りにて願上候、不取敢用件のみ」という内容である。このなかの「…荷物も直様本間方へ御差出シ…廿日之式日前二日位に、到達シ」とは、誰の何の式の前に荷物を送るのが不明である。書簡の「…専簡素を旨と致せるは、本間氏側にて元より望み居る処に有之候…」という部分が重要といえる。大島四郎著『安房の潮左為』（私家版・1983 年）から、これはらくの再婚相手が「本間」という人物であることがわかった。大島は「…仲治郎の妹のらくは北条（館山市）で女学校の裁縫の教師をしていたが、縁あって本間徳治郎と結婚した。本間にとっては後妻であった。本間徳治郎は気鋭俊敏の陸軍少尉として日清戦争（明治 27～28 年）に従軍して勇戦力闘、とくに牡丹江の戦いにおいては殊勲を立てて武名を天下にうたわれたが、この戦闘で敵弾をうけて左腕の機能をうしない傷痍軍人となってしまった。大尉で現役を退き、その後は永らく「偕交社記事」（陸軍将校の結社である偕交社の機関誌）の編集にあっていた。陸軍士官学校では、のち総理大臣にもなった田中義一大将と同期で、卒業成績が上位であったために同期会などではいつも田中の上席にすわり、生涯にわたって「おれ」といい「貴様」と呼ぶ親交をつづけていたという。「偕交社記事」の仕事をやめた本間は館山に晩年の居をかまえて閑日月をおくっていたが、そのころ筆者は岳父仲治郎にともなわれて一度その家を訪れて、本間と会ったことがあった。このとき、その妻のらくはすでに他界し、本間はすでに古稀を過ぎていたと思われる…本間とらくの間には子がなかったが、本間には先妻の生んだ二人の男の子があった。その長男は筆者よりも五、六歳年長であった…」と書いている。

大島は実際に本間徳治郎と会っているので、らくとの再婚は間違いない。仲治郎の長男平野義雄が 1917（大正 6）年に徴兵入営した際の餞別帳に本間の名前はないが、1919（大正 8）年に義雄が渡米した際の餞別帳に名前があった。ということは白羊がひでと長男平吉を連れて館山・北条町に転居したのが、1917（大正 6）年なので、らくは大正 7 年か 8 年に再婚したのであろう。

## 15. 明治女学校のひでと画家倉田白羊

小谷清三郎・たよは男5人女3人の子どもがいたが、末っ子の三女ひでは1890（明治23）年の生まれで、源之助・仲治郎が渡米した年に根本尋常小学校に入学している。小学校時代に前述したキリスト教徒の代用教員今村狷介の教育を受け、宣教師の報告のような児童の一人であったとすると、それなりに影響を受けたであろう。そのような経緯が女学校の選択に関わっていたかもしれない。

1905（明治38）年に根本尋常高等小学校を卒業すると、どのような経緯があったかはわからないが、前述のらくの書簡【50】からみて、その年の4月明治女学校に入学したのではないかと考えられる。

ひでは、年月日未詳であるが仲治郎宛に書簡【370】を出し、明治女学校が経営不振なので他に転校するため試験を受けたいと述べている。長い書簡は明治女学校の置かれている現状や学校の沿革などが書かれ、当時在学していた人物が学校や教師に対して、どのようなことを考えていたかの証言資料として、極めて重要な書簡なので全文を紹介する。

「為替早速御送り被下ありがたく存じ候 私事帰国中に学校の事に付き、御話置き候が御承知の通り、當校は古くより成立致し居り候へば、名は今に至りても聞え居りて如何なる人も知り居り候へ共、そは岩本先生の校長たりしたために候へ共、もと番町に有之候節、校舎も充分にたてあり、其頃はあまり高等女学校などは多く無之く、加ふるに岩本先生の熱心なる女子教育をもってせしたためと申され候、然るに其頃大火有之候て校舎及寄宿舎共に焼失せしたため、當巢鴨なる庚申塚に一度健て尚續け居り候處、如何なる事情にか、岩本先生は突然、小此木先生と申只今学校の側に御出被下候方に学校の事一切を託しなされ、実業會に入らせられ候てより、以前の小此木先生引受けなされ其後續け遊ばされしが、都合上昨年四月丁度私が入学せし折に、福迫先生と申只今の校長、四国の中学校の校長に辭令下りしかど辭して、明治女学校の校長と成り小此木先生の後を引受け色々不充分の處など、先年四月に改正して續け居り候が、然程とは思はざりし学校の借財有之候て、とても此後如何なる福迫先生にても續けかぬるとか、校内には一般に噂御座候、

最も噂のみには御座なく候、現に福迫先生御自身にて校堂修身の時、財政上毎々奔走致し居りせはしくて教授もよく出来ないて、生徒に對して気の毒などと御話し遊ばされ候、先日教員會議御座候て其席上にて日頃、大変に悪口つきなされ候、他学校の事を大変ほめ■■て、明治女学校をひどくのゝしり候由、寄宿生活し居り候當校の学友は皆福迫先生の感化と云ふべきか、

生徒一同の間は父母も兄弟も及ばぬ様なる一趣他校と差異御座候て、校友の中には一切秘密などなく友どちらにて友の噂など仕かけ候ても云へかけられし者、かへってその人に忠告を加へるやうなし居り候、され■■此度などは種々寄宿舎の中にては一同相談の上四月には必ず續け、此学校立つ事能はざるべしとて最早出づるばかりの仕度なし居る由に候、

他の先生などにはかまはざれども、一同福迫先生の御恩には一方ならず■■居り候へば、義理として一同退学すればみすみすつぶれるを見るあたはずとて悲しみ居り候、一同退学する所以は色々當校に關係なき者には学校の不名譽故話すあたはず、先日も生徒一同（と申候ても一年生だけ）相談なし学校に火をつけ焼きはらい候へば、此儘つぶれ候ても学校の不名は出でざるべしと、かやうなあさはかな考へまで起すやう成り候とは私共始め一同悲しき次第に候、

然れどいたづらに学校のみ思ひたりとて、皆々国を出づる時の事を思ひば、必ず歸へる迄には望み通り勉強せねばならずとて、ここに一同四月すぎに学校立たざれば、他校に轉学する事に致し候てそれぞれ仕度致し居り候、

付いては私事も区内にては始めて女学校などに入学せしなれば、帰へる迄に此儘にては皆々様に合する顔もなく、種々考へ候て女子大学の附屬高等女学校の四学年に試験をうけ申べきやと思ひ申候、

付いては此際皆々に此手紙御讀み被下御相談なし被下度、兄上様事四月迄に御出京被下候ハズ私も色々都合宜しく候が、何卒御相談の程願上げ候、学校事は外の人に御話し被下まじく候、道徳上には少しもさしつかひなき事に候、先づは之にて、

英子 兄上様（欠損）上様 今迄程度ひくきたため他校に轉ずる事かこく候、入学するとせば、もはや手讀致さざれば試験後れ候間、早く御返事被下度まち居り候」との書簡である。

ひでは文言に「…昨年四月丁度私が入学…」としているので、書簡の差出しは1906（明治39）年であるが、仲治郎宛てであるので、米国から帰国した1906（明治39）年11月27日以降とすると、12月末頃の書簡ではないか。書簡には「…兄上様事四月迄に御出京被下候ハズ、私も色々都合宜しく候が何卒御相談の程願上げ候…」と1907（明治40）年の4月までには、女子大学の付屬高等女学校4学年に転入試験を受けて、転学する予定を伝えたかたかもしれない。書簡には「…皆々国を出づる時の事を思ひば、必ず帰へる迄には望み通り勉学せねばならずとて、ここに一同四月すぎに学校立たざれば、他校に轉学する事に致し候てそれぞれ仕度致し居り候…」と、明治女学校の学びがさらに続いていく決意を生徒たちは表明している。

ひでが入学した明治女学校は、日本に外国人経営の学校はあるが、小学以上の女子教育機関がまったくない状態にあつて日本の女子教育に外国の教育法をまかせておくべきでないとの創立主意書をもって開校した女学校である。牧師木村熊二が呼びかけて島田三郎や田口卯吉、植村正久、巖本善治が発起人となり、田口の姉であつた木村の妻・鏡子が取締役になり1885（明治18）年に開校した。ただ翌年に木村鏡子が亡くなり1887（明治20）年からは巖本善治が教頭となって実務を執つた。巖本は女学雑誌の主宰をしていた関係で寄稿者であつた星野天知や北村透谷、馬場孤蝶、戸川秋骨、島崎藤村、青柳有美らを教壇に迎えたという。教師は大西祝（哲学）や元良勇次郎（心理学）、大和田建樹（国文学）、幸田延子（音楽）、津田梅子（英語）、若松賤子（英語）、荻野吟子（医学）などが務め、富井於菟・新井奥濠・島田三郎・植村正久・内村鑑三（生物学）らが講師になつたこともあつた。

1892（明治25）年に巖本が2代目校長となつた。巖本もプロテスタントだったが、校内での宗教的儀式はなく、布教的なことを学校教育に入れなかつた。生徒には神の下で平等な男女が健全な家庭を営むための心構えを教えた。校舎や寄宿舎はボロ屋であり、生徒の服装も質素だったが、生徒たちは全国から集まつたという。学校運営を話し合う評議会は生徒たちが参加する民主的なもので、寄宿舎も生徒の自治を尊重した。

1892（明治25）年に東京・麹町区下六番町に移転し、最盛期には生徒が300名在籍したが、教会や宣教師の経済的援助を受けなかつたので学校経営は厳しかった。そんな時期、1895（明治28）年2月に深夜の失火があり、校舎・寄宿舎・教員住宅の大半を失い、焼け残つた教室で授業を続けた。翌年東京府北豊島郡巢鴨に移転して校舎を新築することができた。当時、社会一般の女子教育に対する理解が十分でなかつたなかで、広く支援者を募つて資金を得る私学経営を進めることは理想で、結局、犠牲的な献身でしかなく、財政もその状況から抜け出すことはできなかつた。

結局、1904（明治37）年に巖本は校主に退き、教師で寄宿舎の舎監だつた呉久美（呉文聰の姉）が校長になつて支えた。しかし、ひでの書簡にあるように「…福迫先生御自身にて校堂修身の時、財政上毎々奔走致し居りせはしくて教授もよく出来なくて、生徒に對して気の毒などと御話し遊ば

され候…」と、教師たちは生徒たちに学校運営にある財政的な問題を伝え、緊急事態を理解させていった。結局、財政問題の破綻が原因となって、1908（明治42）年に閉校したのであった。

その後、ひでが明治女学校からどのような経緯を辿っていったかは、書簡類がないので不明のままであるが、他の書簡を分析するまでに至っていない。戸籍によると、ひで（22歳）は倉田重吉（雅号「白羊」・30歳）と1911（明治44）年7月31日に婚姻届を出し、東京市牛込区弁天町134番地を住居とした。倉田は佐倉藩士の漢学者倉田幽谷を父にもち画家浅井忠の親戚にもあたる。1901（明治34）年に東京美術学校西洋画科選科を卒業すると、牛込区弁天町の中村忠誠の養子になり、その後群馬県で県立中学の美術教員や太平洋画会会員になっている。1903（明治36）年、22歳の時に群馬県沼田町の高橋てふと結婚するが、翌年には教員を辞めて上京。中村家とは離縁し倉田に入籍し、画業をしながら時事新報社の記者になる。てふと離婚したものの、長女羊子が誕生した。26、7歳の時に第1回と第2回文展に連続して入選。1907（明治40）年5月に石井柏亭や山本鼎、森田恒友の三人の画家により創作版画や美術評論を発表する月刊同人誌『方寸』が創刊されると、翌年に白羊は、小杉放庵、織田一磨、坂本繁二郎らと加わり、活躍している青年画家や版画家、そして美術評論家が参加するグループになった。ドイツで刊行された雑誌『ユーゲント』をモデルにしていたという。菊倍判8ページ（のち16ページ）の雑誌だが、近代版画史にとって重要な木版・石版・銅版画をはじめ、漫画などの作品や評論、紀行などが掲載された。この年には「パンの会」も結成され、参加することになる。

美術文芸雑誌である『方寸』は、ひでと白羊の出会いや結婚に至るまでの様子などを知るうえで重要である。『方寸』第四巻第一號（明治43年1月10日発行）には、「信濃の旅」という一文が掲載され、11月13日から1週間、倉田白羊や山本鼎、石井柏亭、小杉未醒、北原白秋らが懇親会を兼ねて信濃のスケッチ旅行に出かけているとわかる。この旅では汽車などで短歌を詠んでいるが、『方寸』に掲載されたもののなかに、「なみなみの戀にはあらず旅路より夜毎文書く安房の少女に」と、柏亭が白羊の旅での姿を詠っているところをみると、明治42年11月頃に白羊とひでは手紙のやり取りをする間柄であったようだ。この年に白羊は時事新報社を退社し画業に専念するようになる。

明治40年4月以降、ひでの転学は明治女学校から女子大学付属女学校4年生に転学したかどうかは不明であるが、もし転学していれば翌42年3月に転学先の女学校を卒業する予定になる。いずれにしろ、今のところ不明のままである。

『方寸』第四巻第四號（明治43年5月10日発行）に「小日向台」という石井柏亭や倉田白羊、山本鼎らの交換書簡という形の文があり、柏亭が白羊に送った文面に「…布良、白濱、千倉那古、と廻り根本にては倉田君の御舅の家の前をも過ぎりたる筈なり、しかし其名を忘れたるは遺憾也…」とあり、明治43年5月10日発行のなかで、すでに柏亭は「倉田君の御舅の家」といつている。続いて「根本より」というタイトルでは、石井柏亭や倉田白羊、森田恒友、小杉未醒らが書いて、そのなかで白羊が未醒に宛てた書簡文では、「今日の僕を君に見せたい、見て貰い度い、今日は僕は立派な婿である、午後五時から僕を主賓としての宴席が開かれるのだ、…僕は今總ての人達の標的となつて居るらしい、僕が奥座敷の宴席に出る可く着物を被換えて居ると諸所で私語の聲くすくす笑ふ聲などが盛んに聞えて来る…六日午後二時根本にて」とあり、金澤屋で白羊を主賓とする宴席があったようで、それは結婚したことでの宴会であったのだろうか。

そして、白羊から恒友に宛てた書簡文に「今日妻と妻の姉等と官幣大社安房神社に詣でた、妻の正装はいたく土地のものゝ注目を惹いて居た、妻の歩調の甚しく遅緩なのに閉口しつゝ自分も牛の



歩む如く…四月九日根本にて」と、ひでを妻といい、次の書簡文も根本から「…今日午後晴れたから久々に醫者どん岩に行つて見たそして小作を得た、若い妻はホワイトを出して呉れた、油の着いた指を氣にして岩になすりつけた、顔なじみの海女達は僕等を見て唯ニヤリとした丈である…四月十一日」に、妻と書いてあるので、婚姻届は後にして、明治43年3月頃結婚したのであろうか。清三郎は明治43年の7月27日に亡くなっているのに、翌年7月31日に婚姻届を出している。3月頃は清三郎が脳症のため寝込んでいても、白羊とひでの結婚のことは仲治郎がいたので対応できたと思われる。

青木繁を追悼する『方寸』第五巻第参號（明治44年7月10日発行）は、同人誌の最終号になった。柏亭や恒友のいないなかで白羊とひで夫妻は、牛込区弁天町124番地の自宅を方寸社の事務所として最終号を編集したのである。青木繁は根本の隣村の布良を訪れ、同姓の小谷喜録宅に滞在して『海の幸』を描いた。そのことはひでにとっても親近感があったのではないか。明治女学校では文学や美術などの分野に影響を与えた教師たちによって、英語や漢文なども原文でおこなう授業がおこなわれ、個性的な女学教育を受けたひでは、白羊が要求することに対応できる知力を身に付け、一緒に編集作業ができたのだらうと思われる。

なお、白羊は大正デモクラシーのなかで安房の地から児童自由画教育を推進し、自由教育のあり方にも一石を投じてきた。1922（大正11）年には農民美術研究所の副所長として、友人の版画家山本鼎に招聘され、信州上田に移り住んでいる。

## 16. 清三郎の死去と仲治郎

市制町村制が 1888（明治 21）年 4 月 17 日に制定され、25 日に公布となり翌年の 4 月 1 日に施行された。村議会議員選挙では清三郎が村会議員に選出され、長尾村初代村会議員として明治 22 年 3 月 20 日から 28 年 4 月 1 日までの任期を務めている。明治 37 年 4 月 1 日に再び村会議員に就任したが、明治 40 年 3 月 17 日に清三郎は村会議長石和田民五郎宛「議員辞職願」【E9】を提出した。「辞表 長尾村会議員 小谷清三郎 私儀 脳病之為メ辞職仕り度ニ付、御聞届け被下度、此段及御届候也、明治四拾年三月十七日 小谷清三郎 長尾村会議長 石和田民五郎殿」が了承され、明治 40 年 4 月 1 日付けで辞任となった。

村政にとっては村会議員の立場から、教育では学務委員として、そして、漁村の暮らしや生活をまもるために漁業組合理事として誠実に務めていたと思われる。そのなかでも根本・布良海岸線境界問題は解決させなければならない難題で、その糸口は見つからなかった。

1906（明治 39）年、米国から帰国した仲治郎にとっても根本・布良問題は心配の種であったろう。その事態に関わって仲治郎から清三郎宛てに 8 月 21 日付書簡【3】がある。この書簡は水産伝習所第 3 回卒業の同窓で農商務省技手能代日出雄と 18 年目の再会といているので、1909（明治 42）年となり清三郎が亡くなる前年のことである。千倉・大川の宿鈴木屋において語り合った根本・布良問題には、「…如何なる方法にて調査相成るかを承知致し度と存じ、訪問いたし候処、本省の官吏ハ中井書記官・能代技手・其他属官一名・測量技手一名、都合四名、及県吏郡吏之三名ニ有之候処…根本・布良事件ニ及ぼし候…該事件ニ付ての真相逐一談話仕り…本省にても余程面倒なる事件と思ひ居られ候処、迂生之説明にて、争点ハ単ニ境界上之事と知り、安心せられし模様ニ御座候、本月二十七、八日頃、御地の調査ニ取り懸る事と被存候…」と語っている。1912（大正元）年 9 月 17 日指令第 240 号行政裁判に関わっているかどうかは不明だが、明治 45 年 7 月上旬に農商務省技手能代日出雄が実地調査として根本・布良海岸線境界の測量をおこなったとの記録が砂取区有文書にあった。この年の 7 月 30 日から大正元年が始まっている。

農商務省に面倒な「根本・布良事件」とされる問題を仲治郎は丁寧に説明したのであろう。「…争点ハ単ニ境界上之事と知り、安心せられし模様…」との感触を得て能代らは調査に当たったのである。この報告を聞いて病床の清三郎は、仲治郎に解決に向けて骨を折ってくれることを託したのではないか。

そして、65 歳の清三郎は 1910（明治 43）年の 7 月 27 日に亡くなった。「晃林院明覺道清居士」という戒名である。1845（弘化 2）年に森惣右衛門の二男として出生し、20 歳頃に小谷家に婿入りし妻たよとともに 40 年余り金澤屋を引き継いで、以来 8 人の子供たちを育みながら採鮑漁業や乾鮑製造業を営んできた清三郎を仲治郎なりに顕彰している。墓碑には「謹誌 居士幼名大吉森惣右衛門智照院ノ次男ナリ入テ金澤屋ヲ嗣キ清三郎ヲ襲名ス資性敦厚水産事業ニ終始シ世運ノ進展ヲ先覺シ専心郷黨ノ學事ヲ奨励ス嗣子源之助北米カリフォルニア州ニ採鮑事業開拓シ邦人水産業者ノ先驅ヲナス 大姉たよ性格圓滿克ツ婦徳ヲ修メ十有八人ノ兒孫ヲシテ後顧ノ憂ナク遠ク北米ノ天地ニ活躍セシメ孤獨家ヲ守リ括然トシテ世ヲ終フ其意氣ヤ實ニ壯ナリト謂フベシ」と刻んでいる。と同時に、仲治郎は葬儀を通じて、父清三郎が最後まで願っていた根本・布良海岸線境界問題の解決に向けて取り組んでいこうと決意したかもしれない。

葬儀に出席できなかった関係者の弔辞書簡が 6 通ある。そのなかにも森一郎から仲治郎宛ての 7 月 27 日付書簡【160】があり、「…愚拙儀、帰京后早速以書状、御叔父上様之御容体如何被遊候やと、御尋ね申上度と者思はざるに者あらざりしも、勝手に取紛れ遂ニ一度も御尋ね不申、御無沙汰多罪

之段者御許被下候、次ニ愚拙儀、本日商法先より帰宅仕候処、村松町御叔父上様より御言伝へに而…」と、清三郎を「叔父」と呼び、もう一人「村松町御叔父」といっている。根本の森家大屋ではない東京にいる「森惣右衛門」の後継者が森一郎のようで、「叔父」ということは、清三郎や森惣左衛門には兄がいたとなる。この点でも明治 18 年に亡くなった森惣右衛門と森一郎との関係など、東京に住んでいた森一族の墓石調査などが必要だろう。

また、倉田白羊の仲間である太平洋画会会員で『方寸』同人の画家小杉未醒から仲治郎宛ての 7 月 28 日付書簡【1】には、「拝啓 白羊兄急行御渡房の砌、父上様御永眠の儀承り、驚入申候、先日中御病勢、稍ニ御回復と拝承、乍陰安心仕居候処、皇天遂に命まかさず、痛借此事に存申候、何共不耐暗淡、謹て御弔申上候、遠途不得参列、恐惶謹言、七月廿八日 小杉未醒」とある。『方寸』同人たちが白羊と関わって金澤屋との交流を示していることは、房総美術史に新たな発見となった。

そして、清三郎の死去によって、不在である長男源之助名で長尾村戸籍吏石和田民五郎宛てに「家督相続届」【10】「家督相続届 千葉県安房郡長尾村根本千八百四拾七番地 平民戸主 前戸主清三郎長男小谷源之助 慶応三年老月八日生 明治四拾参年七月式拾七日、前戸主清三郎死亡ニ因り、家督相続戸主トナル 右家督相続及御届候也、届出人 明治四拾参年 小谷源之助 安房郡長尾村戸籍吏石和田民五郎殿」が届けられた。

最後に仲治郎のことを紹介したい。1943（昭和 18）年 4 月 22 日に仲治郎は 72 歳で死去する。その葬儀において根本漁業協同組合長の黒高新示は「…明治三十五年漁業法発布当時、君ハ亜米利加ニ在リテ、父清三郎ト兄源之助ガ心配シテクレタ事ノ解決シナイウチニ兄ト交代シ、君ハ内地ニ在リテ種々心配シテクレタガ、事ノ解決ニ至ラズシテ、大正元年九月行政訴訟ヲ定期スルノ止ムナキニ至レリ。大正四年二月判決ニイタルマデノ間、率先奮闘シテクレタ。ソノ功績ニ対シ、根本漁業組合トシテハ永遠ニ記録ニ残シ、感謝ノ念ヲ捧ゲルモノデアッタガ、君ノ急逝ニ遭イ驚愕ソノ極ニ達シ、唾然トシテ為ストコロヲ知ラズ……」と弔辞を述べて、根本漁業組合は永遠に記録を残して感謝の念を示したいといっている。

根本・布良海岸線境界問題は、「大正元年九月行政訴訟」となり、裁判に仲治郎は尽力した結果、「大正四年二月判決」で決着をつけた。裁判の経緯は 1902（明治 35）年の漁業法の改正によって海岸境界線の設定が実施され、根本と布良の両区ともに従来からの慣行を主張して譲らず、隣接している地区であっただけに長年、深刻な対立と争いになっていた。「…父清三郎ト兄源之助ガ心配シテクレタ事ノ解決シナイウチ…」と、清三郎は村会議員であり、問題の解決を期待される漁業組合理事として奔走していた。根本漁業組合から交渉依頼を受けた仲治郎は、誠意と熱意をもってねばり強く布良漁業組合と折衝を重ねたものの事態は好転せず、1912（大正元）年 9 月に行政訴訟となった。仲治郎は東京に滞在し寝食を忘れて訴訟に専念し、1915（大正 4）年 2 月 15 日、根本漁業組合の正当を確認させ、長年にわたる紛争を解決に導いた。父清三郎の生前の願いを仲治郎は引き継ぎ、根本側原告の中心となって難しい裁判に立ち向かったのである。その意志は渡米後に排日問題が高まったなかで困難な状況を乗り越えていった経験が生かされたといえる。

渡米する前に源之助・仲治郎兄弟は、清三郎・たよが自営する海産物問屋金澤屋で、潜水器採鮑漁業や海産物取引の仕事を担当していた。ともに両親の教育を受けながら有力な学校で学ぶとともに、農商務省や水産伝習所をはじめ水産分野の人たちとの交流によって、最新の水産学や商取引、英語学などを学び、乾鮑や貝殻を扱う知識や技能を有していった。渡米後の数年間は日本人排斥の動きが高まっているなかで、潜水器採鮑業と加工業を継続することは至難の技であり、米国人へ理解を広げながら現地人との交流をもち、日米協働の事業が求められることになった。そのためには信頼

ある誠実な人柄を持って、米国人たちと粘り強く交渉する高い専門性や英語力が必要であった。困難な時代にあっても源之助・仲治郎兄弟が、その後 30 年近く A. M. アーレンと友情と信頼を育んでいった姿には、今日でも学ぶべき「平和・交流・共生」の精神が生きていると感じる。

今回の報告書は調査研究を進めていく準備に追われ限られた内容になった。まだ、すべての平野家文書の解読は終了していないので、地道な調査研究活動を続けていくつもりである。